

豊島区

子ども・若者 総合計画

令和7~11年度(2025~2029年度)



令和7年3月 豊島区

TOSHIMACITY

はじめに



豊島区では、子どもの視点からの施策を区政全体で推進するため、国に先駆けて、子どもの権利条約に基づき「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定するとともに、令和2年には「子ども・若者総合計画」を策定するなど、地域の皆様方のお力添えをいただきながら、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とした、幅広い子ども福祉政策を進めてまいりました。

令和5年には、悩みや困難を抱えた子どもたちからの相談に広く対応する「ふくろう相談室」を開設したほか、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を伝えることができる「子どもレター」の取組みを開始するなど、全国的にも先進的な施策を展開しており、子ども・若者や地域の皆様方からも評価の声をお寄せいただいております。

近年、急速な少子化や人口減少、児童虐待の深刻化など、子ども・若者を取り巻く状況は変化を続けています。

こうした中、国は令和4年の「こども基本法」制定や「児童福祉法」及び「母子保健法」の改正等により、地方公共団体に対し、子ども等の意見の反映や、子ども・妊産婦・子育て世帯の相談機能一体化を義務付ける等、全国の自治体に対して対策の強化を求めています。

こうした動きを踏まえ令和7年度から令和11年度の5カ年を計画期間とする「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」を策定いたしました。本計画は、少子化対策、児童虐待や貧困、多様な視点による施策の展開など、子ども・若者に係るあらゆる課題に包括的に対応する内容となっています。

新たな総合計画で掲げている「子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区」の基本理念を実現するため、区が展開する取組みに「子ども・若者等の意見聴取・反映」のステップを盛り込んだ、「豊島区子ども・若者アクションステップ」という新たな仕組みを導入することで、あらゆる施策に子ども・若者等の意見を反映してまいります。

すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り開いていくために、安全安心に暮らし、ともに成長していけるまちづくりを組織一丸となり推進してまいります。

今後も、地域の皆様とともに計画の実現へ向けて取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定のために、様々な視点からご議論いただいた豊島区青少年問題協議会、豊島区子ども・子育て会議及び豊島区子どもの権利委員会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただいた区民の皆様、意見交換に参加いただいた子ども・若者や地域団体の皆様から多大なご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

豊島区長

高階 みゆき



目次

第1章

計画の 基本的な考え方 (P.1～)

- ① 計画策定の背景・目的 2
- ② 計画の位置付け・他の計画との関連 3
- ③ 計画期間 4
- ④ 計画の対象 5

第2章

子ども・若者と 家庭を取り巻く 状況 (P.7～)

- ① 国・東京都・豊島区の動向 8
 - (1) 国の動向 8
 - (2) 東京都の動向 9
 - (3) 豊島区の動向 9
- ② 豊島区の状況 13
 - (1) 豊島区の現況 13
 - (2) 子ども・若者や保護者の意識・意向<アンケート調査の結果> 32
 - (3) 子ども・若者の意識・意向<ヒアリング調査の結果> 56

第3章

施策の方向 (P.59～)

- ① 計画の基本理念 61
- ② 基本的な考え方 62
- ③ 施策の体系 64
- ④ 取組の方向性と施策 67
 - 目指す姿Ⅰ 子どもの権利が保障され子どもが自分らしく成長できるまち 67
 - 目指す姿Ⅱ 妊娠期の方や子育て家庭が安心して子育てできるまち 83
 - 目指す姿Ⅲ 子どもが主体的に学び育つことができるまち 94
 - 目指す姿Ⅳ 若者が社会とつながり合い自分らしく成長できるまち 106
 - 目指す姿Ⅴ 子ども・若者が安心して生きることができるまち 112
 - 目指す姿Ⅵ 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち 126

第4章

第三期 子ども・子育て 支援事業計画

(P.139～)

- 1 第三期子ども・子育て支援事業計画について…………… 140
- 2 教育・保育施設の状況…………… 141
- 3 子ども・子育て支援事業計画の体系…………… 145
- 4 教育・保育の提供区域の設定…………… 147
- 5 児童人口の推移見込み…………… 148
- 6 量の見込みと提供体制の確保方策…………… 149
 - (1) 教育・保育…………… 149
 - (2) 地域子ども・子育て支援…………… 154
- 7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容…………… 171
- 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容…………… 171
- 9 特別な配慮は必要な児童への支援…………… 172

第5章

計画の 推進に向けて

(P.173～)

- 1 「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進…………… 174
- 2 子ども・若者等の意見の反映…………… 174
- 3 計画の検証…………… 175
- 4 計画の広報…………… 176
- 5 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化…………… 176

資料編

(P.177～)

- 1 関係会議委員名簿と審議経過…………… 178
- 2 計画策定へ向けた子ども・若者の意見反映の取組…………… 186
- 3 主な子ども・若者関連施設の位置図…………… 190
- 4 計画の進捗を測る指標一覧…………… 196
- 5 語句解説…………… 200
- 6 関連法令…………… 203



コラム一覧

1	子どもの権利って何だろう	69
2	子どもスキップ・中高生センタージャンプでの利用者会議	72
3	「子どもレター」・「としま子ども会議」	72
4	中高生センタージャンプ	75
5	区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化	77
6	としま地域未来塾	77
7	子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員	81
8	としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)	81
9	ゆりかご・としま事業～妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援～	86
10	子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」	89
11	こども家庭センター	91
12	マイほいくえん事業	99
13	子どもの主体的な事業	102
14	子どもと大人がともにつくる事業	102
15	自殺・うつ病の予防対策	108
16	すずらんスマイルプロジェクト	111
17	若者の居場所創出事業	111
18	ヤングケアラー	113
19	豊島区児童相談所	114
20	行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ	118
21	日本語指導教室	119
22	子ども若者総合相談 アシスとしま	125
23	としま子ども・若者応援プロジェクト	129
24	公園等防犯カメラ整備事業	134

第1章

計画の 基本的な考え方

【1】 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次世代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。また、平成27年3月には、条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」を策定し、区民ニーズを反映した各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取り組みを進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」では対象ではなく、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで支援対象を拡大し、様々な機関が連携して、それぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築しました。そして、年齢階層で途切れることのない継続的な支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題化していた子どもの貧困問題に対応するため、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取り組みの方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月には、「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性や、「子どもの権利推進計画」を含めた、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国では歯止めのかからない少子化の進行や人口減少、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するため、「こども家庭庁」を設置しました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。
- また、平成29年4月に施行された改正児童福祉法により特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、豊島区においても令和5年2月、新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、子ども・若者を始めとする計画対象への意見聴取を踏まえて、「子ども・若者総合計画」に、こども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」や区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を特定課題に対応した計画として盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。

【 2 】 計画の位置付け・他の計画との関連

1

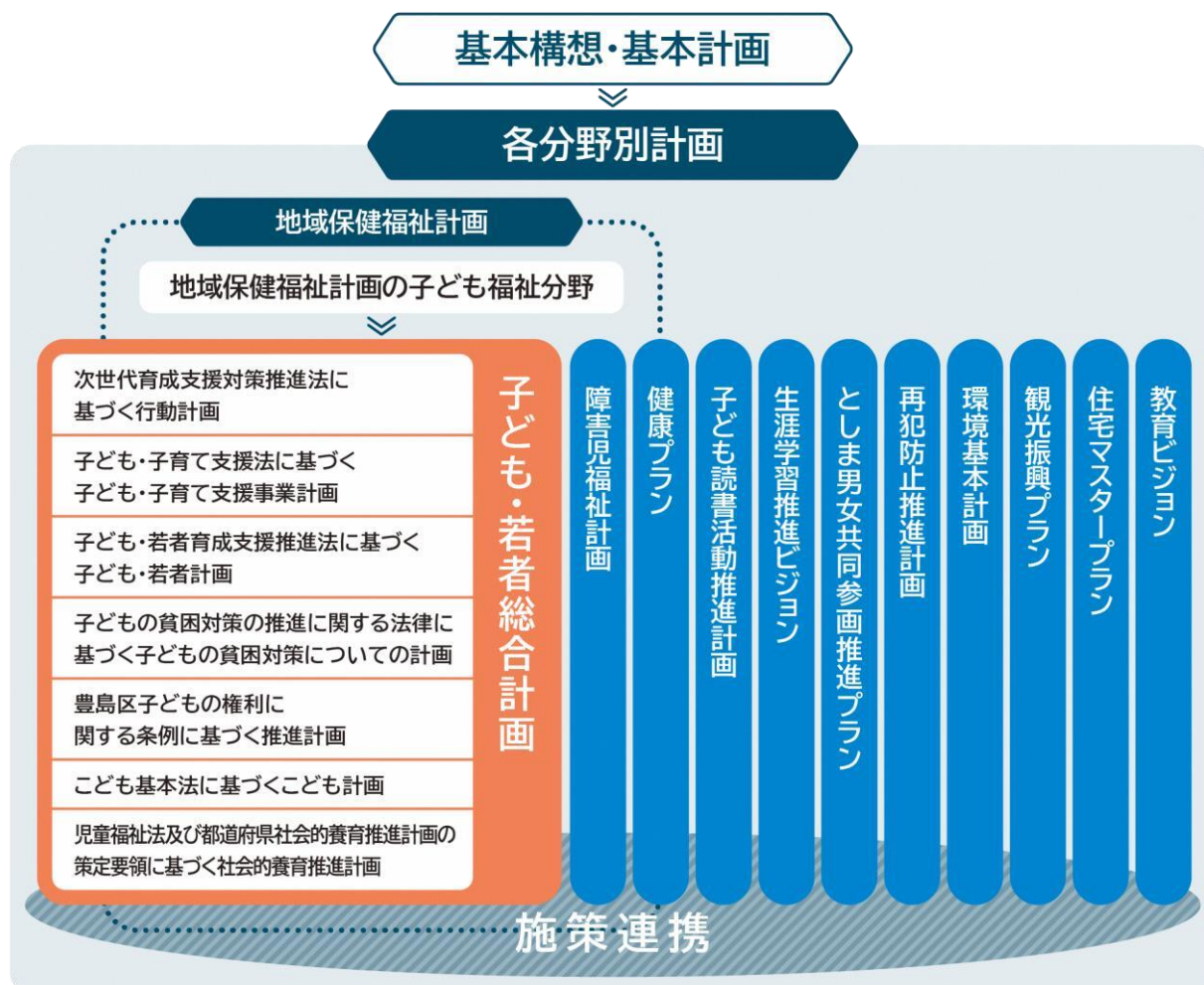
関係法令との関係

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第30条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

2

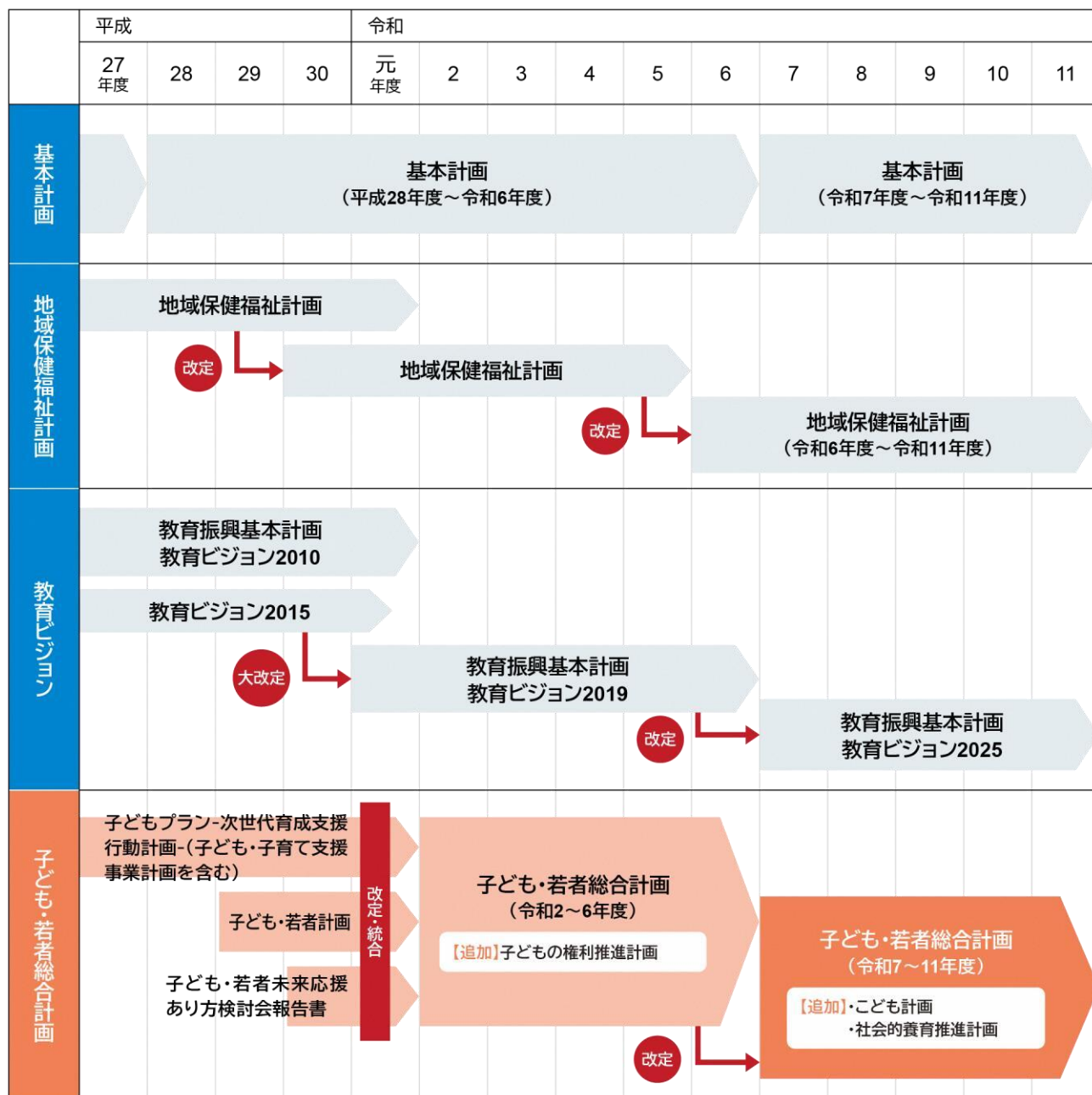
区の関連計画との関係

- 本計画は、豊島区基本構想・豊島区基本計画の子ども・若者分野の計画として位置付けます。
- また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けます。



〔 3 〕 計画期間

- 子ども・若者総合計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。





第2章

.....

子ども・若者と
家庭を取り巻く状況

1 国・東京都・豊島区の動向

1 国の動向

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第11条では、地方公共団体は、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、地方公共団体に子ども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、子ども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定められました。

2 児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成28年6月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導等の必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。
- 令和4年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

3 子ども・子育て支援法等の改正

- 急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月には「こども未来戦略」が閣議決定されました。これにより、政策を抜本的に強化するため3つの基本理念をもとに、保育施策について量の拡大から質の向上へ政策の重点を移す方針が示され、また、児童手当の抜本的拡充や出産等の経済的負担の軽減等、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的施策をまとめた「加速化プラン」が盛り込まれました。
- 令和6年6月、加速化プランの施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

2

東京都の動向

1 東京都こども基本条例の施行

- 東京都は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

2 「都道府県こども計画」への都の対応

- こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。
- 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子ども・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画』の2つの法定計画、及び、子ども目線で捉え直した政策の「現在地」と、子どもとの対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『こども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子ども政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

3

豊島区の動向

1 豊島区子どもの権利に関する条例

- 豊島区では、こども基本法(令和4年法律第77号)の制定に先立ち、平成13年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申し、平成15年には権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例の制定」が最重要課題と答申したことを踏まえて、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

- 平成18年4月から条例を順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月には子どもの権利侵害からの救済・回復を支援するための機関として「子どもの権利擁護委員」を設置しました。
- 平成28年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されました。このことを踏まえ、子どもの権利保障に向けた施策を推進するために、平成30年1月に「子どもの権利委員会」を設置し、令和2年3月には「子どもの権利推進計画」を策定しました。子どもの権利委員会では、区の取り組みについて、子どもの権利保障の観点から実施状況を調査・審議し、制度改善等につながるよう評価・検証を行っています。
- 令和2年に第1回目となる「としま子ども会議」を開催しました。子どもから区の施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映するよう努めることで、子どもの意見反映及び社会参画のさらなる充実を図っています。

2 「こどもまんなか応援サポーター」宣言

- 「こどもまんなか宣言」は、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組むことに賛同し、応援してくれる個人、企業、団体のことで、こども家庭庁が進める事業です。
- 個人や地方公共団体、企業が「こどもまんなか応援サポーター」として自ら行動に取り組むことを目指しています。
- 豊島区においても、令和5年8月に「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言しています。



3 としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)の開設

- 令和4年3月に、子どもの権利委員会から「豊島区における子どもの擁護に関する施策」について答申され、「子どもたちからの権利侵害に関する相談体制を充実させること」、「権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として相談員を配置すること」等の提言がなされました。
- 令和5年9月、子どもの権利委員会からの答申を受け、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。としま子どもの権利相談室は、権利侵害に係る子どもからの相談を、第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなぎ、迅速かつ適切に救済を図ります。
- 「としま子どもの権利相談室」は、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見及び未然防止のための独自の取り組みとして、区内の子どもに関わる施設へ訪問しながら子どもたちの相談を受け付けるアウトリーチ型の相談支援を今後も展開していきます。

資料編

資料編

- 資料編

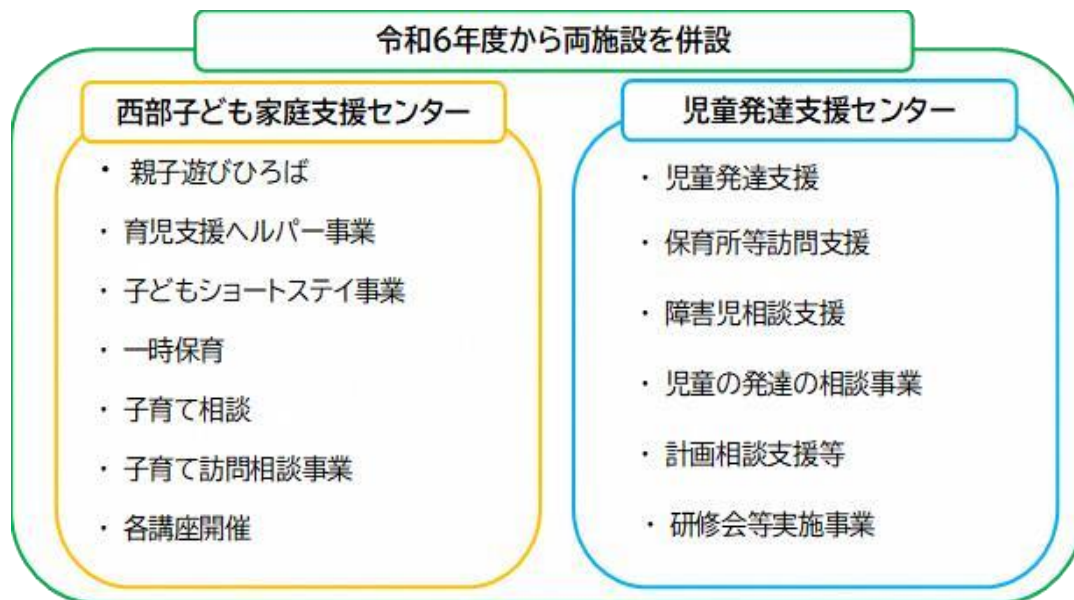
資料編

- 資料編



6 児童発達支援センターの開設

- 西部子ども家庭支援センターは、これまで児童発達支援事業所として集団や個別の通所による療育を行い、発達に不安のある子どもたちの日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施してきました。
- 児童発達支援センターを開設したことにより、医務室、静養室、調理室を設け、今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、理学療法、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施しています。
- 児童発達支援センターと西部子ども家庭支援センターを併設することで相談のハードルを下げるとともに、保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預かる施設への助言などの役割を担い、地域の中核的な機関として、高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総合的に対応できるよう支援体制を強化しています。



2 豊島区の状況

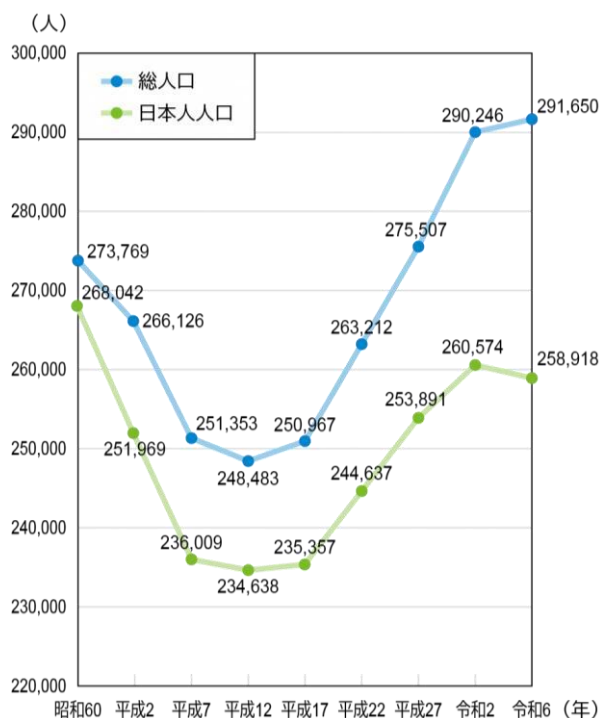
1 豊島区の現況

1 人口と世帯

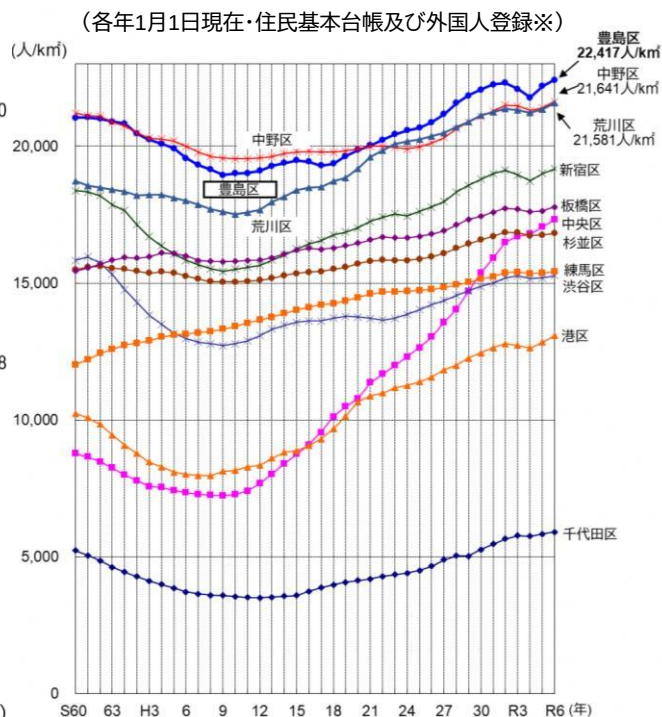
1 人口と人口密度

- 豊島区の人口は、令和6年1月現在291,650人(うち外国人人口32,732人)となっています。平成27年には昭和60年の人口を30年ぶりに上回り、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年度以降は回復傾向となっています。
- また、区の人口密度は、令和6年1月現在1平方キロメートルあたり22,417人であり、特別区の中で人口密度が最も高い都市となっています。

豊島区の人口の推移



各区の人口密度の推移



※人口密度＝人口総数/面積

※人口総数について、平成24年以前は、住民基本台帳による日本人住民数に外国人登録者数を加えている。

住民基本台帳法の改正(H24.7)以降は、住民基本台帳による日本人住民数及び外国人住民数を用いている。

出典：【人口】東京都の統計
【面積】特別区の統計

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

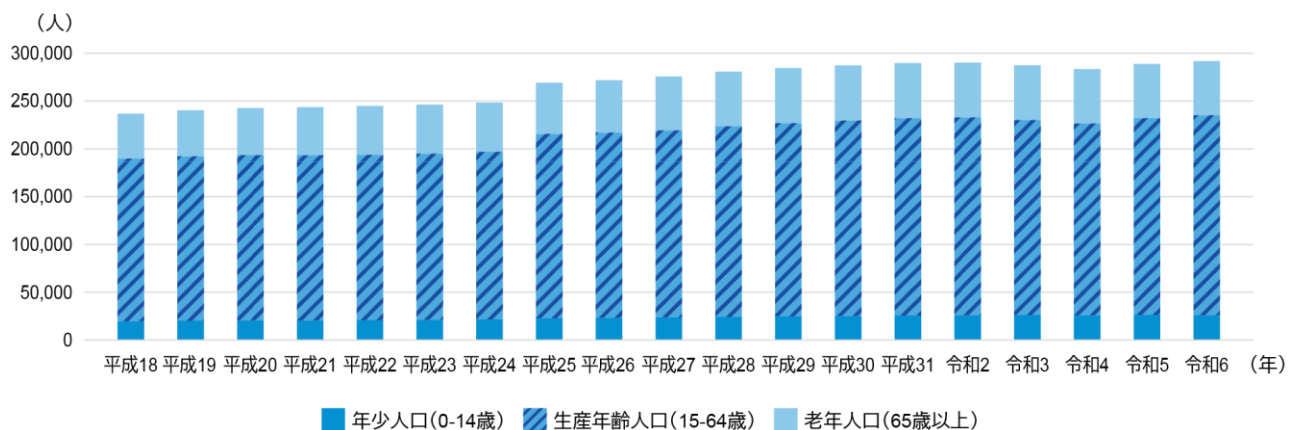
計画の推進に向けて

資料編

2 年少人口と少子高齢化

- 15歳未満の年少人口は、令和6年1月現在26,095人となっています。平成18年まで減少を続けてきましたが、その後は人口の増加に伴い増加し、令和2年以降は横ばいになっています。

豊島区の年齢(3区分)別人口推移



年次	H18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
老年人口 (65歳以上)	46,874	48,103	49,125	50,209	50,952	51,161	51,469	53,401	54,696	56,214
生産年齢人口 (15-64歳)	170,037	171,932	172,890	172,620	172,762	173,616	175,094	192,653	193,565	195,420
年少人口 (0-14歳)	19,746	20,240	20,542	20,633	20,923	21,252	21,736	22,905	23,382	23,873
計	236,657	240,275	242,557	243,462	244,637	246,029	248,299	268,959	271,643	275,507



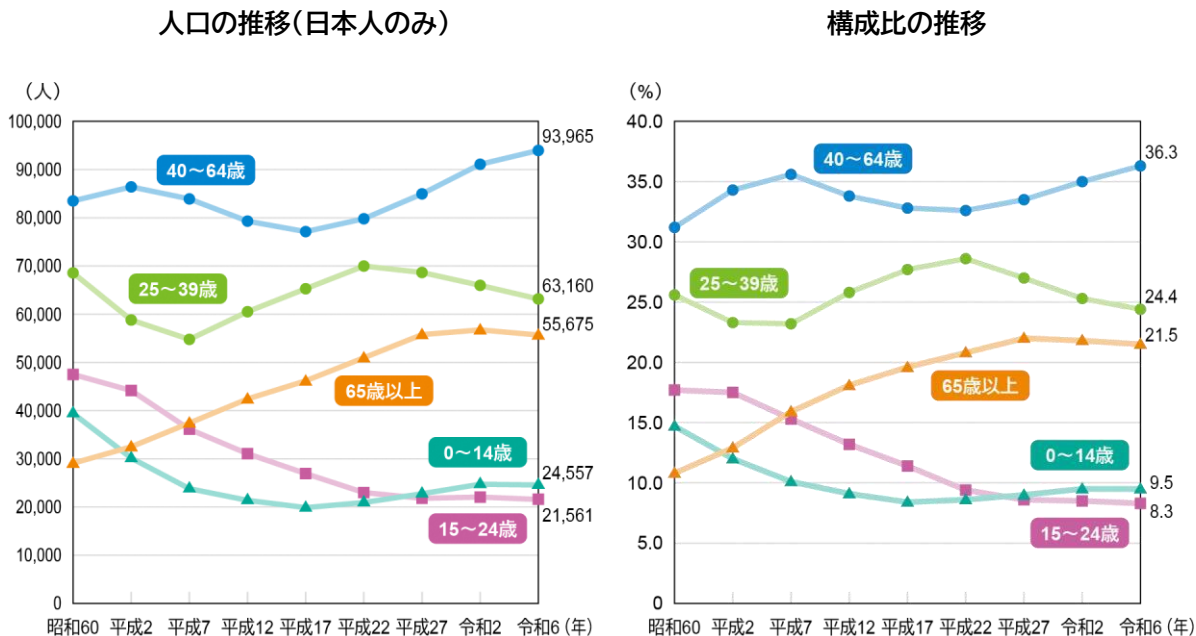
28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年
57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	56,914	56,657	56,608
199,183	201,988	204,284	206,216	206,609	203,760	200,408	205,728	208,947
24,294	24,855	25,229	25,782	26,202	26,247	26,020	26,319	26,095
280,639	284,307	287,111	289,508	290,246	287,300	283,342	288,704	291,650

出典:住民基本台帳各年1月1日

※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

- 平成26年に15～24歳の年齢層の割合が最も低くなりましたが、その傾向は令和6年においても続いており、8.3%となっています。65歳以上の高齢者の割合は、令和6年では前年と同様に21.5%となりました。

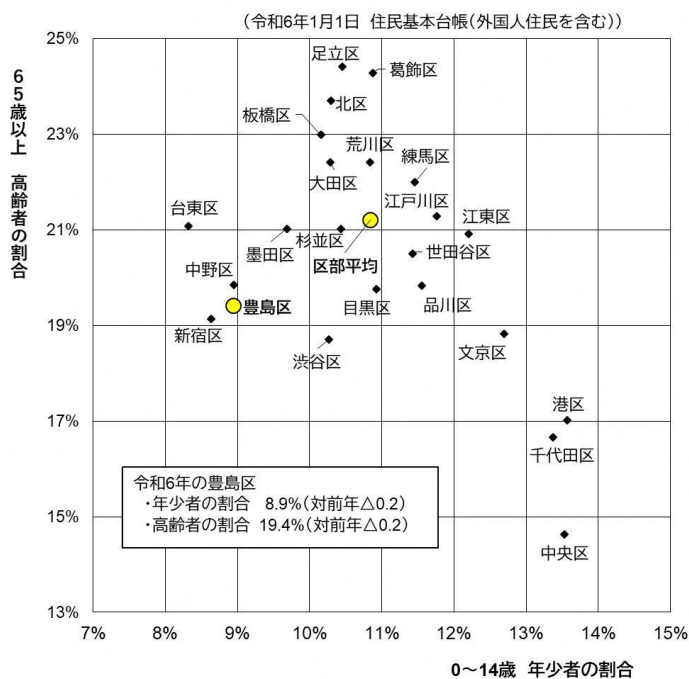
豊島区の年齢構成別人口の推移



出典:住民基本台帳(日本人住民のみ):各年1月1日

- また、23区のなかで、少子高齢化の状況を比較すると、高齢者の割合は19.4%で、7番目に低い値となっています。年少者の割合は8.9%と、台東区、新宿区、中野区に次いで4番目に低い状況です。

豊島区の年齢構成別人口の推移



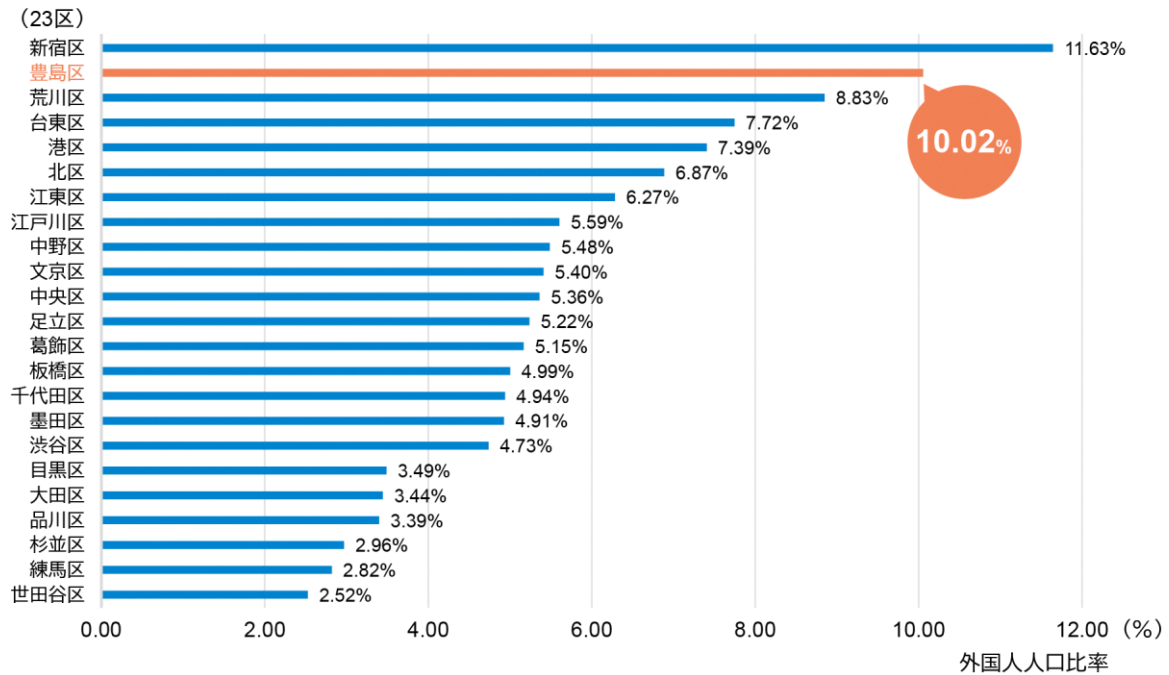
出典:企画課作成資料

3 外国人人口

ア 外国人住民の割合

- 東京都23区の中で比較すると、豊島区の外国人住民割合は、新宿区に次いで2番目に多くなっています。

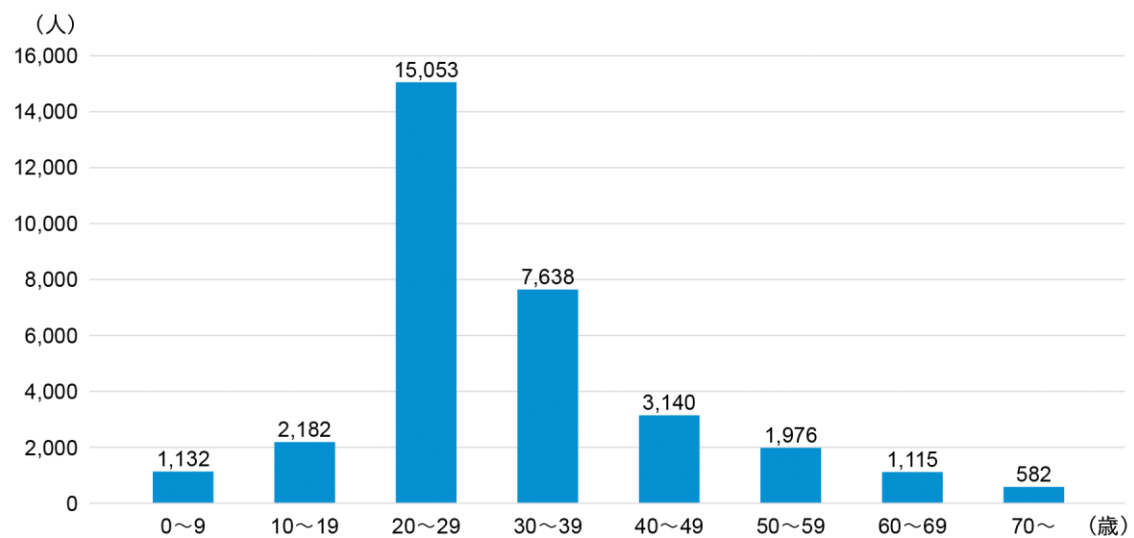
全年齢外国人住民比率(23区比較)



出典: 令和5年1月1日 住民基本台帳

イ 年代別外国人住民数

- 10歳ごとに住民数をみると、20～29歳が最も多くなっています。

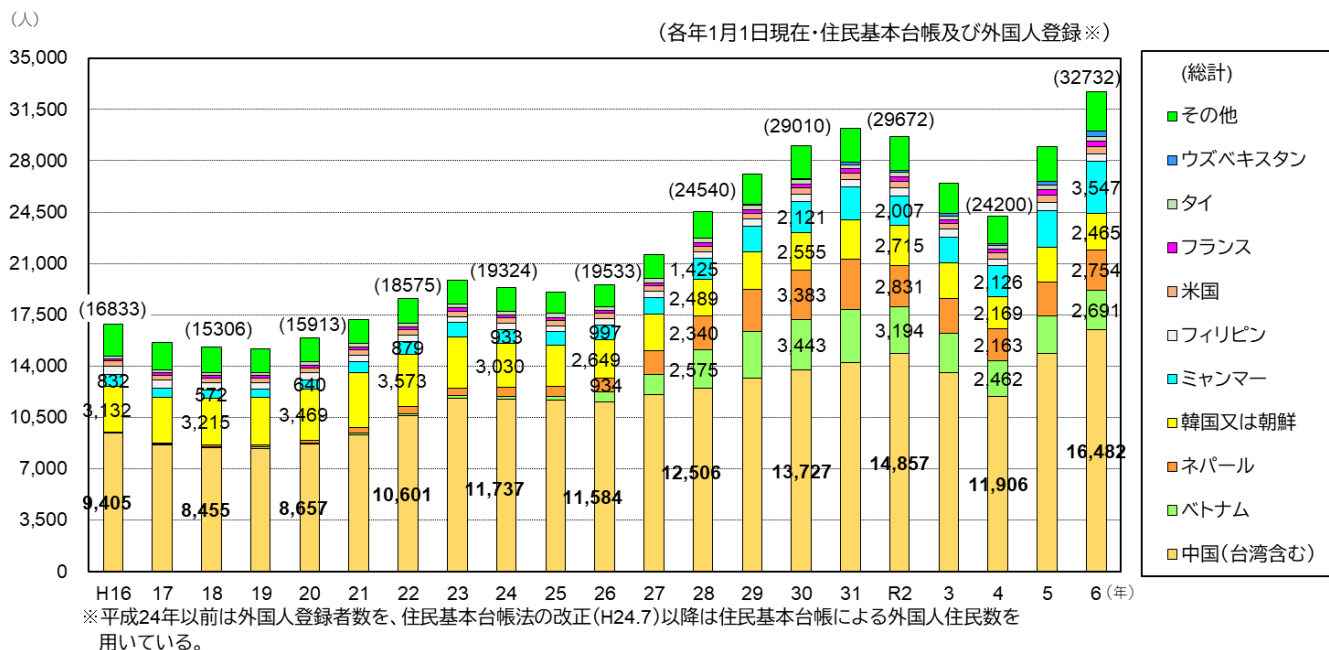


出典: 令和6年1月1日 住民基本台帳

ウ 国籍別住民の割合

- 外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年以降増加しています。国籍別に住民数割合をみると、中国国籍の住民が最も多く、区内外国人住民数の約半数を占めています。

国籍別外国人住民数の推移



エ 保育園、区立幼稚園・小中学校の外国籍児童生徒

- 保育園、公立小中学校・幼稚園の全てにおいて中国国籍が最も多くなっています。

豊島区内の保育園及び区立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒の状況(国籍別)

	国籍別人数(人)							合計(人)	在籍者総数(人)	在籍数に占める外国籍の割合
	中国	ネパール	ベトナム	ミャンマー	韓国	台湾	その他			
保育園 (区立、私立、地域型) 令和6年4月1日現在 区立幼稚園 令和6年5月1日現在	125	108	80	64	13	5	40	435	6,168	7.05%
区立小学校、中学校 令和6年5月1日現在	283	61	22	44	25	12	47	494	12,056	4.10%

出典:保育課、庶務課、学務課作成資料

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

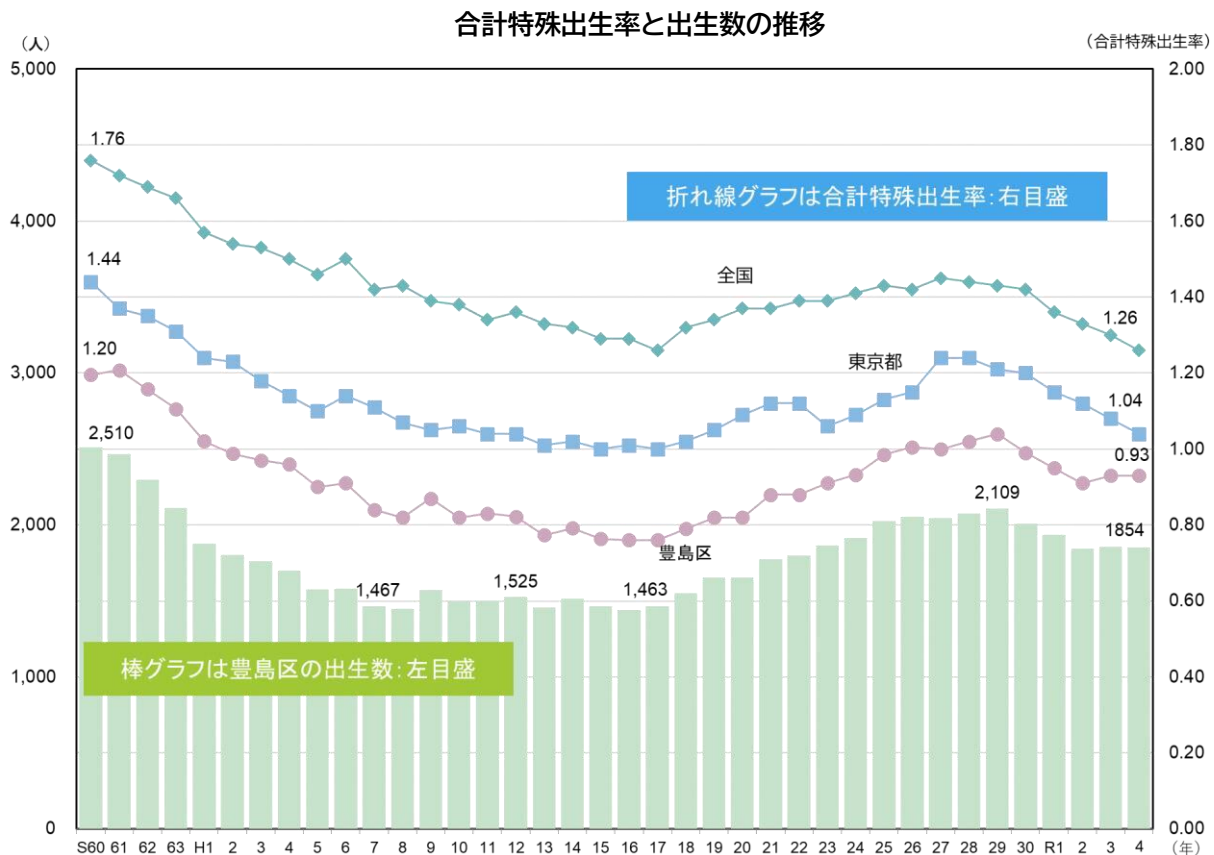
4 出生数と合計特殊出生率

- 減少を続けてきた出生数は、平成7年以降、1,400～1,500人前後でほぼ横ばいで推移したのち、平成17年以降は増加傾向となるものの、平成30年には減少に転じ、令和4年度には1,854人となりました。
- また、合計特殊出生率についても、平成15年に0.76まで減少し、平成18年以降は増加に転じましたが、平成30年には減少に転じ、1を下回っています。

(※合計特殊出生率:その年次の出生率で子どもを産むと仮定した時の、一人の女性が一生のあいだに産む子どもの数)

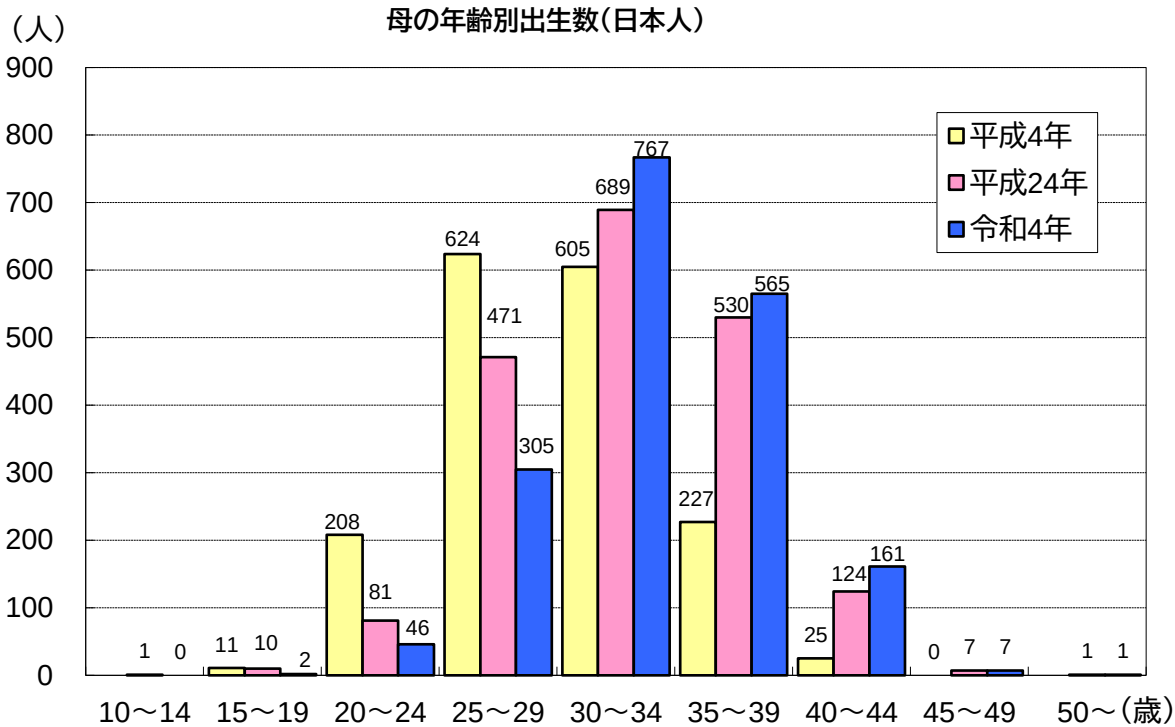
23区 合計特殊出生率順位
(令和5年、23区)

順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.24
2	港区	1.23
3	千代田区	1.17
4	文京区	1.12
5	荒川区	1.10
6	江東区	1.07
7	江戸川区	1.07
8	品川区	1.02
9	葛飾区	1.01
10	北区	1.00
11	練馬区	0.99
12	足立区	0.99
13	墨田区	0.98
14	台東区	0.98
15	大田区	0.96
16	世田谷区	0.94
17	目黒区	0.93
18	渋谷区	0.91
19	杉並区	0.89
20	板橋区	0.87
21	新宿区	0.86
22	中野区	0.86
23	豊島区	0.85



※合計特殊出生率の算出には日本人人口を用いている。

出典:厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数) 令和4年」

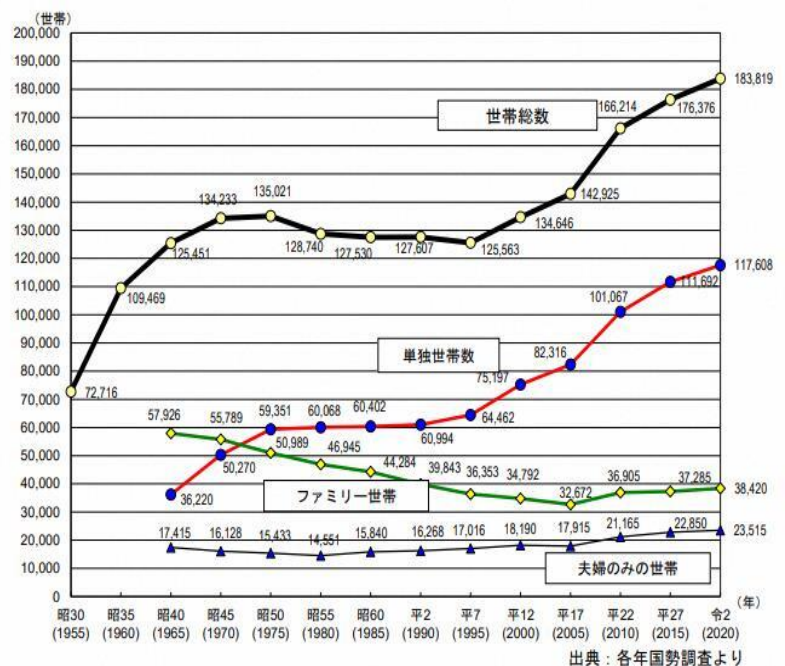


出典:東京都福祉保健局 人口動態統計年報(確定数)

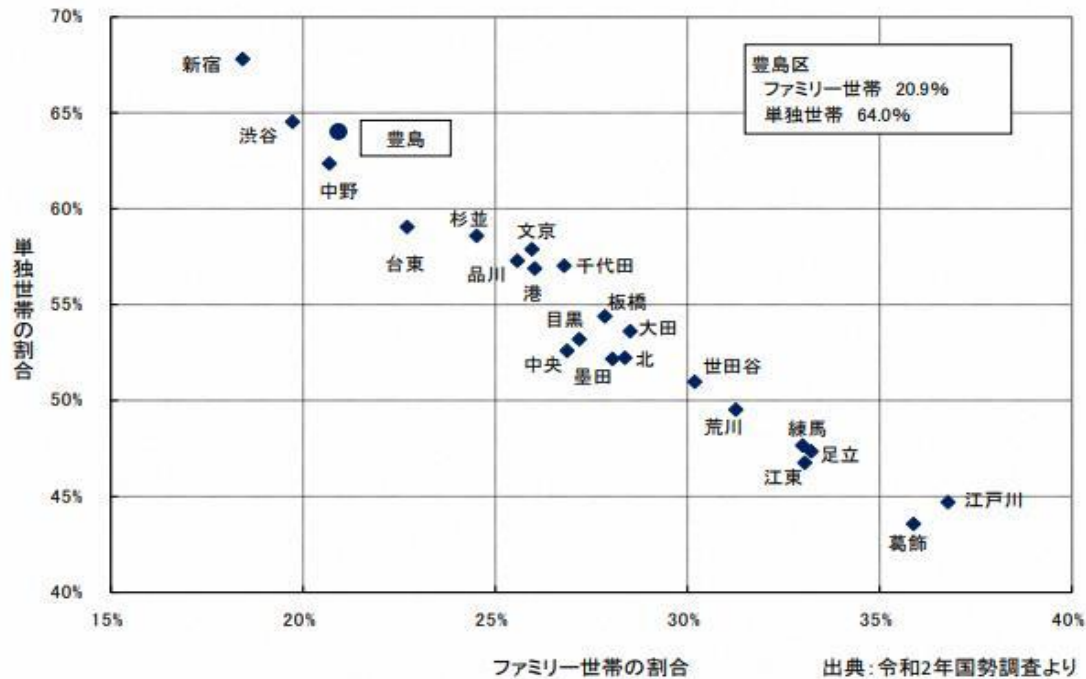
5 世帯数と世帯類型

- 区の世帯数は、平成27年から令和2年までの間に約1万世帯増加し、183,819世帯となりました。
- 世帯類型別にみると、全ての世帯類型で増加しており、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、令和2年で約6割となっています。一方、「ファミリー世帯」の世帯数は増えているものの、割合は約2割となっています。
- 23区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

豊島区の世帯類型別世帯数推移

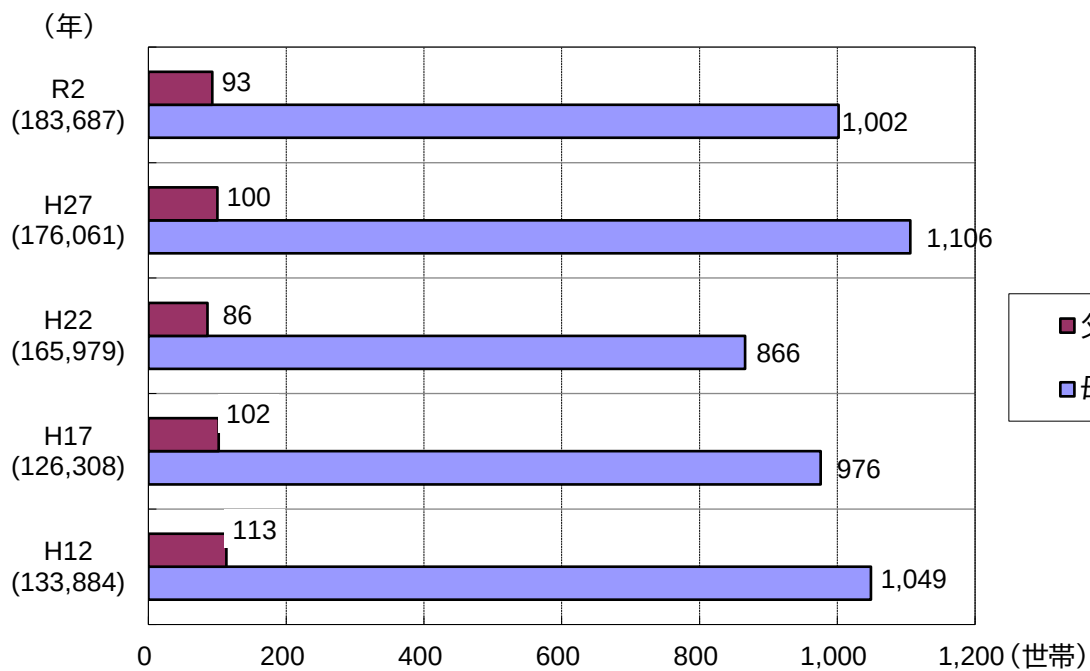


単独世帯とファミリー世帯の割合



6 ひとり親世帯の推移

- ひとり親世帯の数は、平成27年度の国勢調査で一時的に増加となりましたが、その後減少しています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は、父子世帯数の約 8～11倍となっています。



出典：各年国勢調査より
※()内は一般世帯数

2 子どもの貧困関係

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

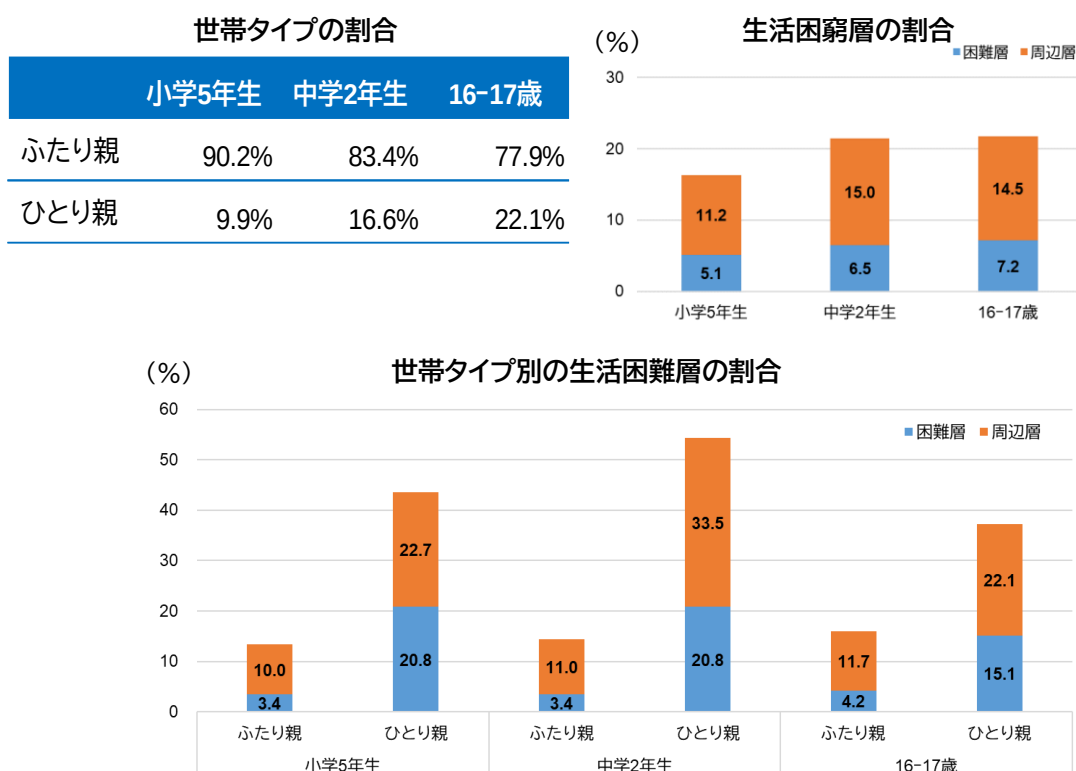
計画の推進に向けて

資料編

1 豊島区の生活困窮層の状況

- 東京都立大学が令和4年度に実施した「こどもの生活実態調査」では、豊島区・墨田区の小学5年生の5.1%、中学2年生の6.5%、豊島区・墨田区・中野区の16から17歳の7.2%が困窮層で、周辺層と合わせて約2割の子どもたちが生活困窮層でした。

- ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて生活困難度が高い傾向が見られました。



出典: 令和4年度「こどもの生活実態調査」(東京都立大学)※

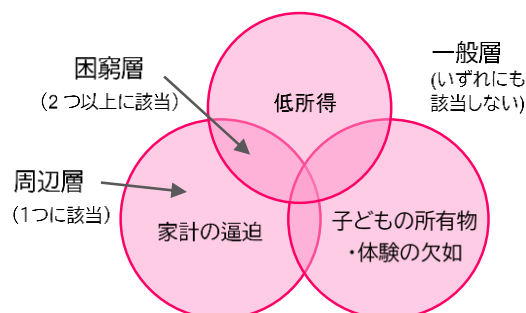
※東京都の「子供の生活実態調査」では、子どもの「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類

- ①低所得: 等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3万円)未満の世帯
- ②家計の逼迫: 公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当
- ③子どもの体験や所有物の欠如

: 子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当

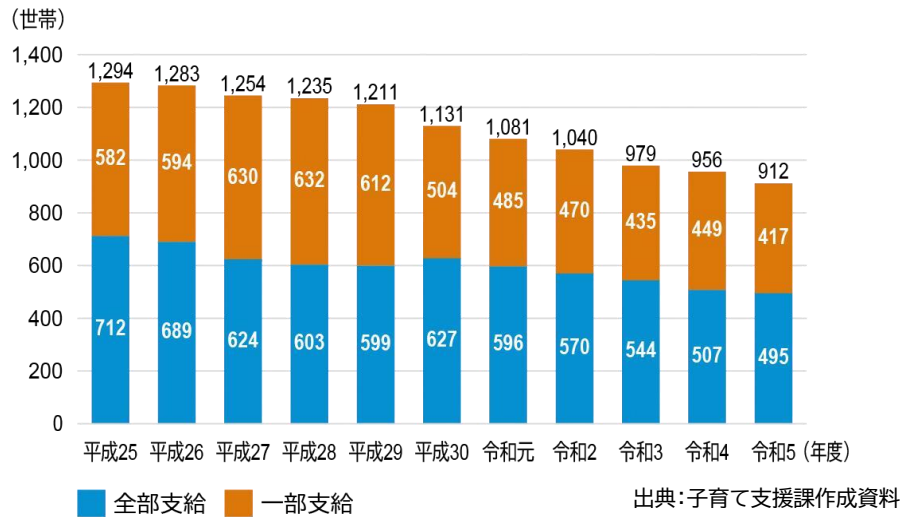
◆生活困難層の定義

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



2 児童扶養手当受給者の推移

- 児童扶養手当の受給者は、平成26年度以降減少しています。



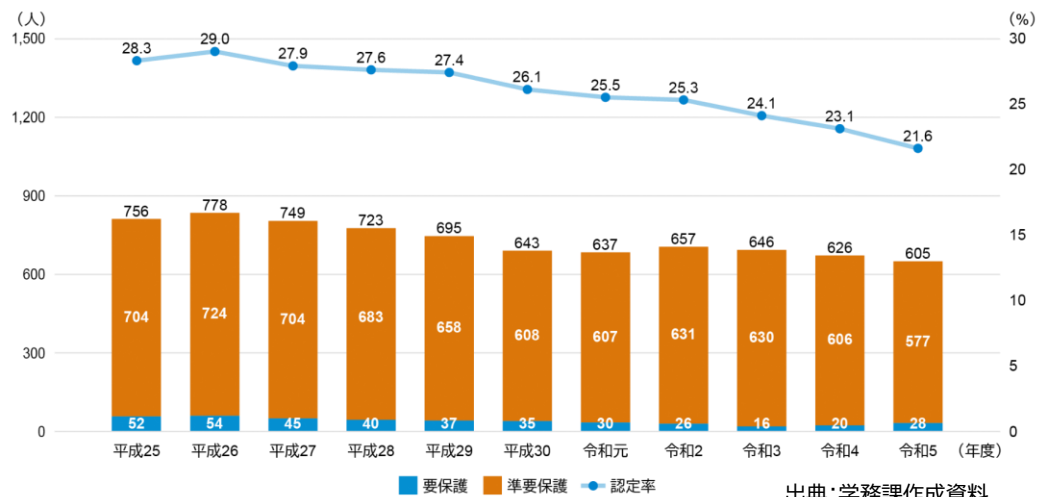
3 就学援助受給者数の推移

- 就学援助の受給者数について、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

就学援助受給者の推移(小学生)



就学援助受給者の推移(中学生)



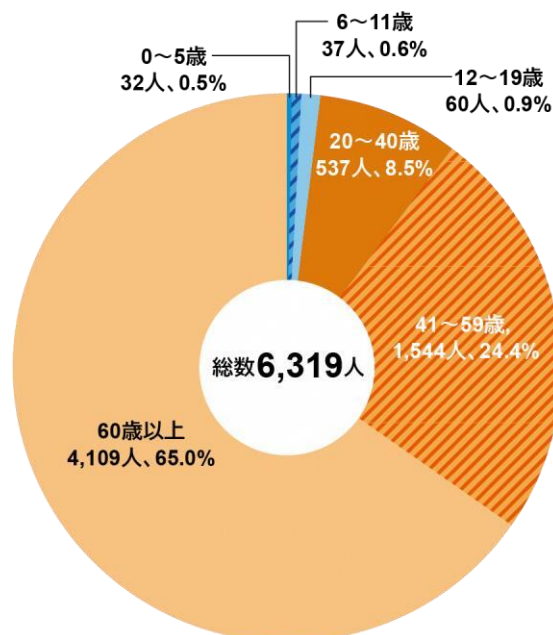
4 生活保護の状況

- 世帯類型別の被保護世帯の状況は、高齢者世帯の割合が一貫して高く、傷病者・障害者世帯、その他世帯が続く傾向となっています。母子世帯は平成26年度からほぼ横ばいの状況が続いています。
- 年齢別の被保護人員の構成では、60歳以上が65.0%と最も多く、次いで41～59歳が24.5%と、年齢区分の高い順に被保護人員の割合も高くなっています。

世帯類型別被保護世帯状況（年度月平均）



年齢別被保護人員構成(令和5年7月31日現在)



出典：豊島区の社会福祉

計画の基本的な考え方

子ども、若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

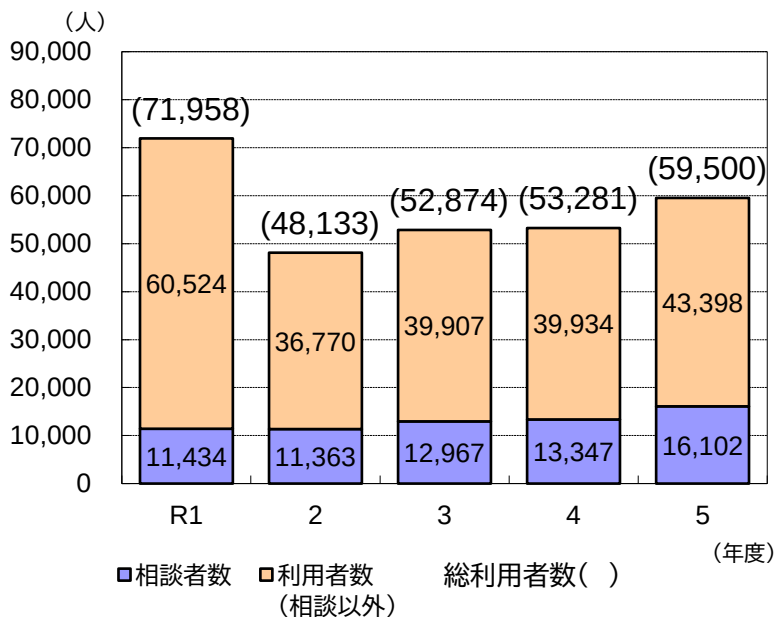
第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

3 主な子ども・子育て施設の利用状況

1 子ども家庭支援センターの利用状況



出典: 子ども家庭支援センター作成資料

【子ども家庭支援センターとは】

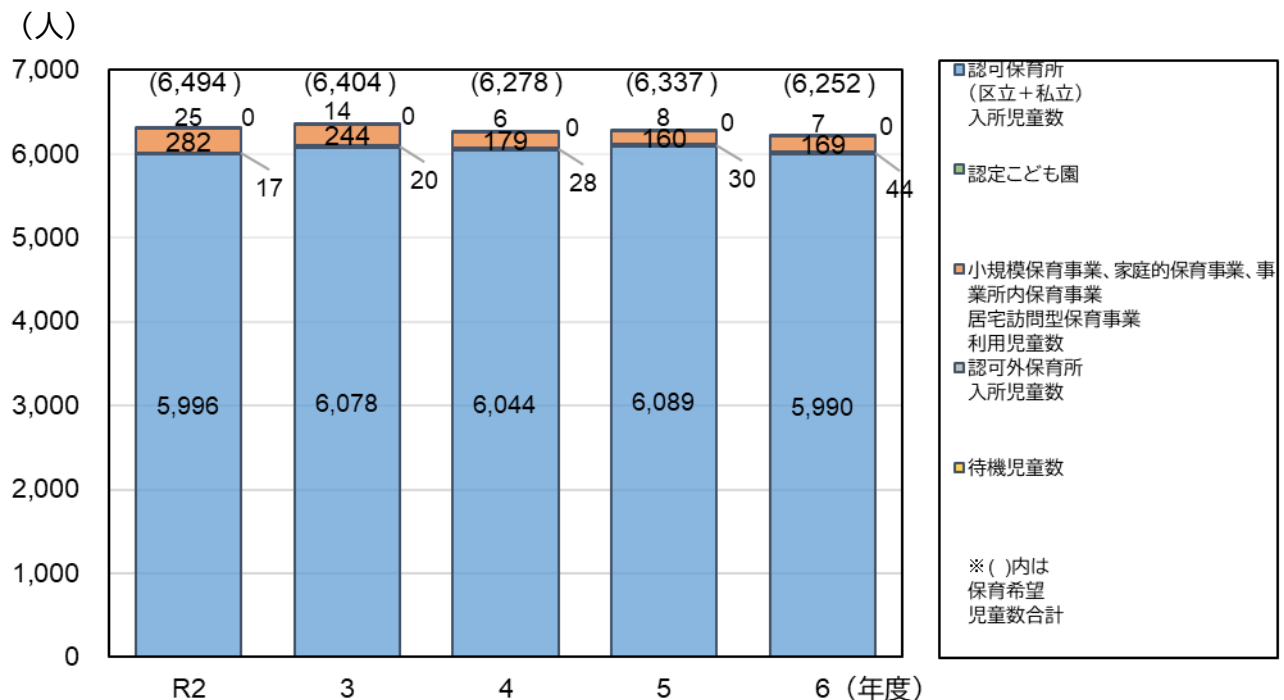
子ども家庭支援センターは、区民との協働で子育て支援を行うことを目的に設置された施設で、東部・西部2か所の子ども家庭支援センターで事業を行っています。

事業内容は、保護者や子ども自身からの相談を受け関係機関と連携して問題解決を図る「相談事業」、就学までの親子が自由に遊ぶことができる「親子遊び広場事業」、育児講座や保護者の自主的な活動を支援する「地域組織化事業」等があります。また、訪問相談員が訪問して子育ての相談に応じる「子育て訪問相談事業」、保護者の体調不良等で家事・育児に手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー事業」、公立・私立保育園・スキップ等に巡回し発達相談ができる「巡回子育て発達相談事業」等があります。

東部子ども家庭支援センターは、児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」の事務局として児童虐待対応を行っています。また、西部子ども家庭支援センターでは、発達に心配のある子どもを対象に、「児童発達支援事業」を行っています。

2 保育所の入所児童と待機児童の推移

- 豊島区では、保育所の定員弾力化等により入所児童を調整し、平成29年度以降待機児童数はゼロとなっています。



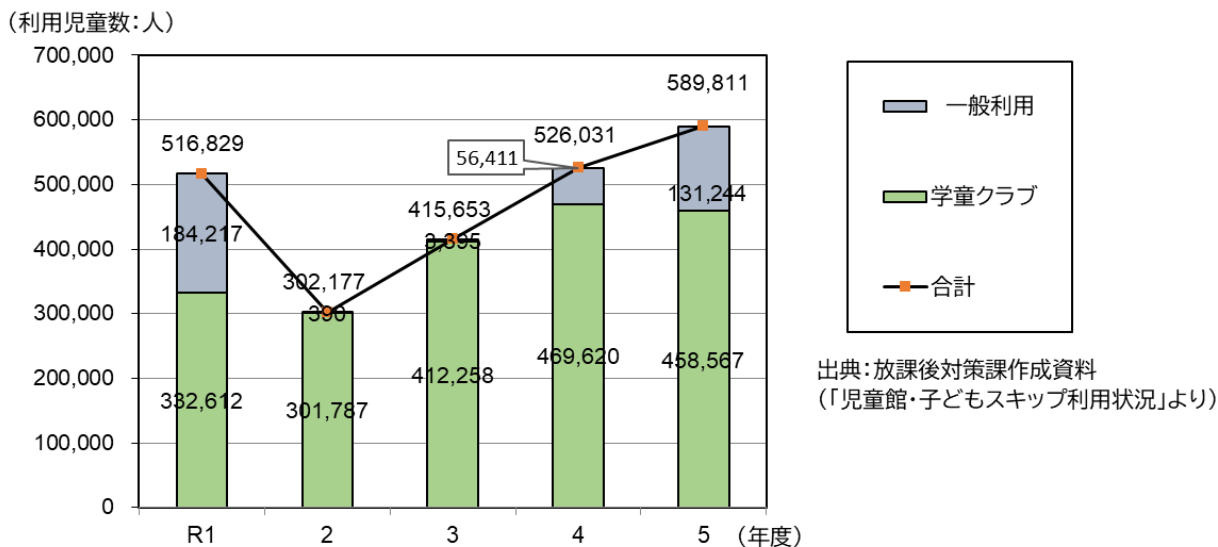
※各年度4月1日現在

※「待機児童数」は、国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく

出典: 保育課作成資料

3 子どもスキップの利用状況

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般利用を一部限定して実施してきましたが、令和5年5月から全面再開し、利用者数は回復しています。

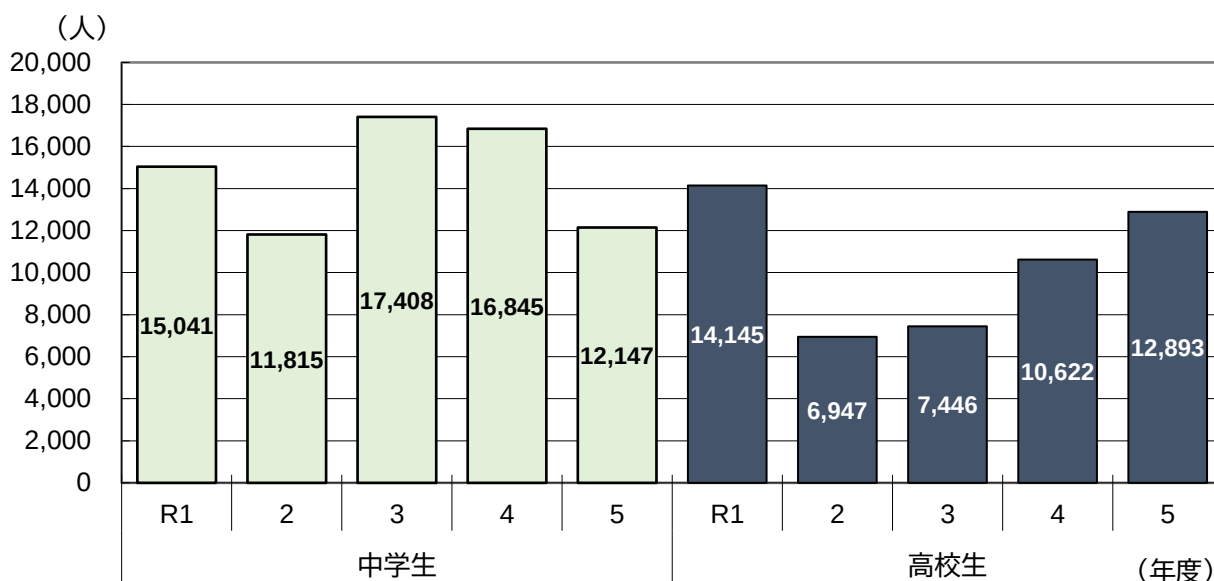


【子どもスキップとは】

「子どもスキップ」は、小学校区単位で「学童クラブ」・「一般利用」・「放課後子ども教室」を一体的に運営する小学生対象の放課後事業です。子どもスキップ専用スペースのほか、学校施設を活用しており、児童は広い校庭で思いきり遊ぶことができます。

4 中高生センターの利用状況

- 令和2年度、令和5年度はそれぞれ新型コロナ感染症防止対策、改修工事により一時的に利用者数が減少するも、利用者数は増加しています。



出典:子ども若者課作成資料

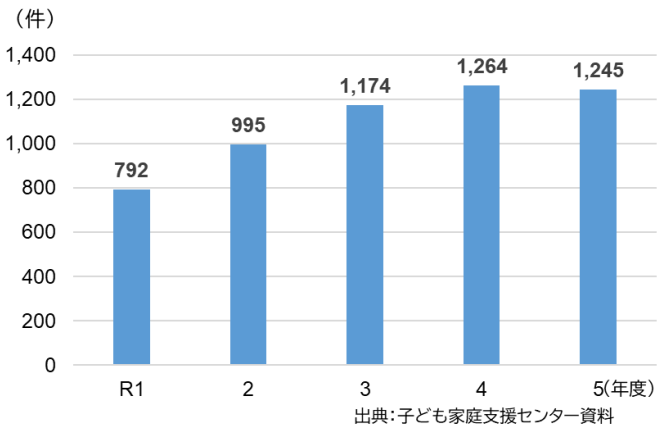
【中高生センターとは】

区が中高生の居場所施設として開設しました。中高生等が自主的に活動する場であり、中高生の自主的な活動を支援する場でもあります。

4 児童虐待の状況

1 要保護児童対策地域協議会の取扱件数

- 児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、新規の相談・通告件数が増加しています。令和5年2月に豊島区児童相談所を開設し、児童相談所・子ども家庭支援センターの両輪で支援を進めています。



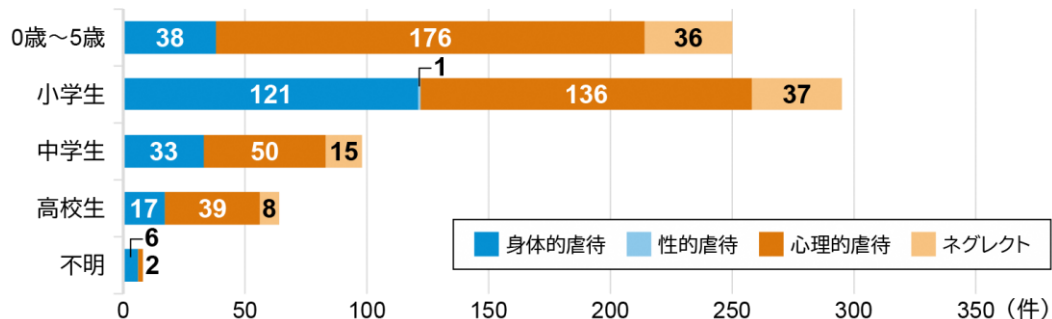
【「豊島区要保護児童対策地域協議会」とは】

要保護児童対策地域協議会とは、虐待等不適切な養育を受けた子ども等、要保護児童等に関する相談・通告を受け、情報の共有と支援を行うために協議を行う場です。児童福祉法では、区市町村は要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を含むすべての子ども・家庭相談を受け、問題解決に向けて対応することを努力義務化しています。

豊島区においては、東部子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためにネットワークの運営にあたります。

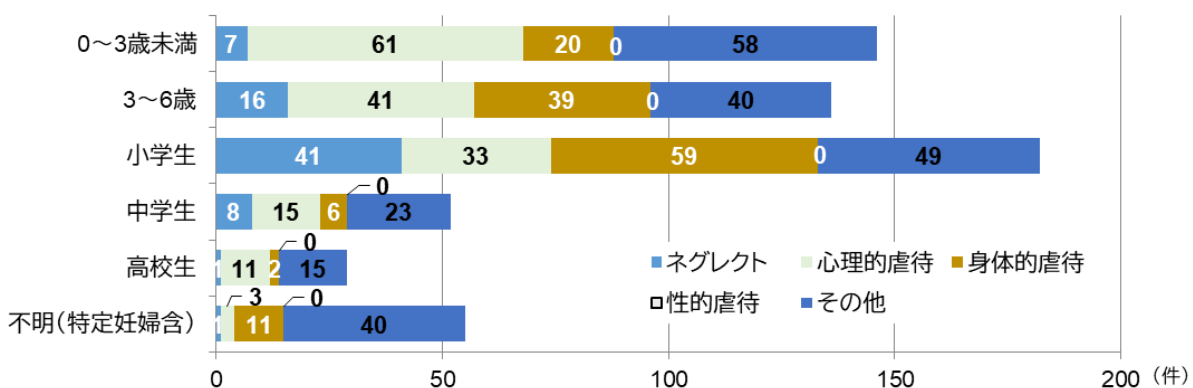
2 児童相談所における被虐待児童の相談対応状況（令和5年度）

- 児童相談所に対応した児童虐待件数のうち、心理的虐待が全体の約半数を占め、なかでも小学生への虐待が多くなっています。



3 新規受理要保護児童等の年齢区分別・主訴別件数（令和5年度）

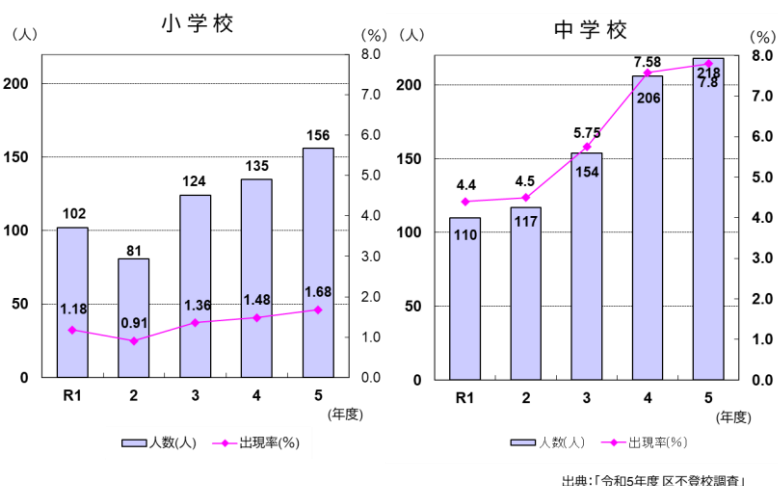
- 子ども家庭支援センターでは、相談種別のその他にあたる児童虐待以外の相談（養育困難・特定妊婦）の割合が相談全体に対して高くなっています。



5 不登校・ひきこもりの状況

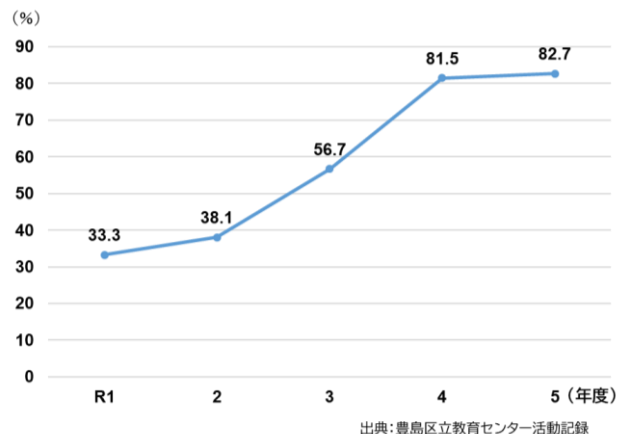
1 不登校児童・生徒の推移

- 不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。



2 柚子の木教室(適応指導教室)における学校復帰率

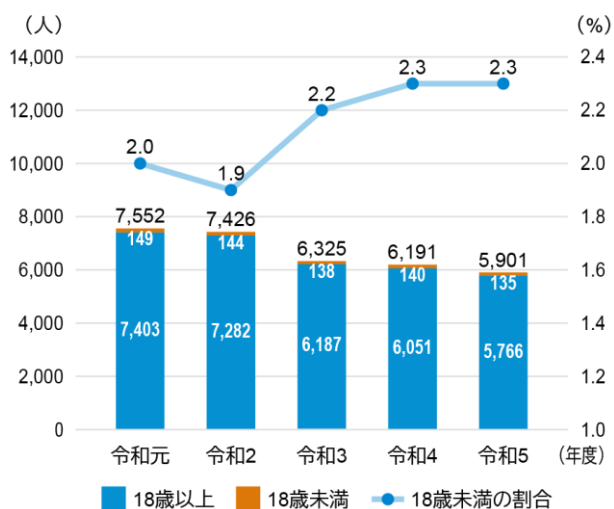
- 令和5年度の柚子の木教室においては、在籍75人のうち62人の児童・生徒が学校へ復帰しました(復帰率82.7%)。



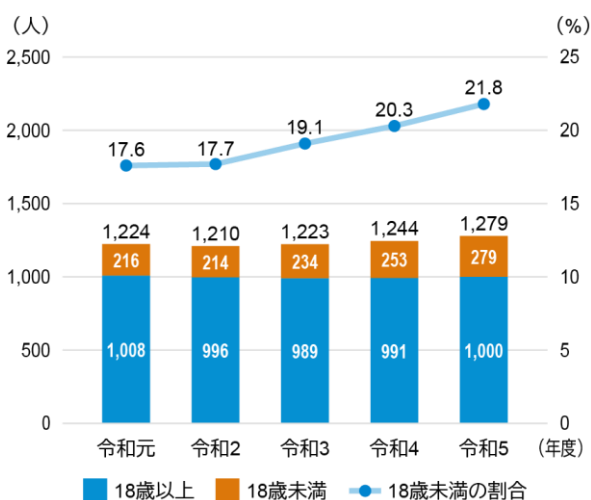
6 障害のある子どもの状況

- 身体障害者手帳所持者数はここ5年間でほぼ横ばいですが、愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数は近年微増傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移



愛の手帳所持者数の推移



出典:豊島区の社会福祉

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

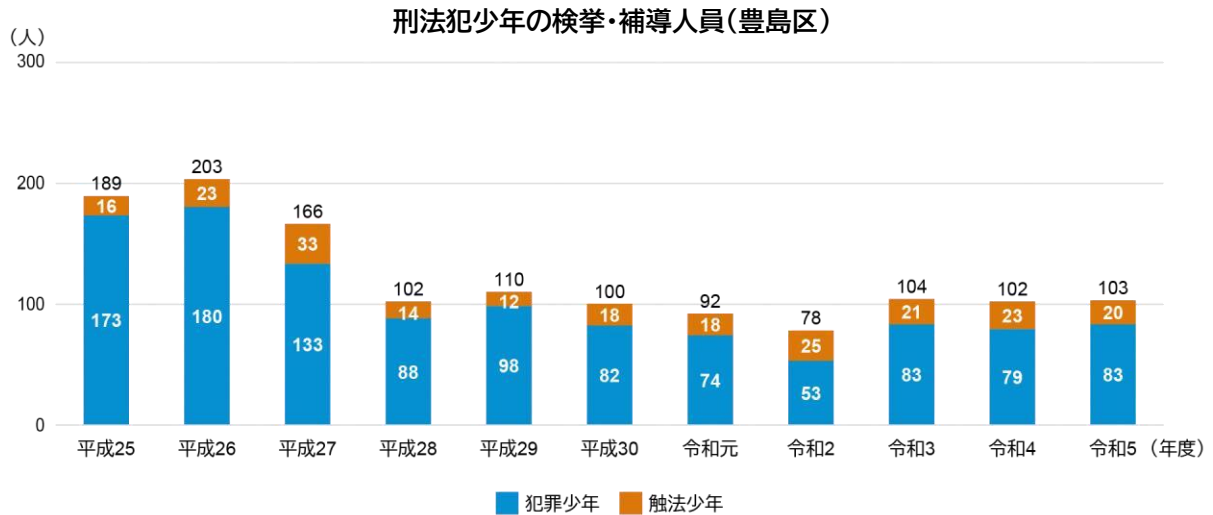
第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

7 非行の状況

- 平成25年度以降の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成28年度に大きく減少し、コロナ禍であった令和2年度を除き、100人前後で横ばいとなっています。



※犯罪少年:14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者(交通関係を除く)

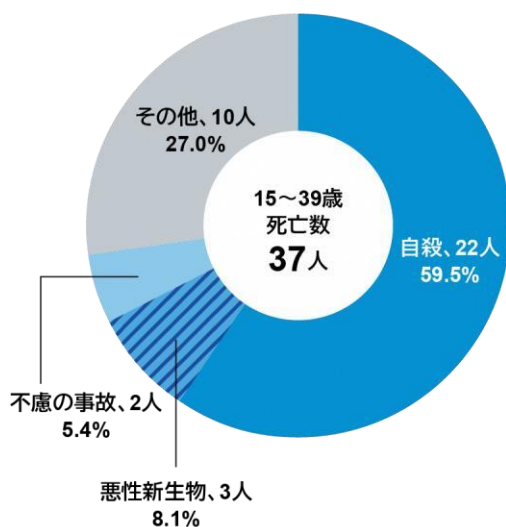
※触法少年:14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く)

出典:警視庁の統計(豊島区内の池袋・巣鴨・目白警察管内の件数の合計)

8 自殺者数の推移

- 15歳から39歳の死因のトップは自殺となっています。
- 厚生労働省が、全国の令和5年中における自殺のうち、遺書等により推察できる原因・動機をまとめた資料によると、19歳までは学校問題、20代・30代は健康問題、特にうつ病などの精神疾患の悩み・影響が多くなっています。

15～39歳の主要死因分類(令和4年)



出典:豊島区の保健衛生

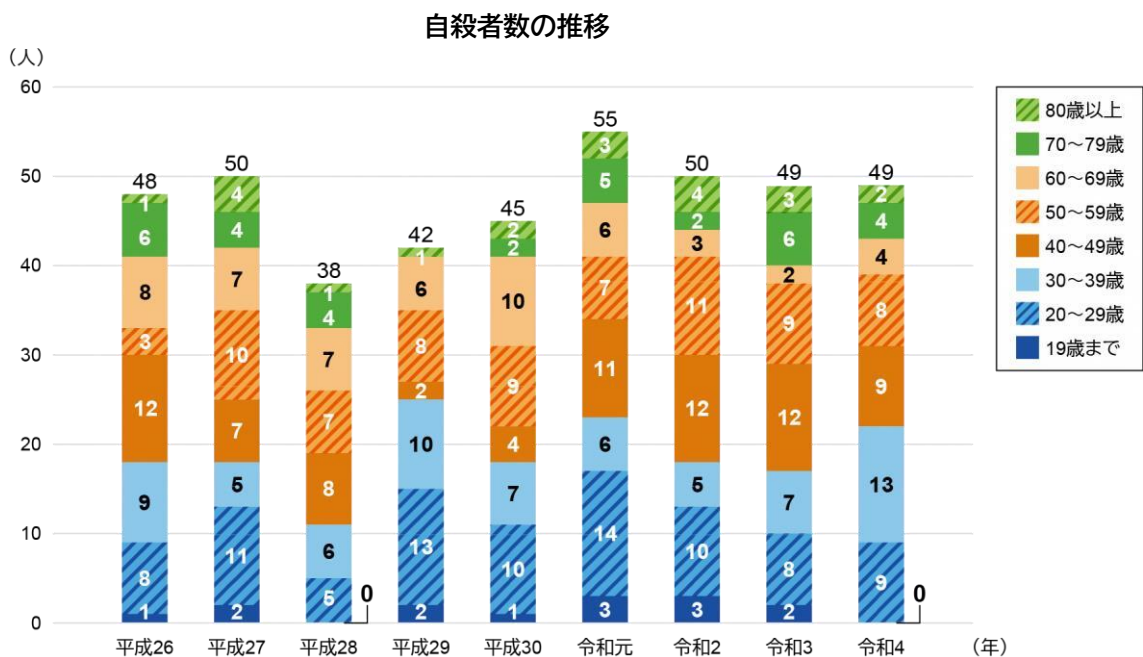
【参考】

原因・動機特定者の原因・動機別(全国)

	～19歳	20～29歳	30～39歳
家庭問題	155	358	574
健康問題	263	1,005	1,130
経済・生活問題	32	531	771
勤務問題	29	491	547
男女問題	70	358	187
学校問題	326	195	3
その他	106	246	216
	981	3,184	3,428

出典:厚生労働省 令和5年中における自殺の状況
注)自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

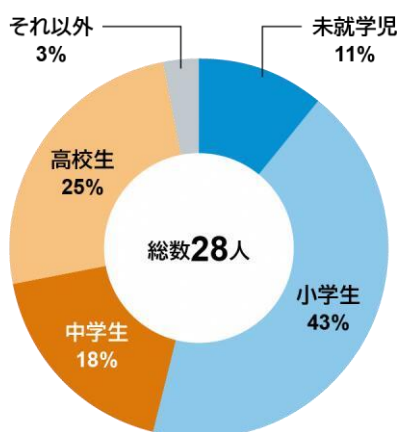
注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者の和とは一致しない。



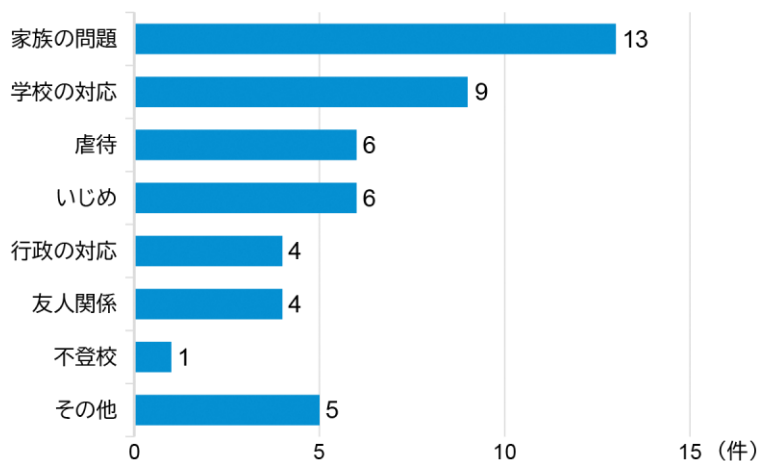
9 子ども・若者の相談に関する状況

1 としま子どもの権利相談室への相談状況(令和5年9月開設～令和6年3月)

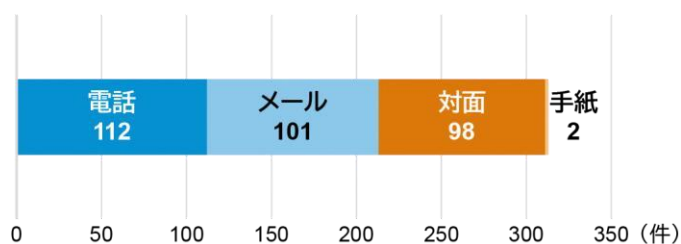
年代別相談者数



相談内容別相談件数(重複有)



活動・支援回数(件)



- 「としま子どもの権利相談室」について、相談者数を年代別にみると「小学生」が最も多く、相談内容については「家族の問題」が最も多くなっています。また、およそ週1回の頻度で新規の相談を受け付けています。

出典: 子ども若者課作成資料

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

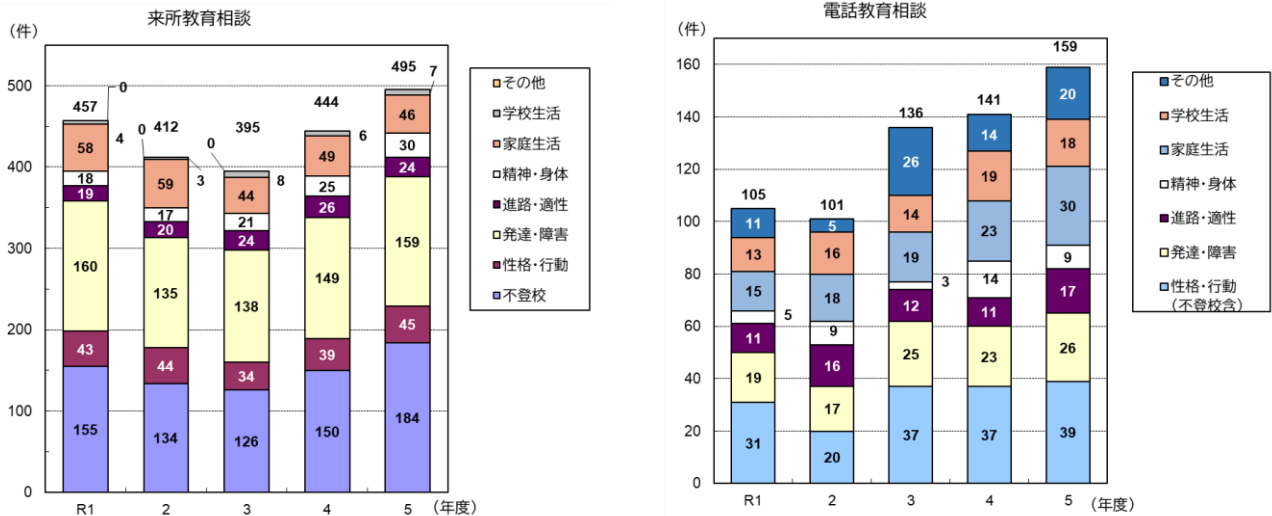
第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2 教育相談の内容別件数

- 教育センターにおける相談の件数を主訴別にみると、不登校や発達・障害に関する相談が増加しています。

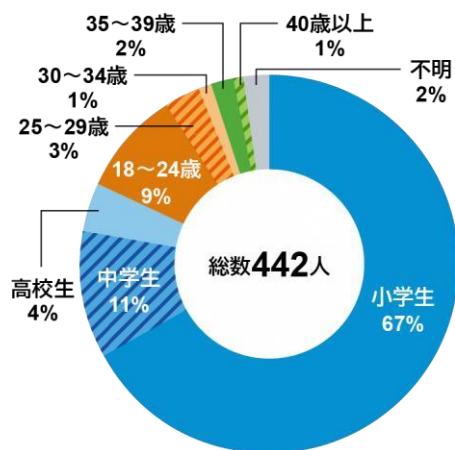


出典：豊島区立教育センター活動記録

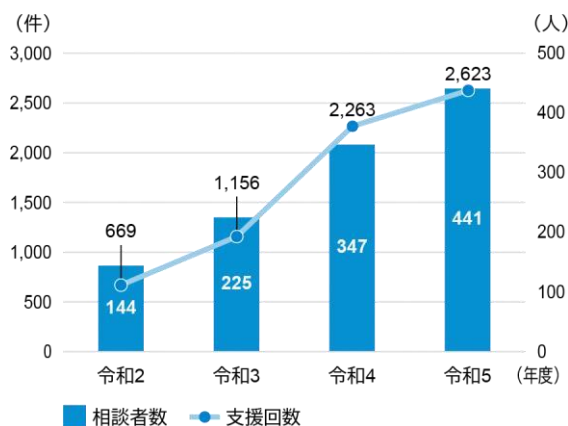
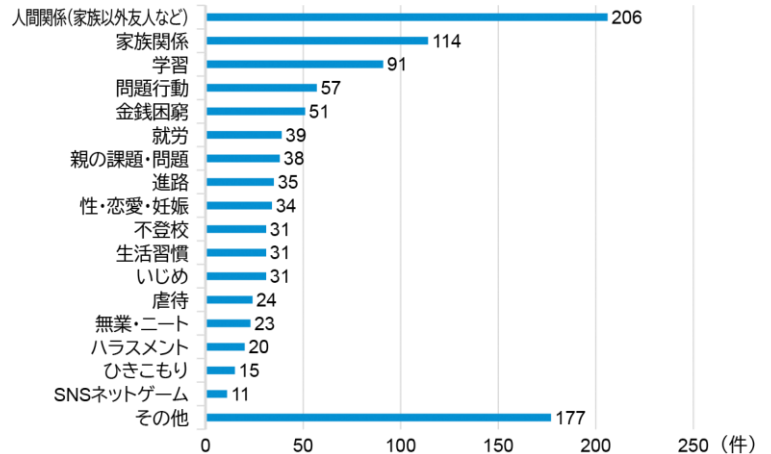
3 アシスとしまへの相談状況

- 子ども若者総合相談窓口である「アシスとしま」について、登録相談者数を年代別にみると小学生が最も多く、相談内容別に相談件数をみると「人間関係」が最も多く、次いで「家族関係」が多くなっています。

「アシスとしま」年代別登録相談者数
令和5年度



「アシスとしま」相談内容別相談件数(重複有)
令和5年度

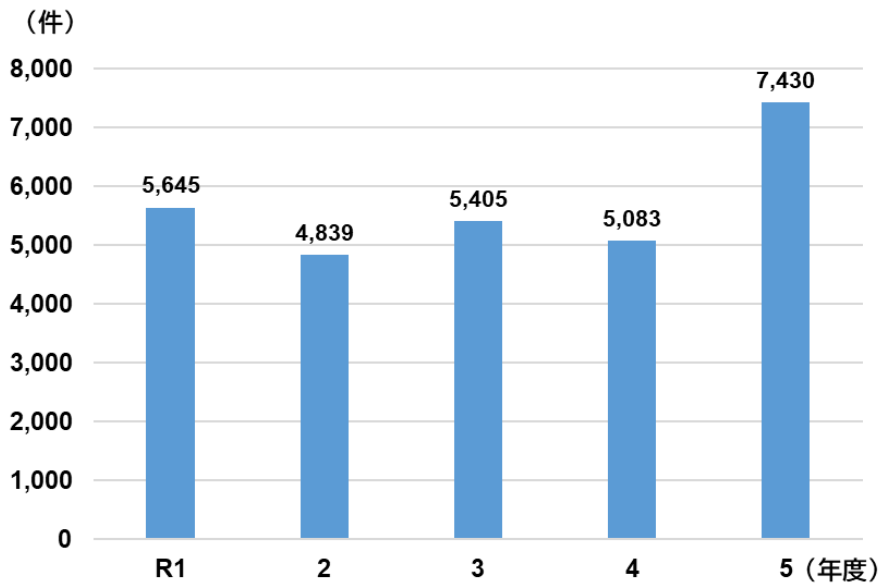


- 相談者数、支援回数は年々増加しています。

出典：子ども若者課作成資料

4 児童発達支援センター(西部子ども家庭支援センター)への相談状況

- 発達相談件数は、増加傾向が続いています。

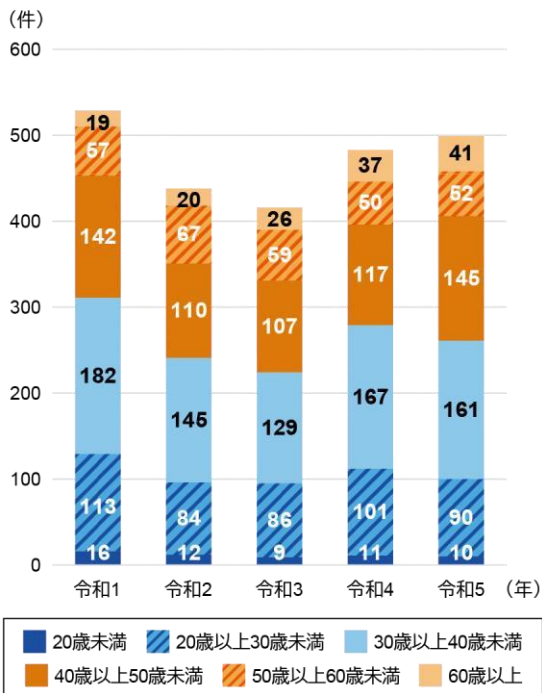


出典:子ども家庭支援センター作成資料

5 子ども家庭女性相談の状況

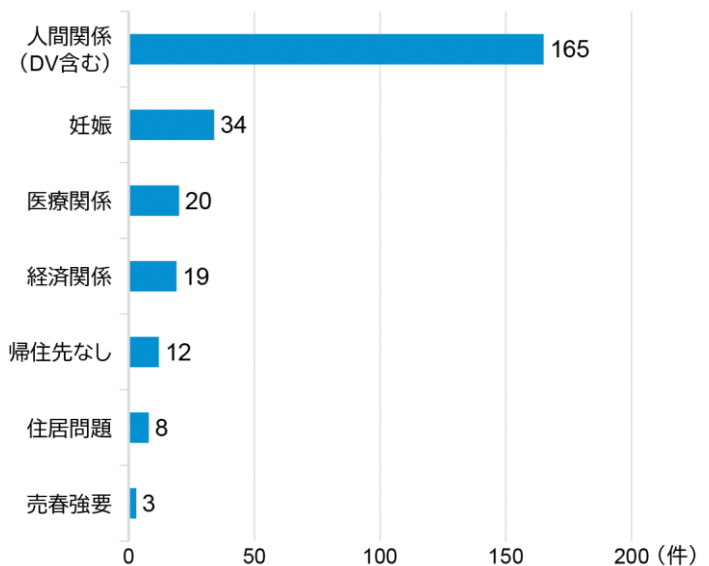
- 30歳以上40歳未満の年齢の女性からの相談件数が多くなっています。
- 40歳以下の相談の内容は、人間関係(DV含む)が最も多くなっています。

女性相談件数の推移



出典:子育て支援課作成資料

相談内容別相談件数
令和5年度(40歳以下の相談、総数261件)



出典:子育て支援課作成資料

2

子ども・若者や保護者の意識・意向〈アンケート調査の結果〉

- 豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)では、計画の進捗を測る指標を設定し、施策を展開してきました。それら指標の進捗を測るため、令和5年11月に区の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況・生活実態・意識等の現状を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

- 子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査概要

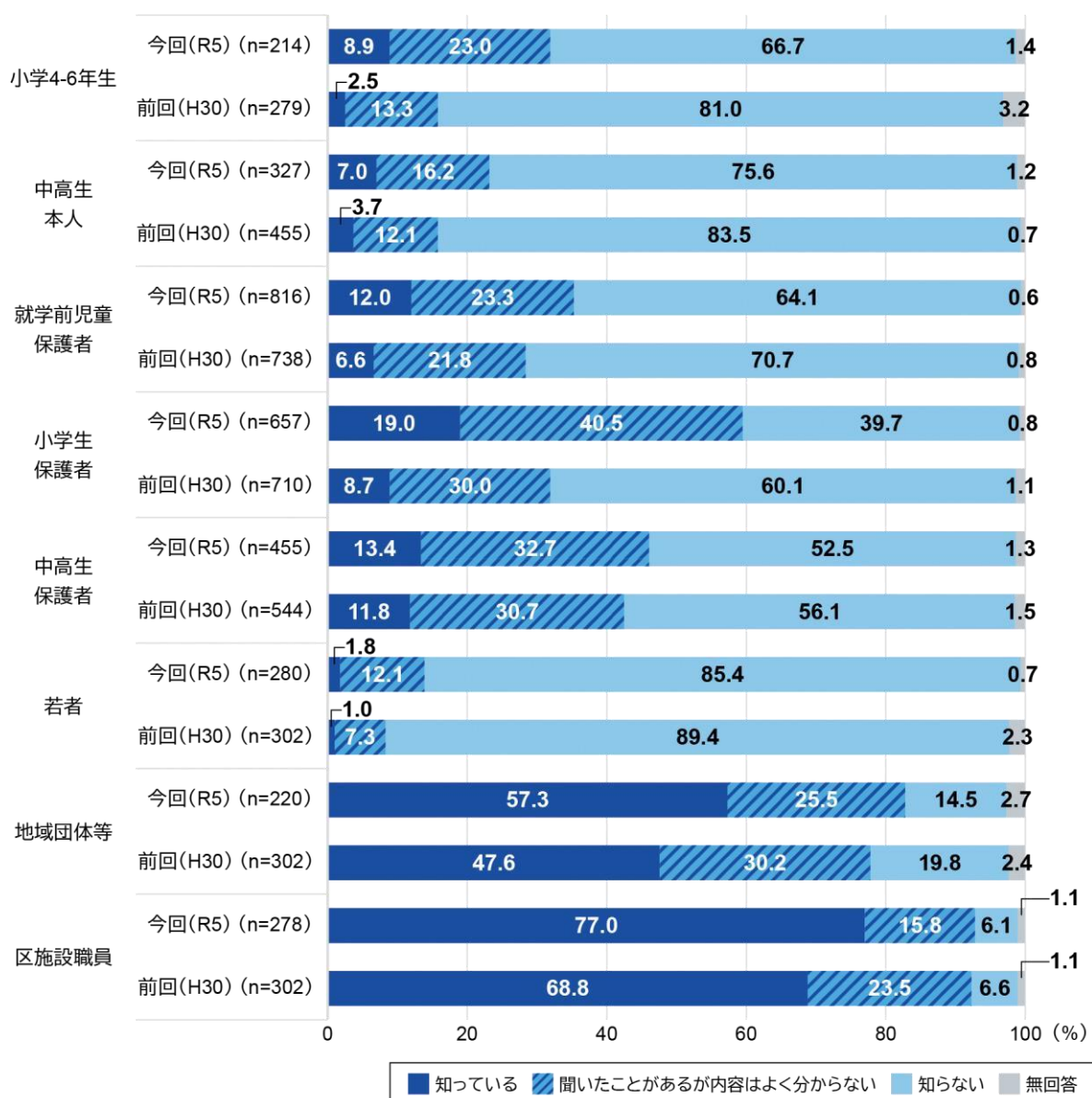
区民調査					
対象者		子ども・若者の年齢	配布数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5歳	1,500	816	54.4%
	②小学校1～3年生保護者	6～8歳	750	376	50.1%
	③小学校4～6年生保護者	9～11歳	750	281	37.5%
	④中学生の保護者	12～14歳	750	246	32.8%
	⑤高校生等の保護者	15～17歳	750	209	27.9%
子ども ・ 若者	⑥小学校4～6年生本人	9～11歳(上記③の子ども)	750	213	28.4%
	⑦中学生本人	12～14歳(上記④の子ども)	750	180	24.0%
	⑧高校生等本人	15～17歳(上記⑤の子ども)	750	148	19.7%
	⑨若者	18～29歳	1,500	280	18.7%
小 計			8,250	2,760	33.5%
子ども施設職員・地域団体等調査					
区分	対象者		配付数	回収数	回収率
地域団体等	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会		350	220	62.9%
区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所、児童相談所の職員		300	278	92.7%
小 計			650	498	76.6%
合 計			8,900	3,258	36.6%

※次ページ以降の「前回調査」とは、平成31年に実施した「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画策定のためのアンケート調査」を指します。なお、調査の対象及び配布数は上記と同様で、回収率は39.5%でした。

① 子どもの権利に関する意識・意向

● 「豊島区子どもの権利に関する条例」認知度

- 豊島区子どもの権利に関する条例について、「知っている」と回答した小学4～6年生は8.9%、中高生は7.0%、若者は1.8%、保護者は12.0%から19.0%でした。
- 条例の認知度は、子ども・若者、保護者ともに5年前と比較して向上していますが、条例を知らない子ども・若者、保護者の割合はいずれも高くなっています。



計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

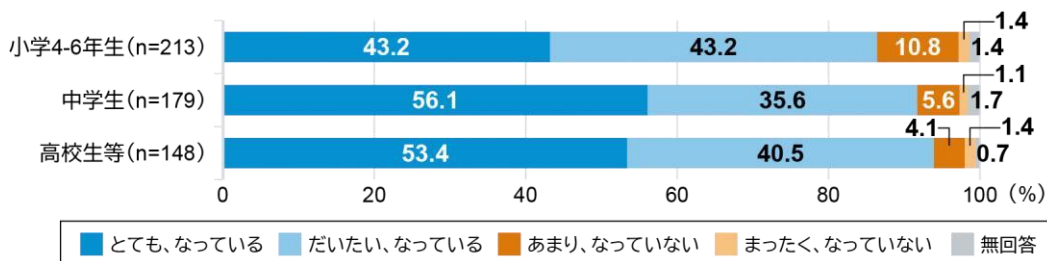
資料編

● 子どもの意見表明と参加(家庭)

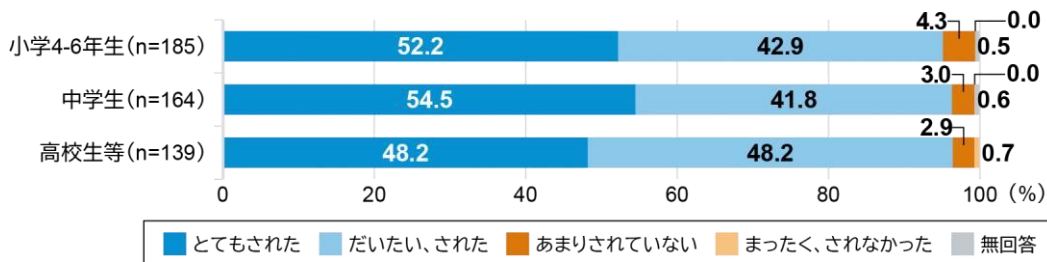
- 子ども本人について、小学生の43.2%、中学生の56.1%、高校生等の53.4%が「自分の意見を聴いてもらえる」、また、小学生の52.2%、中学生の54.5%、高校生等の48.2%が「自分の意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。
- 保護者について、小学生保護者の74.6%、中学生保護者の69.9%、高校生等保護者の68.4%が「普段家庭で子どもの話をよく聞いている」と回答し、小学生保護者の58.4%、中学生保護者の56.9%、高校生等保護者の64.1%が「家庭で何かを決める時に子どもの意見や考えを取り入れている」と回答しています。

子ども本人

■家で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか

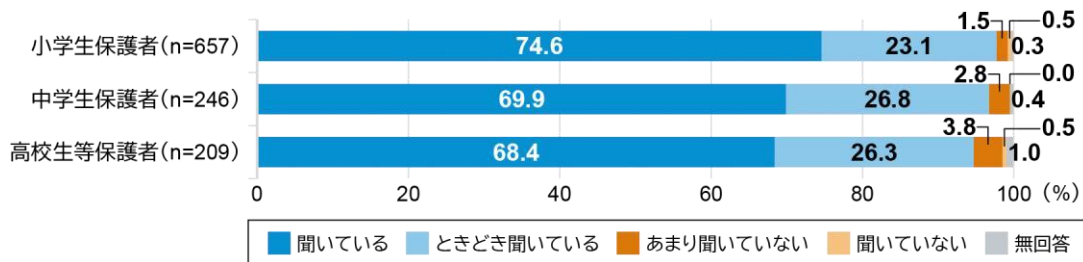


■家であなたの意見や思いは大切にされましたか

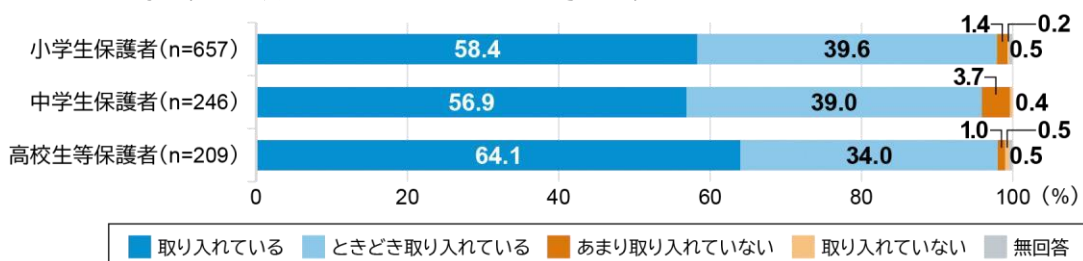


保護者

■あなたは、ふだん家で子どもの話をよく聞いているですか



■あなたは、家で何かを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか

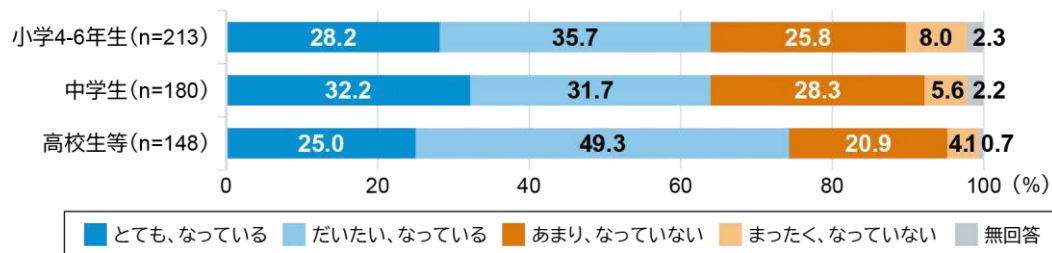


● 子どもの意見表明と参加(学校)

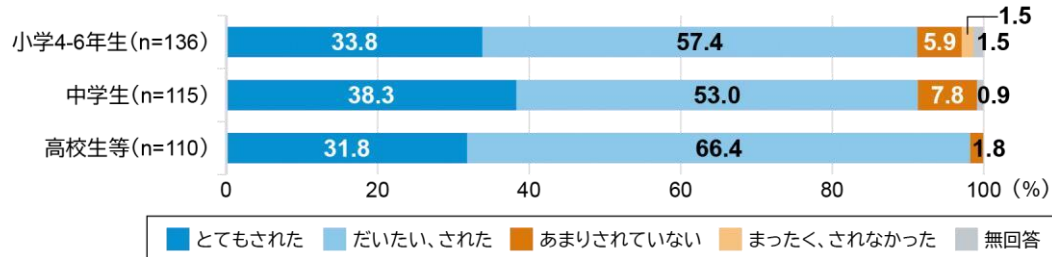
- 子ども本人について、小学生の28.2%、中学生の32.2%、高校生等の25.0%が「自分の意見を言える」、また、小学生の33.8%、中学生の38.3%、高校生等の31.8%が「意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。
- 区立小学校職員の27.7%及び区立中学校職員の34.3%が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、区立小学校職員の7.9%及び区立中学校職員の14.3%が、子どもから聞いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

■ 学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか

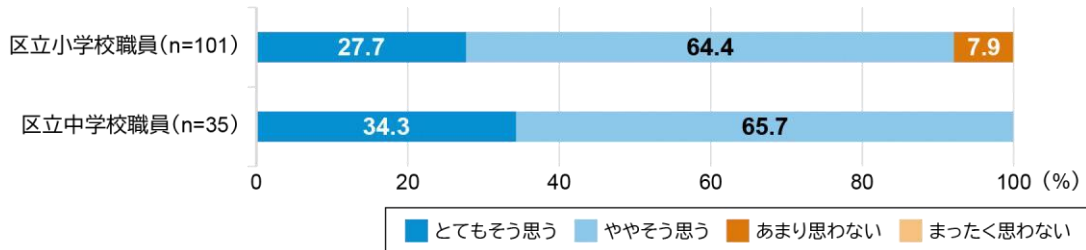


■ 学校であなたの意見や思いは大切にされましたか

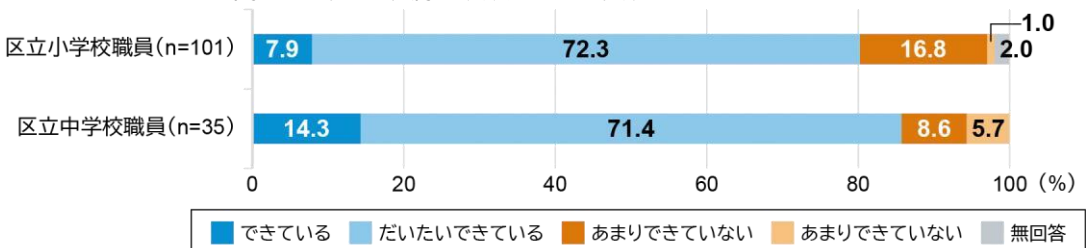


区立小中学校職員

■ あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと(受け止めること)ができていますか



■ あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか

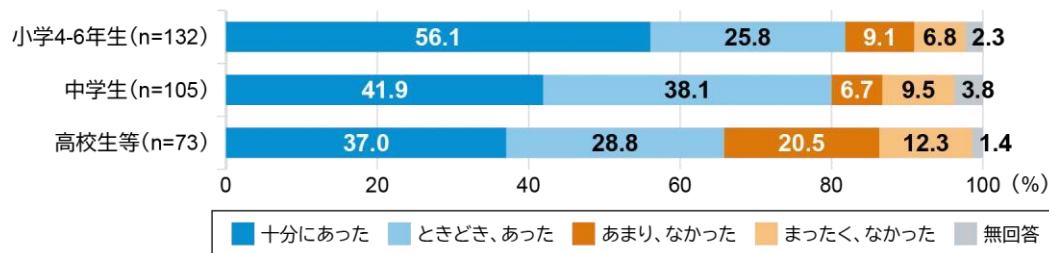


● 子どもの意見表明と参加(地域)

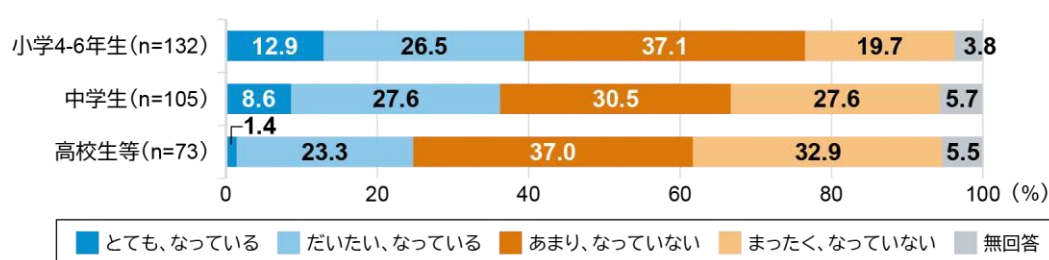
- 子ども本人について、小学生の56.1%、中学生の41.9%、高校生等の37.0%が、地域で何かをしたり、決めたりする時に「大人から事前の説明が十分にあった」と回答し、小学生の12.9%中学生の8.6%、高校生等の1.4%が「自分の意見を聴いてもらえる」、小学生の32.7%、中学生の26.3%、高校生等の11.1%が「自分の意見や思いはとても大切にされた」と回答しています。
- 地域団体等の84.1%が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、55.9%が子どもから聴いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

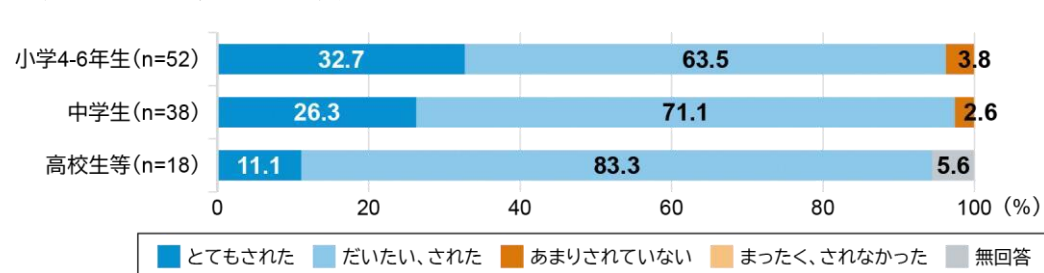
■ 地域で何かをしたり、決めたりするとき、大人から事前の説明がありましたか



■ 地域で何かをしたり、決めたりするとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか

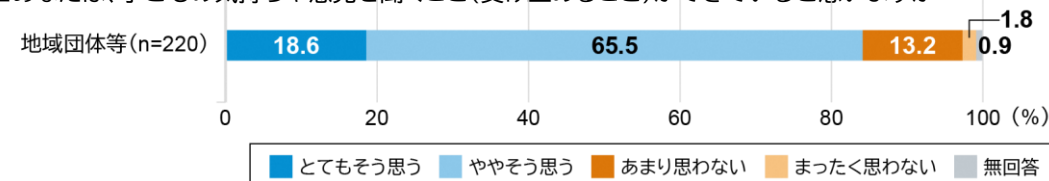


■ 地域であなたの意見や思いは大切にされましたか

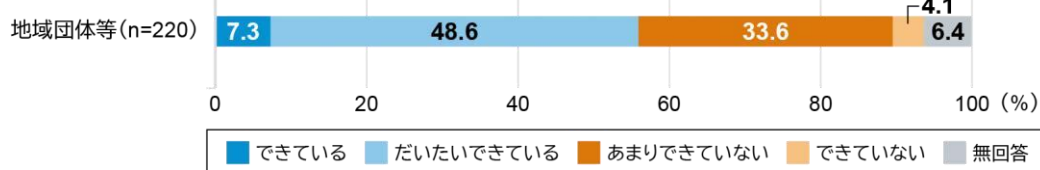


地域

■ あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと(受け止めること)ができていると思いますか



■あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか



計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

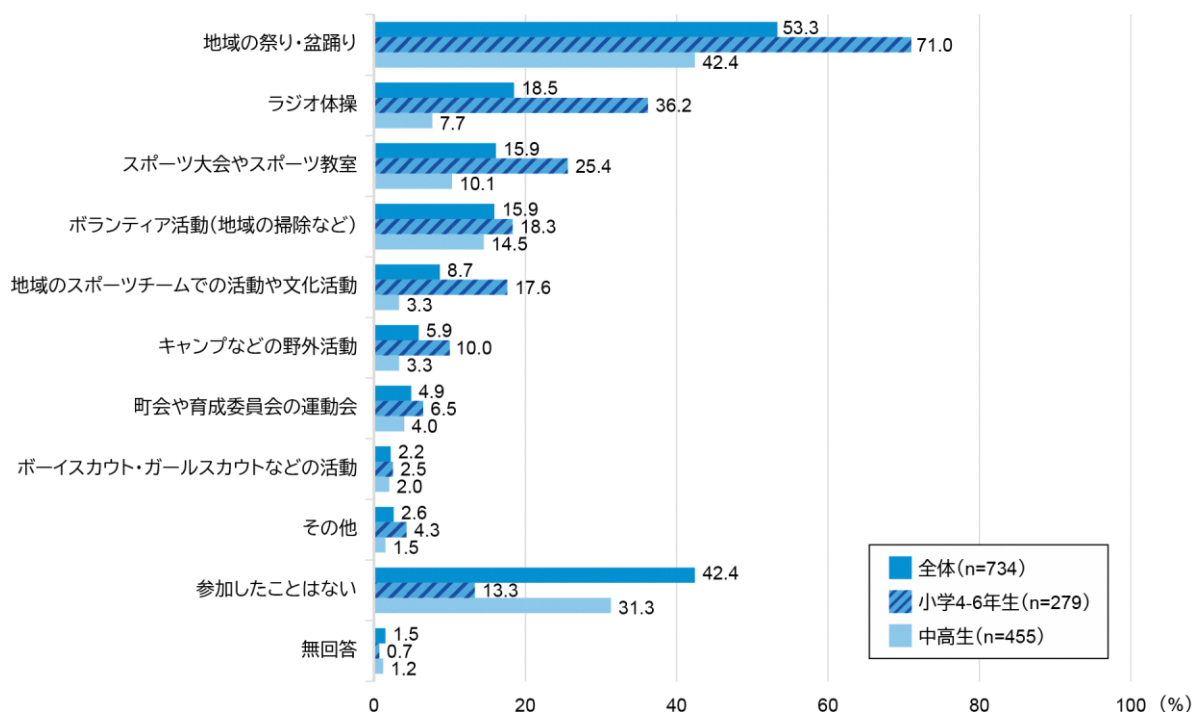
計画の推進に向けて

資料編

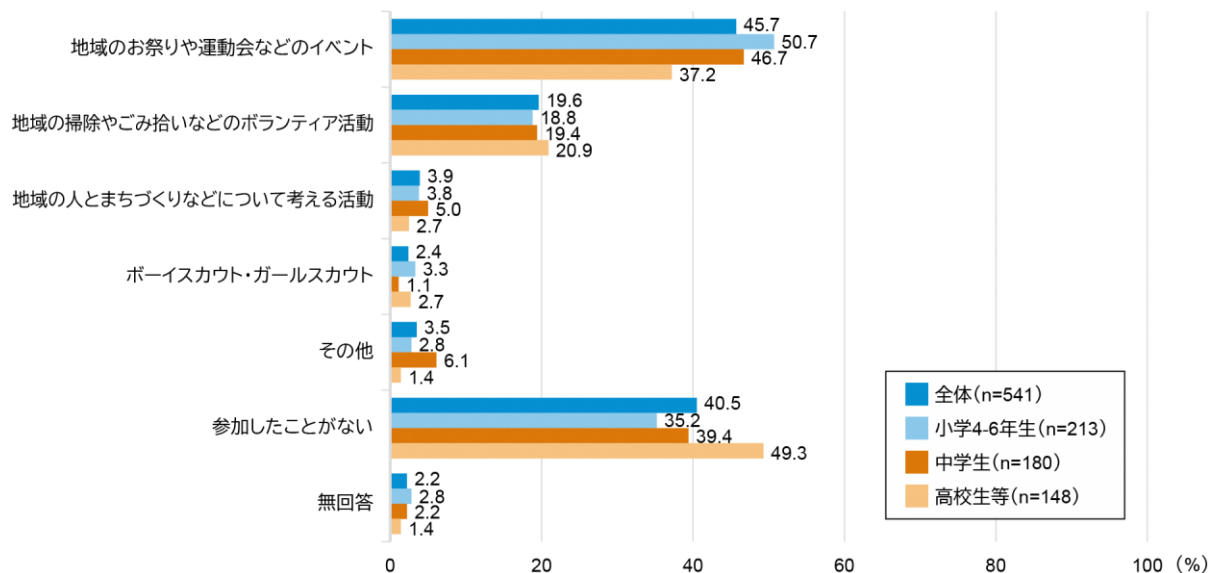
● 地域活動への参加状況

- 参加したことがある地域活動について、子ども全体の42.4%が「参加したことがない」と回答しており、5年前と比較して地域活動への参加状況が低くなっています。コロナ禍による地域活動の縮小が要因であることが伺えます。

【H30】この一年間に参加したことがある活動(複数回答)



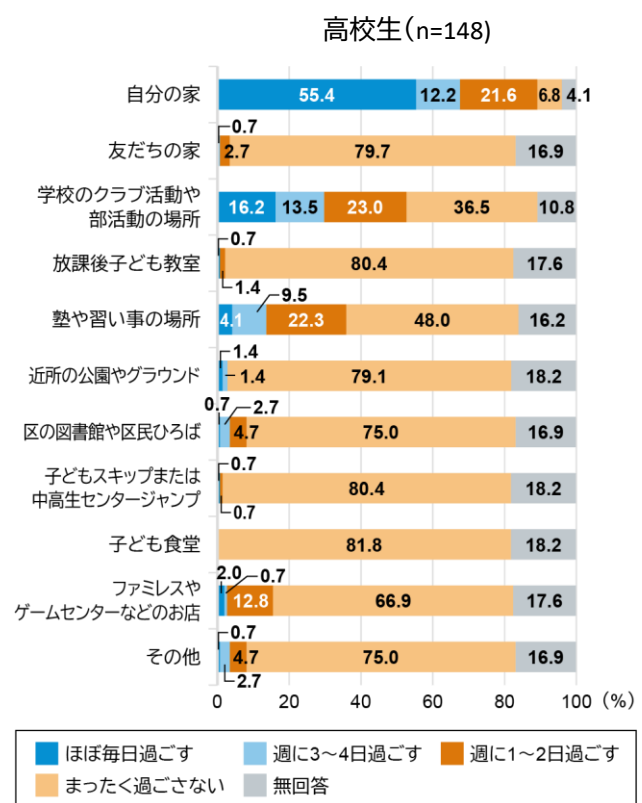
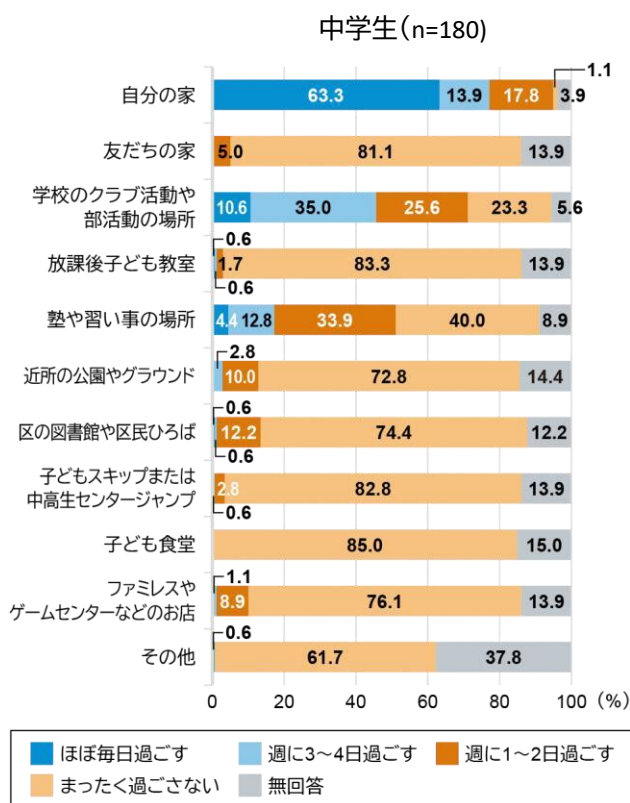
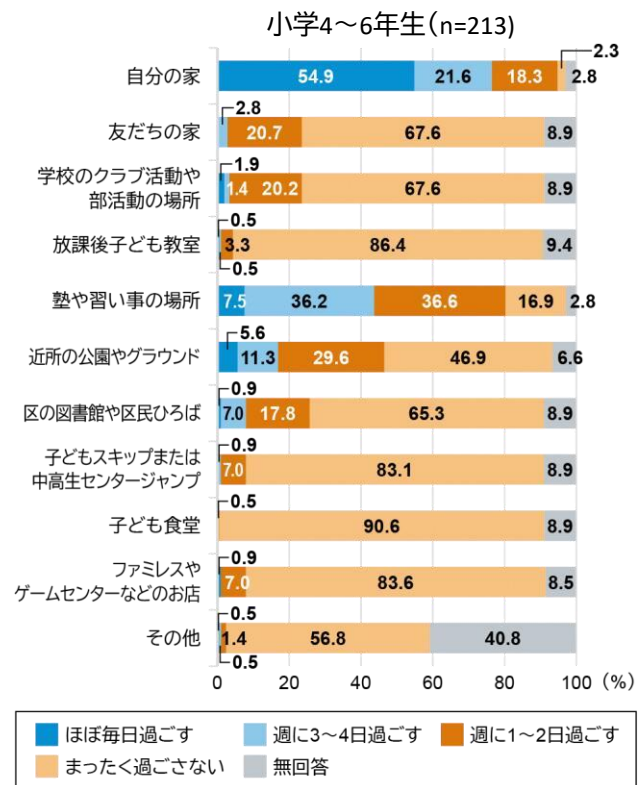
【R5】これまでに参加したことがある活動(複数回答)



● 子どもの居場所

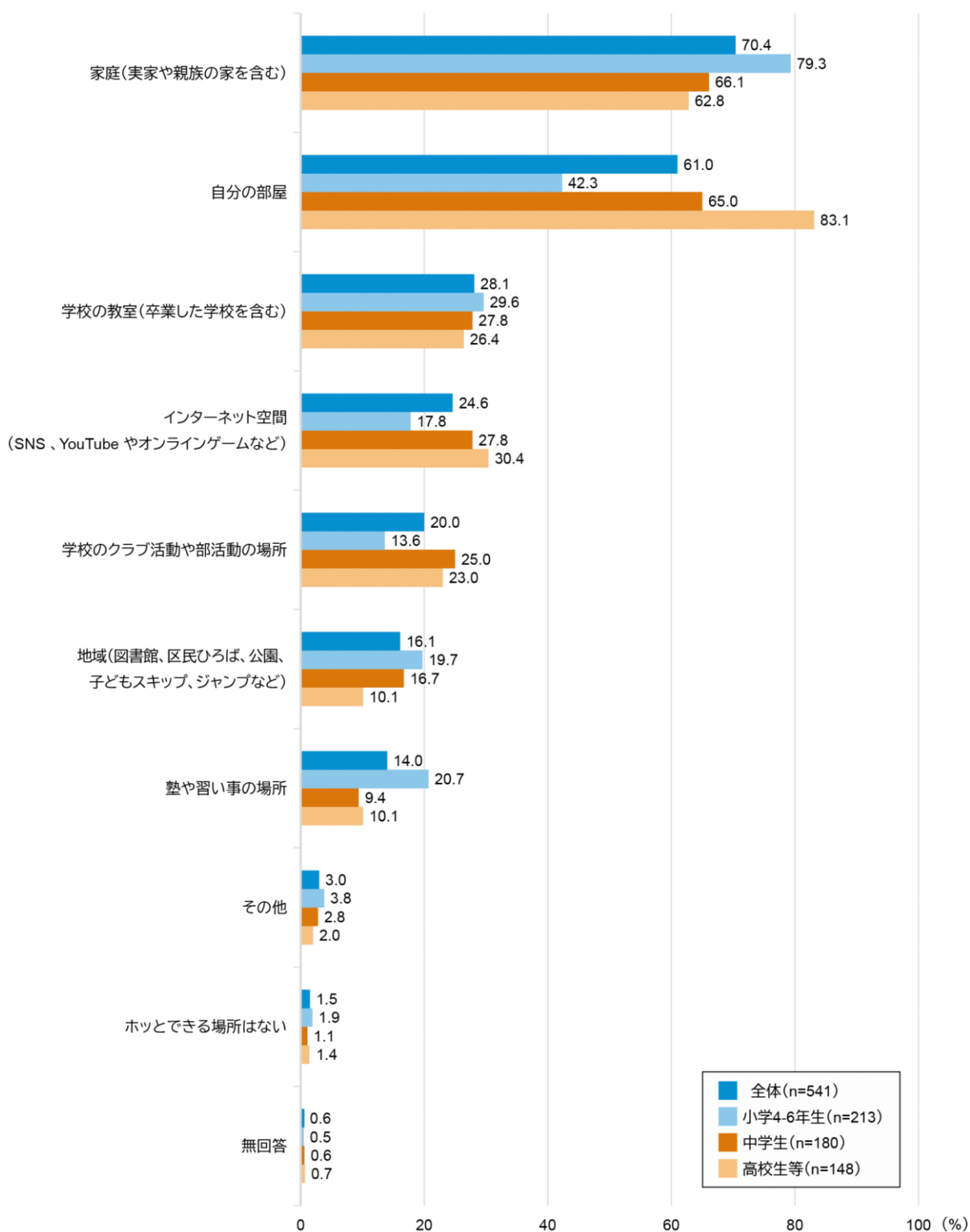
- いずれの年代の子どもも自分の家で過ごす
と回答する割合が高くなっています。
- 小学生は、塾や習い事、公園やグラウンドで
過ごすことが多くなっています。
- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動、塾や
習い事をして過ごすことが多くなっています。

■ 放課後に過ごす場所はどこですか



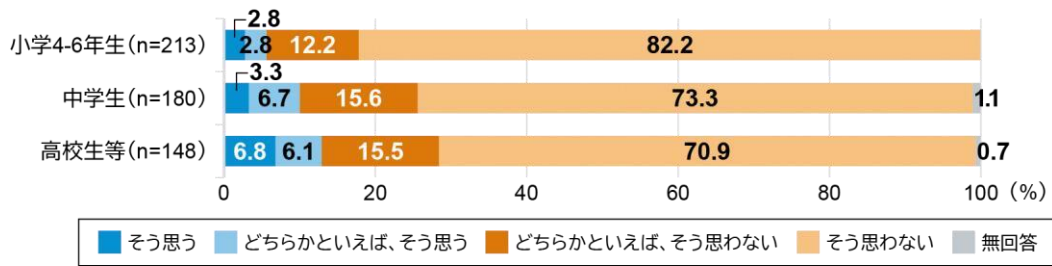
- いずれの年代の子どもも自分の部屋や家庭、学校の教室が居場所であると回答する割合が高くなっています。
- 小学生は、地域や塾・習い事を居場所とする回答が2割を占めています。
- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動の場所、インターネット空間を居場所と回答する割合が高くなっています。

■ホッととする場所はどこですか(複数回答)



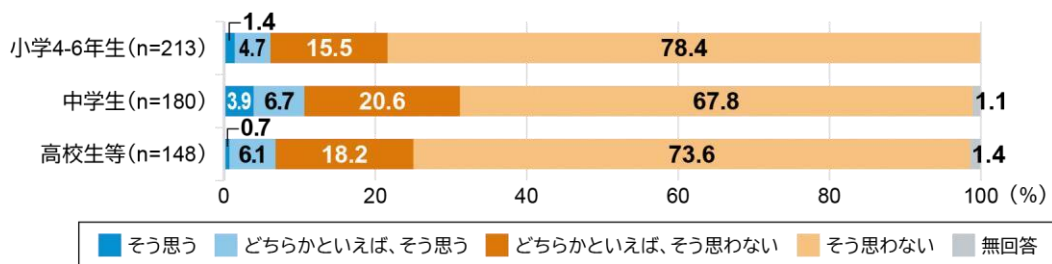
- 小学生の5.6%、中学生の10.0%、高校生等の12.9%が「自分には話せる人がいないと思う」と回答しています。

■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか



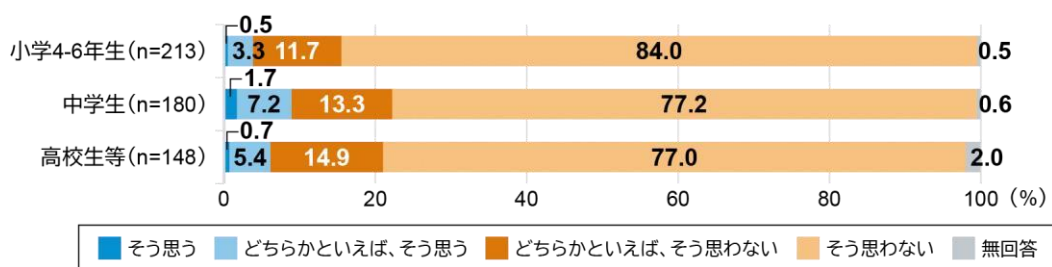
- 小学生の6.1%、中学生の10.6%、高校生等の6.8%が「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答しています。

■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか



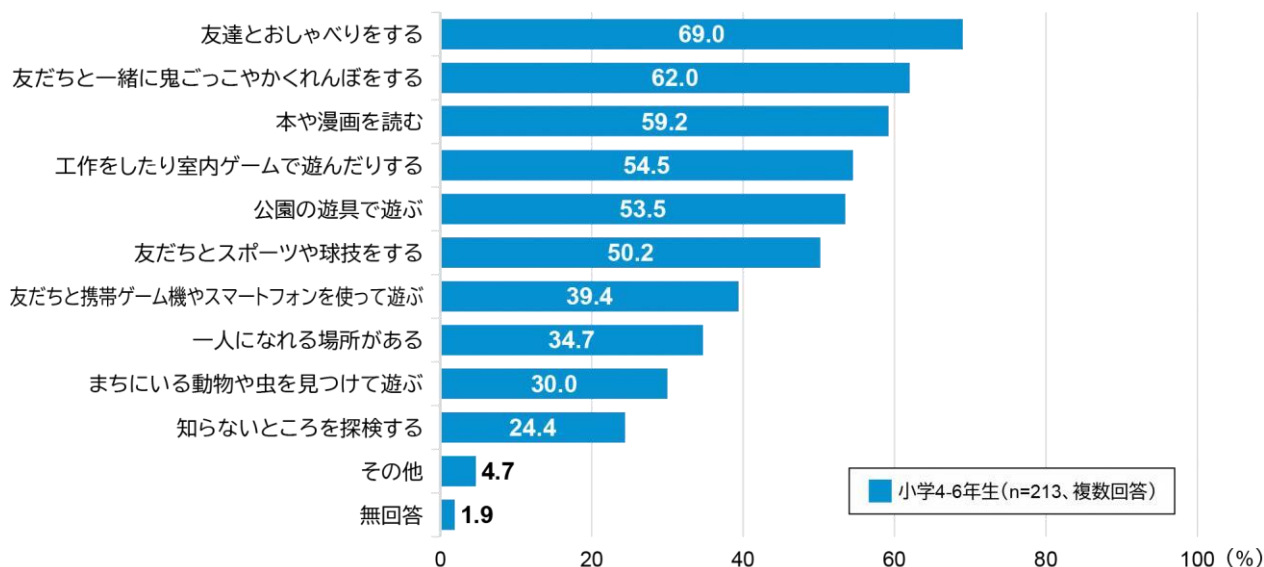
- 小学生の3.8%、中学生の8.9%、高校生等の6.1%が「自分はひとりぼっちだと思う」と回答しています。

■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか

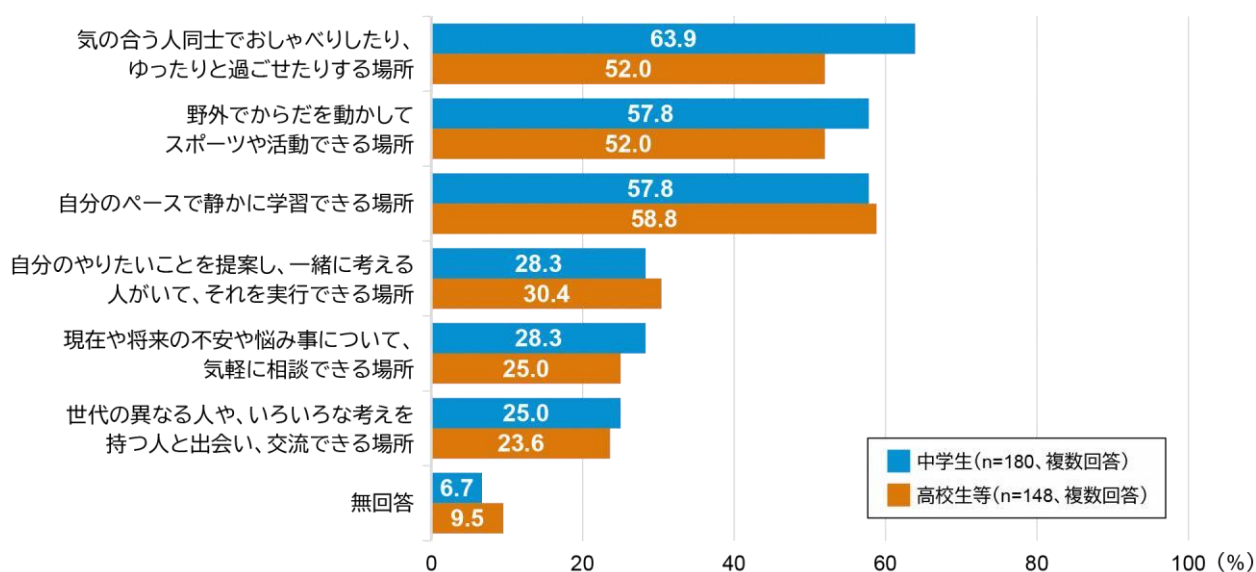


- 小学生本人へ地域の中にどんな遊び場所があるといいかを聞いたところ、「友だちとおしゃべりをする場所」が最も多く、全体の69.0%となっています。次いで、「友だちと一緒に鬼ごっこやかくれんぼをする場所」、「本や漫画を読む場所」、「工作をしたり室内ゲームで遊んだりする場所」、「公園の遊具で遊ぶ」が続きました。
- また、中高生等本人へ地域の中にどのような場所があるといいかを聞いたところ、「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、「自分のペースで静かに学習できる場所」、「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答した声が多くありました。いずれの選択肢に対しても20.0%以上の中高生等本人があるといいと回答しました。

■あなたは、地域の中にどんな遊びができる場所があるといいと思いますか



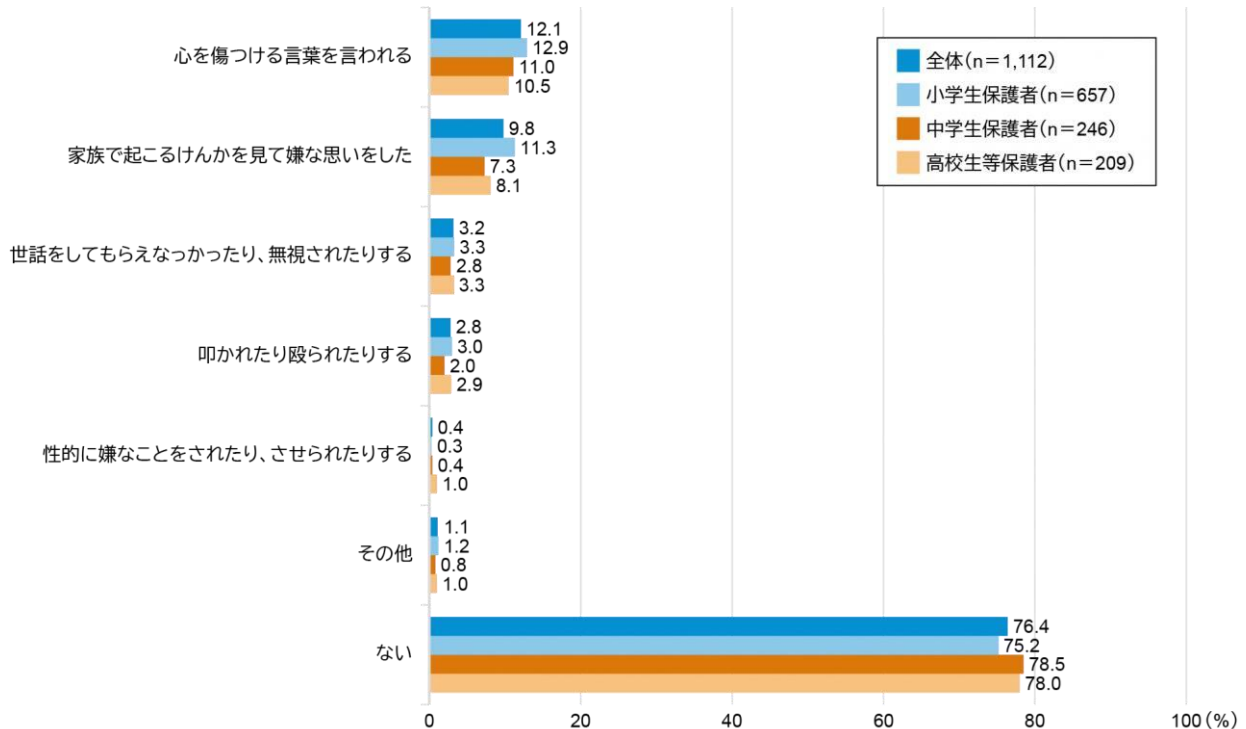
■あなたは、地域の中にどのような場所があるといいと思いますか



子どもの権利侵害の状況

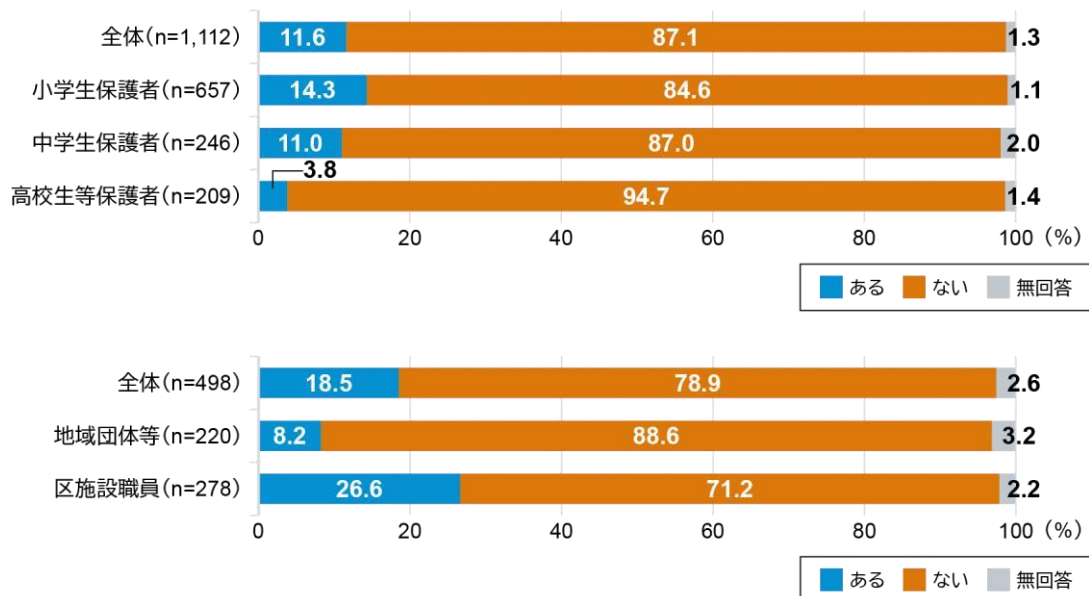
- 虐待の経験について、小学生及び中高生の保護者の23.6%が、大人との関わりの中で子どもが困難に直面していることに気づいたと回答しています。特に「心を傷つける言葉を言われる」、「家族で起こるけんかを見て、いやな思いをした」ことが多くなっています。

子どもが大人にされたことに気づいたこと(複数回答)



- いじめの経験について、小学生及び中高生の保護者の11.6%、及び地域団体等及び区施設職員の18.5%が、自身や身の回りのこどものいじめ(いじめられる・いじめているの両方を含む)に気づいたことがあると回答しています。

いじめに気づいたことの有無

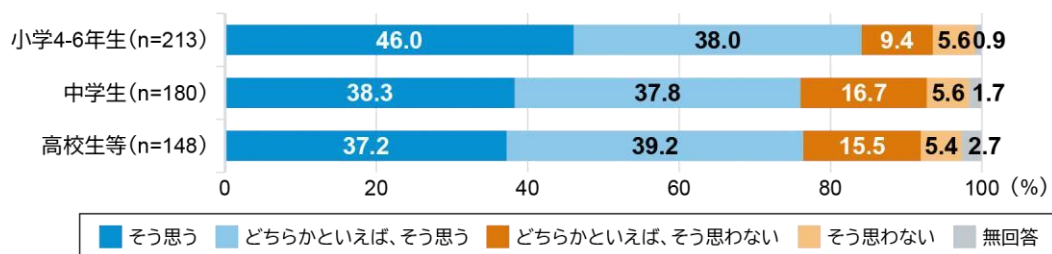


2 子どもの意識・意向

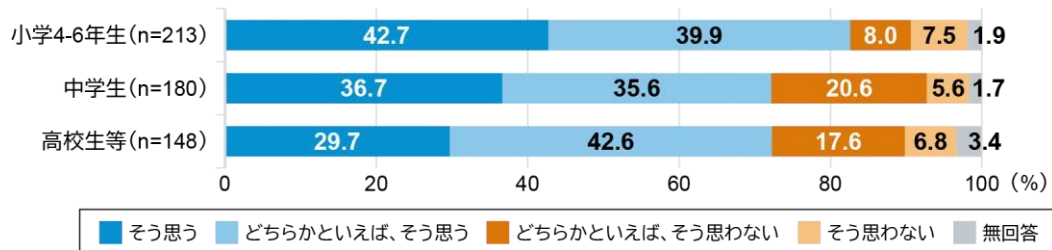
● 子どもの自己肯定感・自己有用感

- 自分を好きだと思っているかという質問では、小学4～6年生は「そう思う」が、中高生では「どちらかといえばそう思う」の回答が最も大きくなりました。年代が上がるにつれて「そう思う」の回答が少なくなる傾向があります。
- 「自分の将来は明るいと思う」と回答する子どもは、小学生が42.7%、中学生は36.7%、高校生等は29.7%でした。一方、小学生の11.3%、中学生の7.2%、高校生等の7.4%が、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答しています。

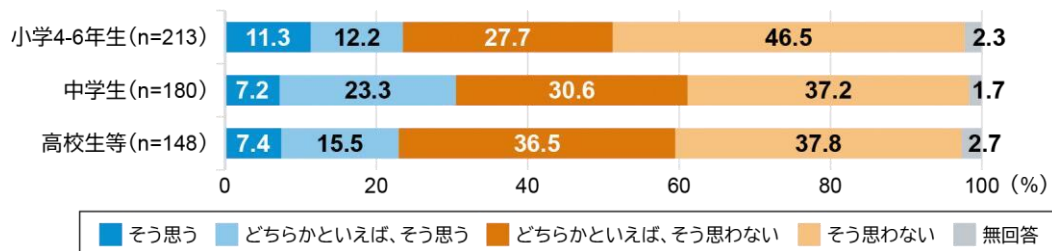
■今の自分が好きだと思いますか



■自分の将来は明るいと思いますか



■自分は役に立たないと強く感じていますか

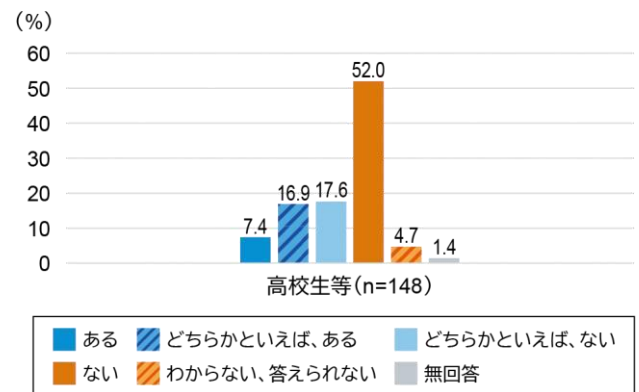
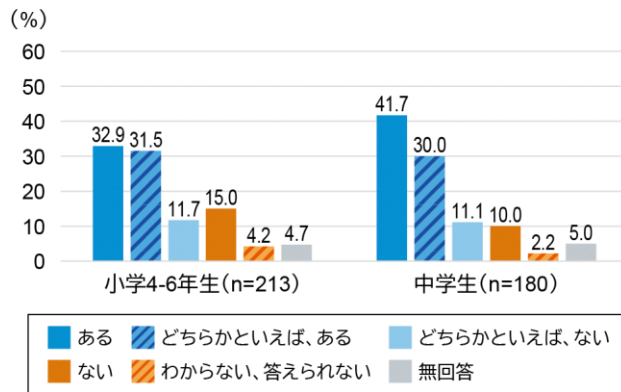


● 悩みや困っていることについて

- 小学生の64.4%、中学生の71.7%がものごとがうまくいかず落ち込んだ経験があると回答しています。
- 高校生等の24.3%が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験があると回答しています。
- 落ち込んだり、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったりした時の相談先は、小中学生、高校生等のいずれも「家族や親せき」、「学校の友達」「学校の先生」と回答した割合が高くなっています。

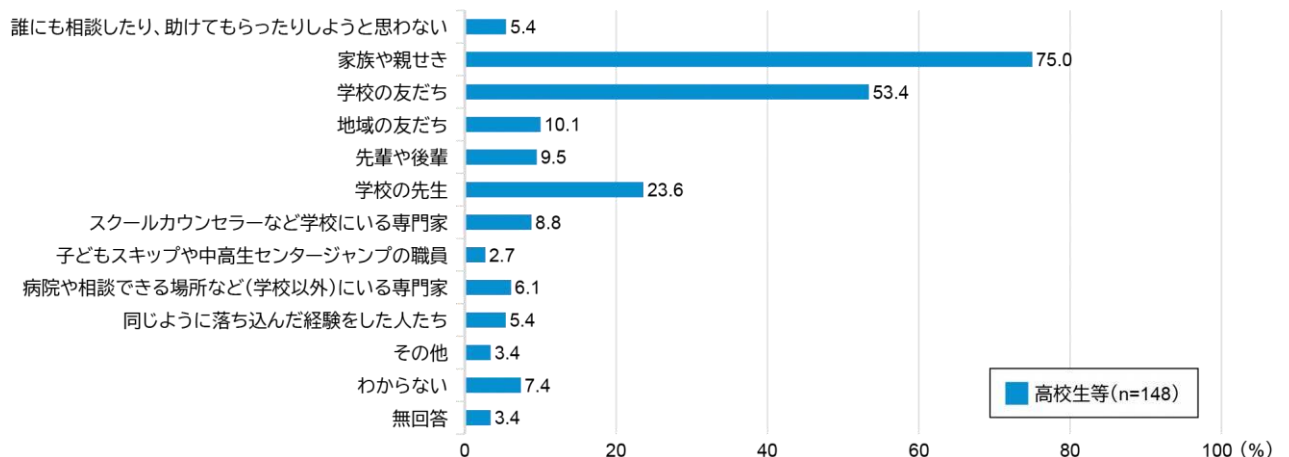
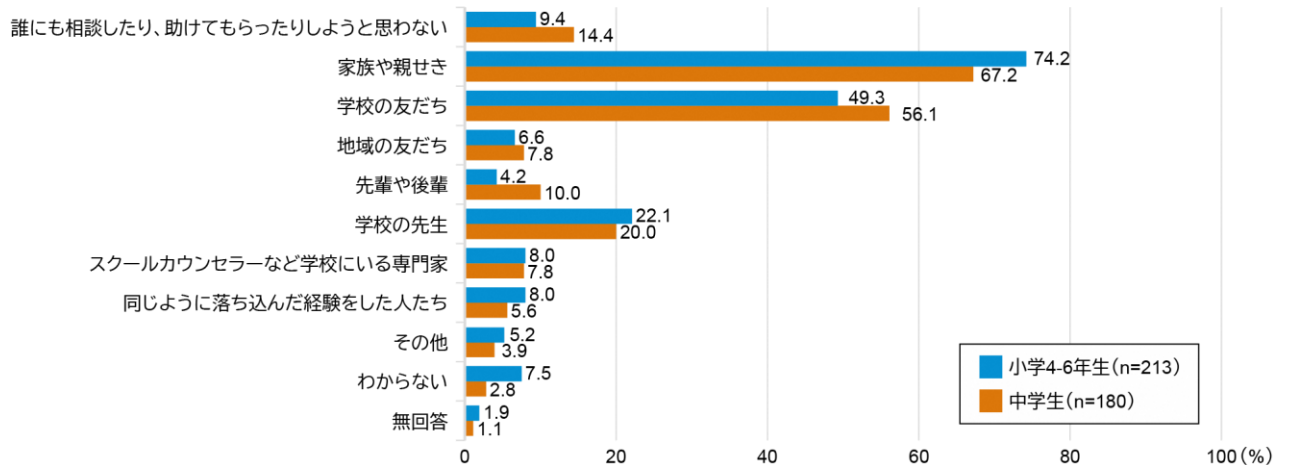
■ 今までにものごとがうまくいかず落ち込んだ経験はありますか(小学4～6年生、中学生)

■ 今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか(高校生等)



■ ものごとがうまくいかず落ち込んだときに、どういった人に相談しますか(小学4～6年生、中学生)

■ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか(高校生等)



3 保護者の意識・意向

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

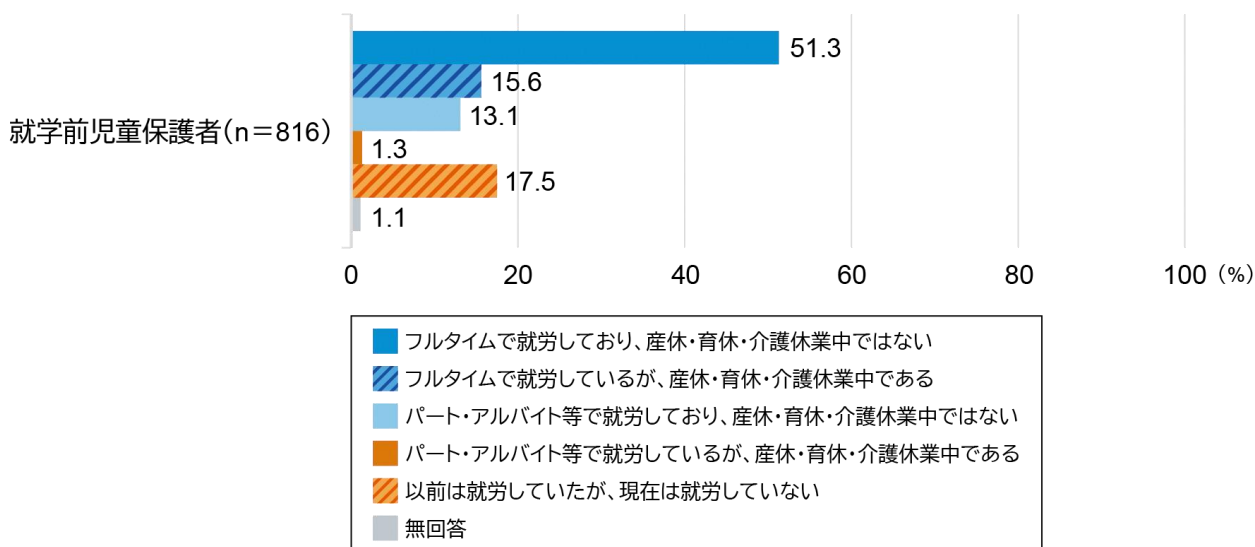
第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

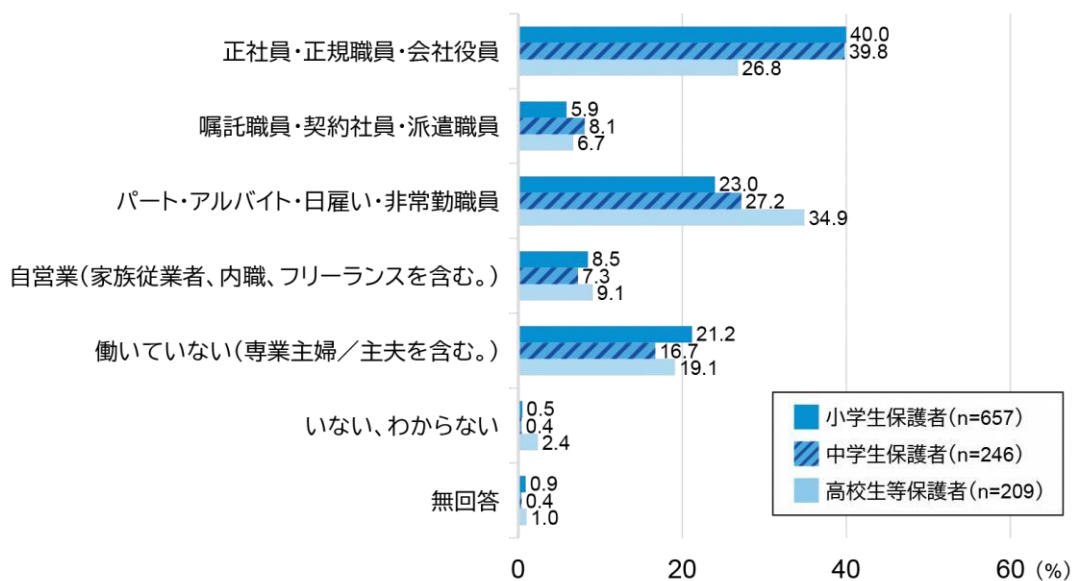
資料編

● 母親の就労状況

- 就学前児童保護者(母親)の66.9%が「フルタイムで就労している」と回答しています。一方で17.5%の就学前児童保護者(母親)は、「現在は就労していない」と回答しています。



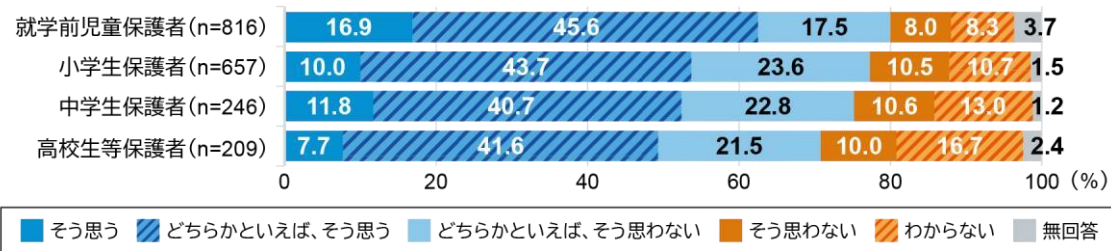
- 小学生保護者(母親)の40.0%、中学生保護者(母親)の39.8%、高校生等保護者(母親)の26.8%が、「正社員・正規職員・会社役員」として就労していると回答しています。また、子どもの年次が進むとともに、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」として就労していると回答する保護者の割合が高くなっています。



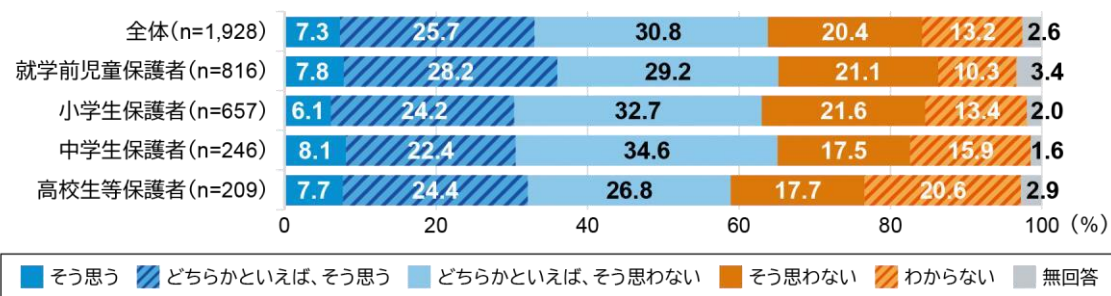
子育て環境への意識・意向

- 「安心して子どもを産む環境づくりができている」と回答した割合は、就学前児童保護者で62.5%、小学生保護者で53.7%、中学生保護者で52.5%、高校生等保護者で49.3%でした。その一方で、就学者前児童保護者の8.0%、小学生保護者の10.5%、中学生保護者の10.6%、高校生等保護者の10.0%が「そう思わない」と回答しています。

■安心して子ども産む環境づくりができていると思いますか

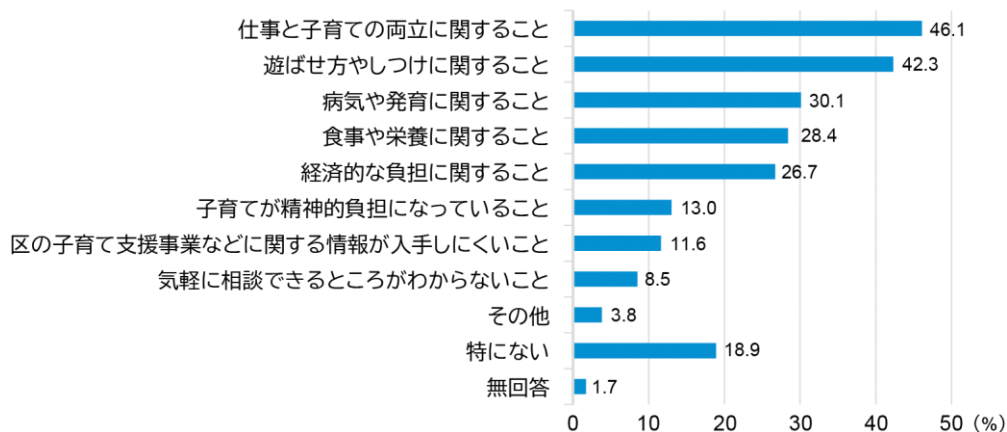


■子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思いますか



- 育児に関して特に不安なことや悩んでいることとしては、「仕事と子育ての両立に関すること」と回答する保護者が最も多く、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「病気や発育に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「経済的な負担に関すること」が続いています。

■育児に関して、特に不安なことや悩んでいることはありますか(就学前保護者、n=816)



定期的な教育・保育事業の利用の有無(就学前児童保護者)

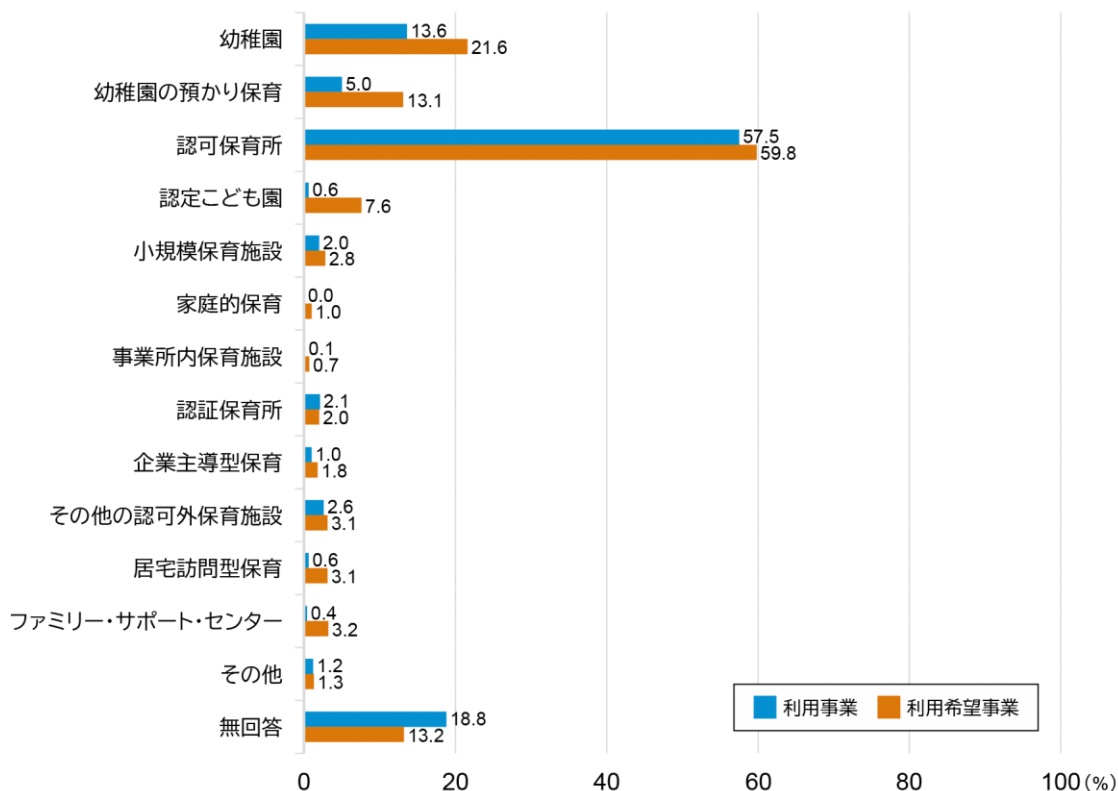
- 幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答している就学前児童保護者の割合は、前回調査時の78.2%とほぼ同様の81.0%となっています。



平日に利用している定期的な教育・保育事業(就学前児童保護者)

- 平日に利用している定期的な教育・保育事業について就学前児童保護者へ聞いたところ、「認可保育所」が57.5%と最も高くなっています。平日に利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」への回答が59.8%を占め、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」と続いています。

(n=816、複数回答)



● 定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視していること(就学前児童保護者)

- 就学前児童保護者に対して、定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視していることを優先する順に回答を求めたところ、「自宅の近く」及び「園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」の優先順位が高くなっています。
- 「施設・設備が整っている」、「兄弟姉妹が通っている」、「延長保育に対応している」、「保育だけではなく、様々な教育プログラムを提供している」も多く選択されています。

回答者数:816

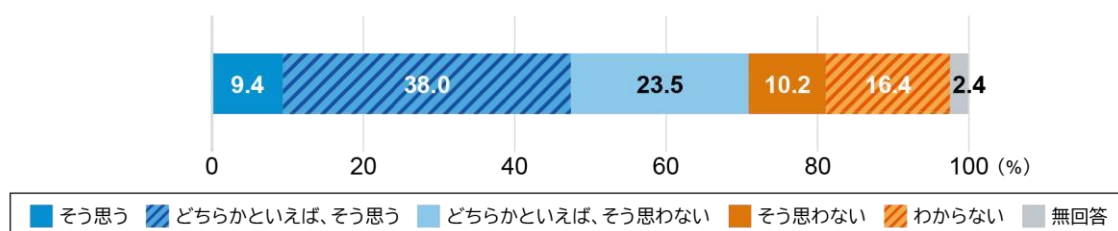
(単位:%)

選択項目	優先順位1	優先順位2	優先順位3	優先順位4	優先順位5
自宅の近く	① 57.6	② 15.3	⑤ 8.0	5.6	4.3
子どもが将来通う小学校のある居住地区内にあること	1.1	4.9	2.8	1.8	2.5
職場の近く	0.6	2.0	1.1	1.0	1.1
駅の近く	0.6	3.9	3.4	2.1	1.3
兄弟姉妹が通っている	③ 5.1	⑤ 8.7	5.1	3.3	3.7
延長保育に対応している	⑤ 2.9	8.1	④ 8.2	⑤ 6.9	8.8
夜間や休日保育に対応している	0.2	0.5	1.0	1.3	1.1
乳児保育を実施している	0.1	2.1	1.1	1.3	1.6
病院や病後児の対応を行っている	0.1	0.9	1.0	1.8	1.5
施設・設備が整っている	2.5	③ 10.3	③ 12.5	② 13.8	⑤ 9.1
送迎サービスを行っている	0.6	0.6	0.6	0.7	1.3
給食を提供している	2.0	④ 10.0	② 14.8	③ 12.0	② 9.6
地域の評判がよい	1.1	4.5	6.5	6.7	7.7
保育料が安い	0.2	1.0	2.7	2.8	3.3
行事が充実している	0.4	1.1	3.2	6.5	③ 9.4
園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい	② 18.5	① 19.6	① 16.8	① 15.0	④ 9.1
保育だけでなく、様々な教育プログラムを提供している	④ 4.7	4.4	7.2	④ 7.8	① 12.3
その他	1.1	0.7	0.6	0.7	1.5
無回答	0.5	1.3	3.3	8.6	10.9

● “地域の子育て力”向上のために有効な取組

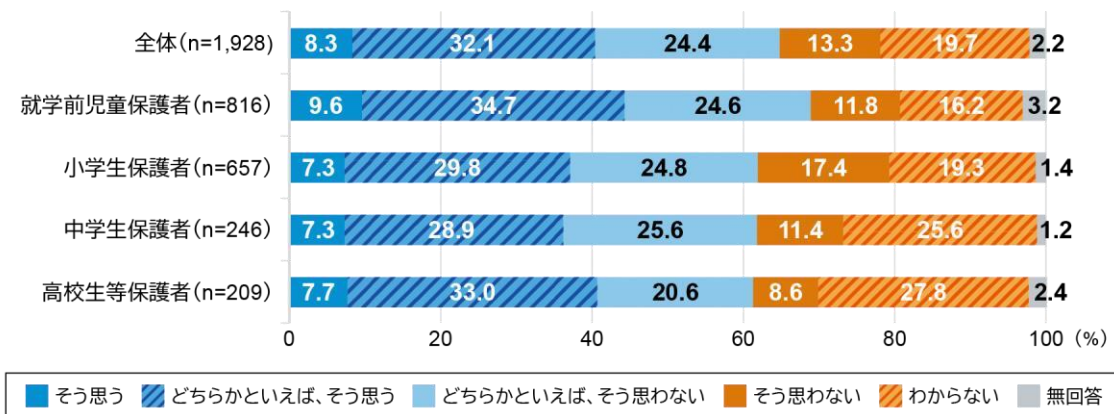
- 47.4%の保護者が「地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われている」と回答しています。

■ 地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思いますか
(就学前児童・小中高校生等保護者、n=1,928)



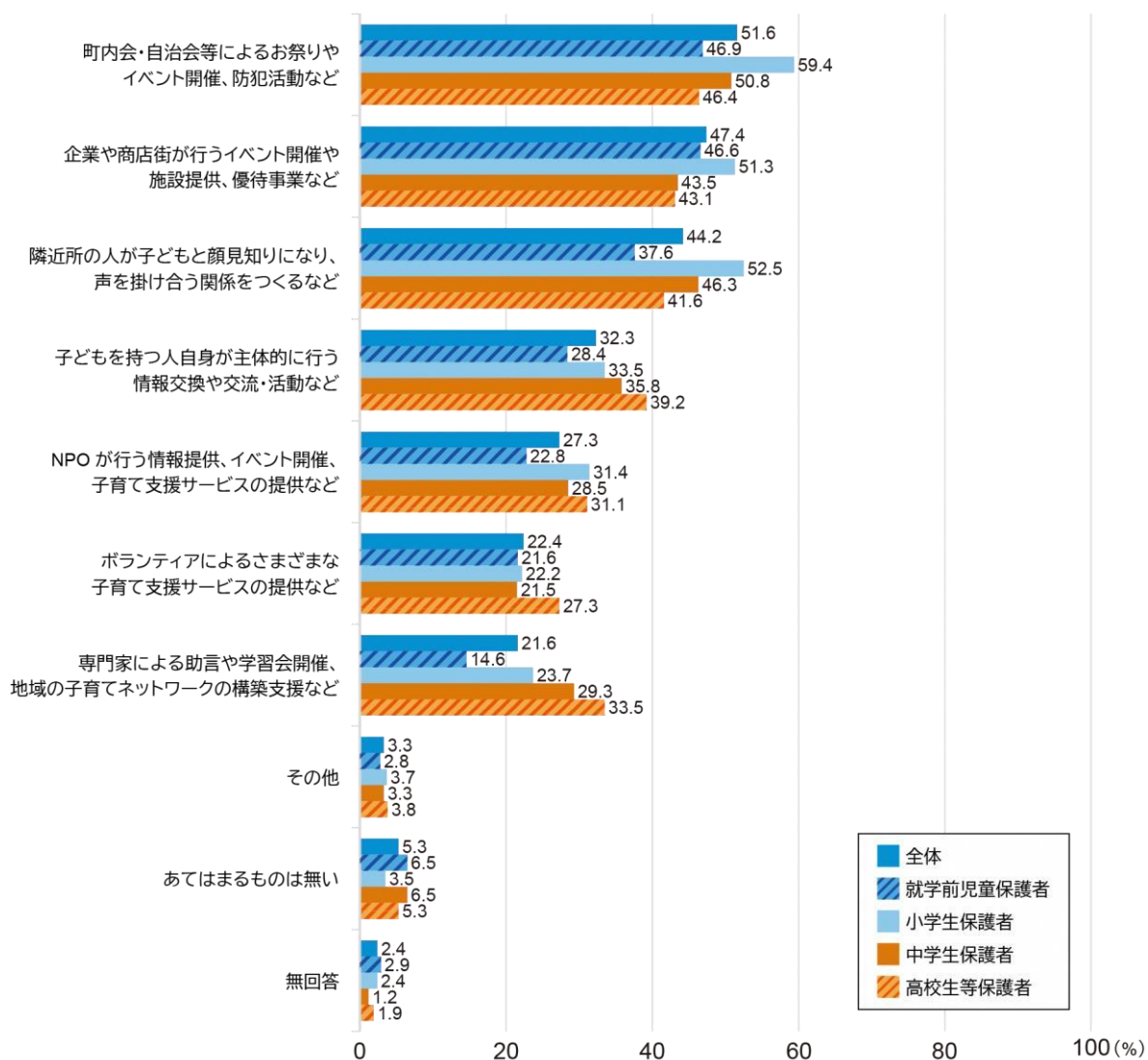
- 保護者全体の40.4%が「職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われている」と回答しています。

■職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思いますか



- 地域の子育て力向上へ向けて有効な取組については、いずれの年代の保護者においても、「町内会・自治体等によるお祭りやイベント開催、防犯活動など」、「企業や商店街が行うイベント開催や施設提供、優待事業」、「隣近所の人子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくるなど」への回答が高くなっています。

■地域全体で子育てを支援していく“地域の子育て力”を向上させるためには、今後どのような取り組みを進めることが有効だと思いますか



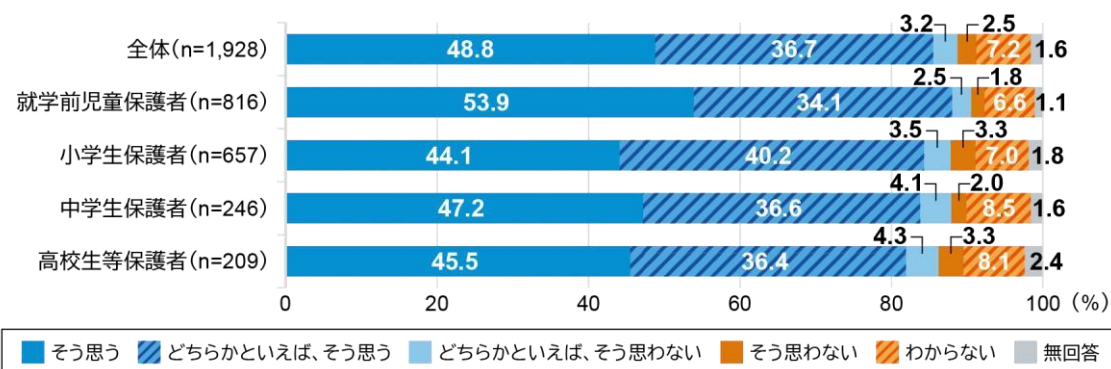
子育て施策や事業に何を望むか

いずれの年代の保護者も、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」、「安心して遊べる屋外遊び場の整備」、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」の順に回答の割合が高くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
就学前児童保護者	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子どもが安心して遊べる公園等の野外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	子育て期の生活環境・住環境の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実
	54.3%	52.6%	51.0%	47.1%	31.0%	30.5%	26.8%	25.2%
小学生保護者	子どもが安心して遊べる公園等の野外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実
	66.2%	61.9%	50.2%	42.5%	35.2%	28.9%	22.2%	18.6%
中学生保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てにかかる経済的負担の軽減	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実
	57.7%	46.7%	45.9%	45.9%	24.4%	23.2%	23.2%	22.8%
高校生等保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実 小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備
	54.5%	46.4%	45.0%	38.8%	24.9%	18.2%	18.2%	16.7%

これからも豊島区に住み続けたいと思うか

「これからも豊島区に住み続けたいと思う」と回答した割合は、就学前児童保護者が88.0%、小学生保護者が84.3%、中学生保護者が83.8%、高校生等保護者が81.9%であり、いずれの年代においても80.0%以上となっています。



4 若者の意識・意向

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

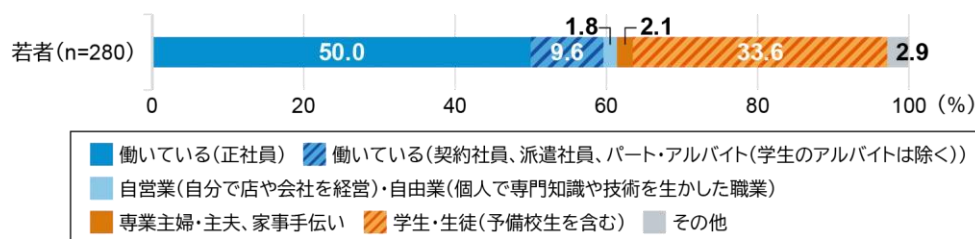
計画の推進に向けて

資料編

● 就学・就労の状況

- 「正社員として働いている」と回答した若者の割合が50.0%で最も高くなっています。「契約社員、派遣社員、パート・アルバイト等として働いている」と回答した割合は9.6%、「専業主婦・主夫、家事手伝い」が2.1%、「自営業」が1.8%であり、「学生・生徒」と回答した割合は33.6%となっています。

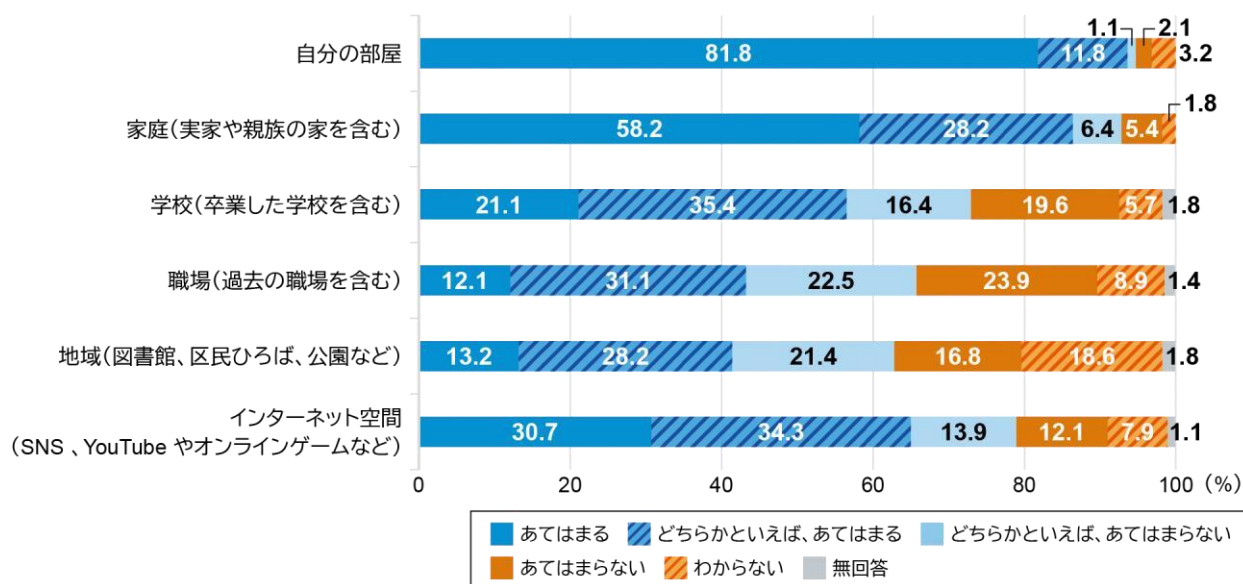
■ あなたの就学・就業状況について教えてください



● 若者の居場所

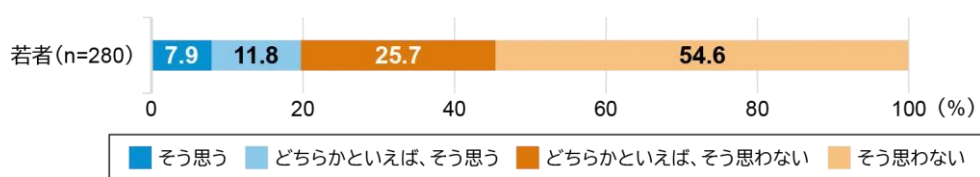
- 若者の81.8%が自分の部屋、58.2%が家庭を自分の居場所であると回答しています。その他、30.7%の若者がインターネット空間を居場所であると回答し、21.1%の学生が学校を居場所であると回答しています。

■ 次の場所は、今のあなたにとって居場所となっていますか(n=280、複数回答)



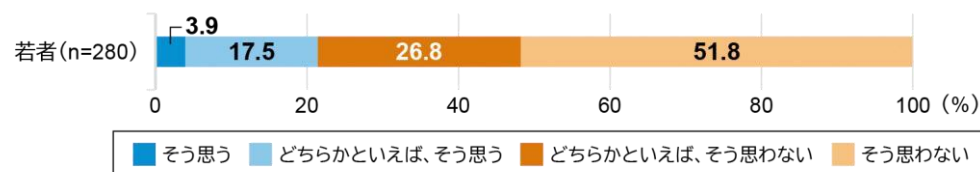
- 若者の7.9%が「自分には話せる人がいないと思う」と回答しています。

■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか



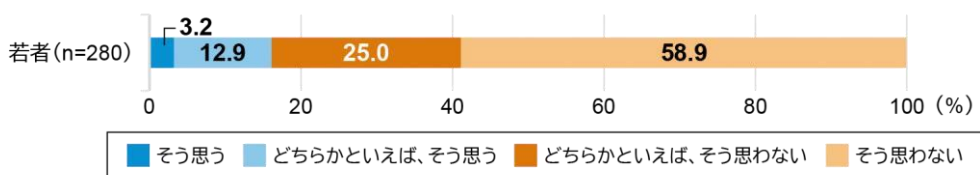
- 若者の3.9%が「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答しています。

■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか



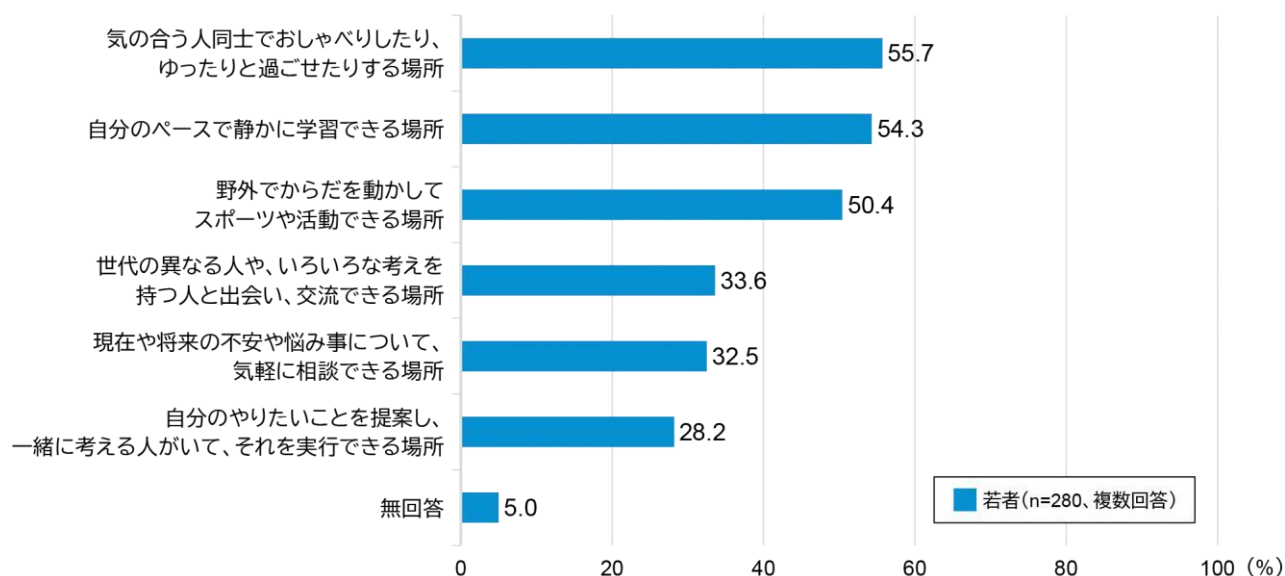
- 若者の3.2%が「自分はひとりぼっちだと思う」と回答しています。

■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか



- 地域の中にどのような場所があるとよいと思うかを聞いたところ、若者の55.7%が「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、54.3%が「自分のペースで静かに学習できる場所」、50.4%が「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答しています。いずれの選択肢に対しても30.0%近くの若者が肯定的に回答しており、地域の中の居場所に対する若者の関心が高いことが伺えます。

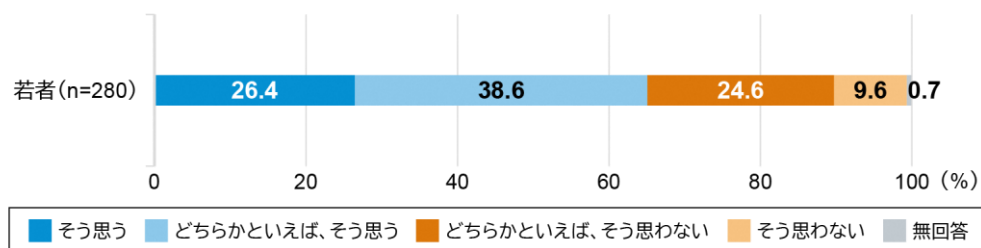
■あなたは、地域の中にどのような場所があるとよいと思いますか



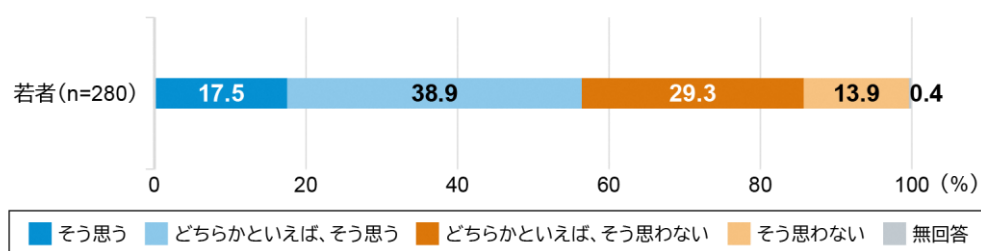
● 若者の自己肯定感・自己有用感

- 今の自分が好きだと思うかという質問では、若者の26.4%が「そう思う」、38.6%が「どちらかといえば、そう思う」と回答しています。
- 「自分の将来は明るいと思う」と回答した若者の割合は、17.5%となっています。一方で、若者の40.8%が、「自分が役に立たないと強く感じている」もしくは、「どちらかといえば自分が役に立たないと感じている」と回答しています。

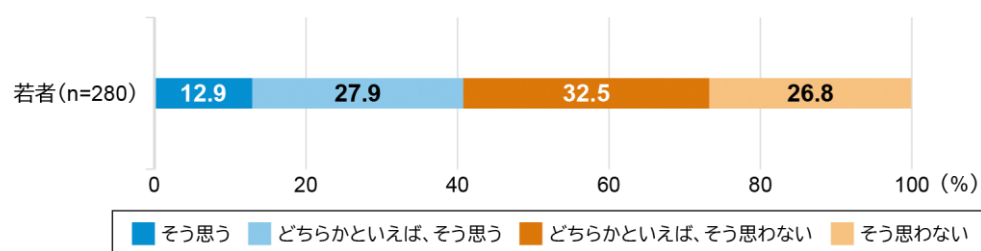
■今の自分が好きだと思いますか



■自分の将来は明るいと思っていますか



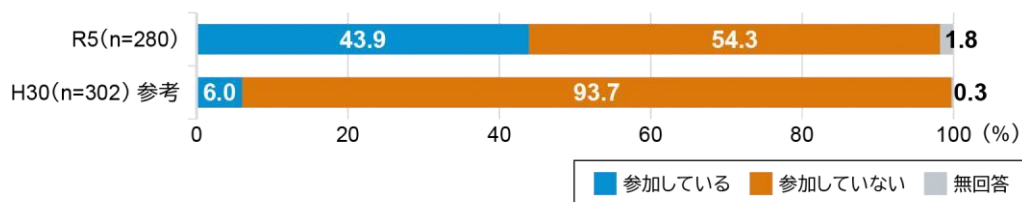
■自分が役に立たないと強く感じていますか



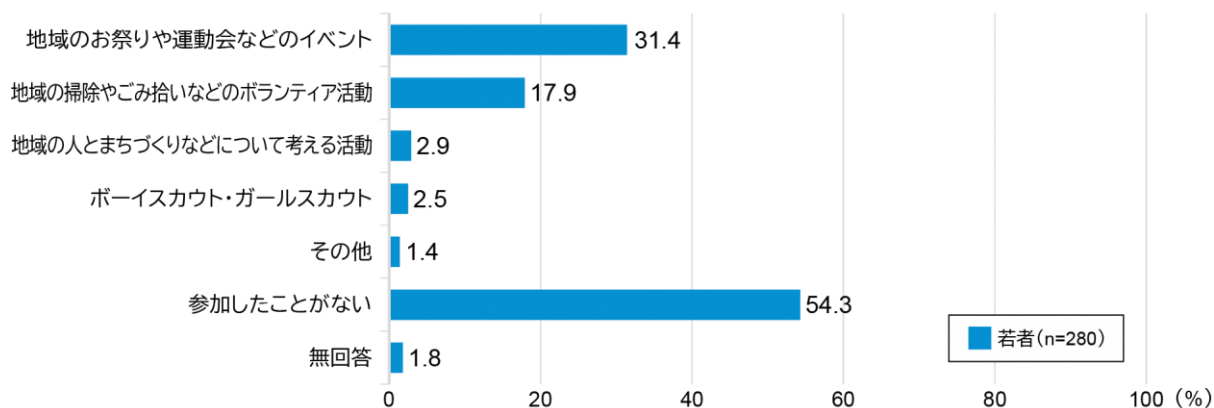
地域活動への参加状況

- 若者の43.9%がこれまでに地域活動に参加したことがあると回答しています。具体的には、「地域のお祭りや運動会のイベント」、「地域の清掃やごみ拾いなどのボランティア活動」へ参加したことがあると回答した若者の割合が高くなっています。

■【R5】地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか
(参考)【H30】この一年間に地域活動に参加したことがありますか



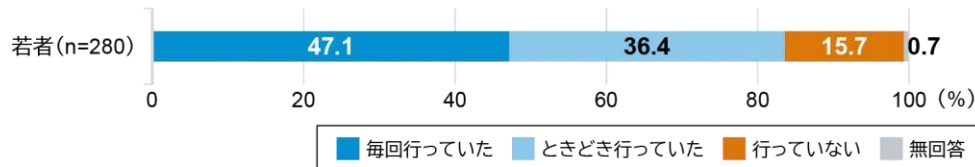
■参加したことがある地域活動・イベント・ボランティア等(複数回答)



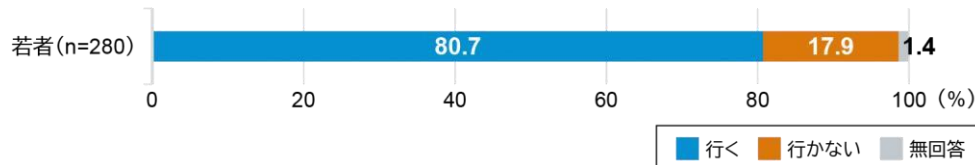
選挙への参画状況と参画意向

- これまでの国政選挙や地方選挙について「毎回行っていた」と回答した若者の割合が最も高く47.1%でした。次いで「ときどき行っていた」が36.4%、「行っていない」が15.7%となっています。
- 80.7%の若者が今後、国政選挙や地方選挙へ「行く」と回答しています。

■これまでに国政選挙や地方選挙に行っていますか



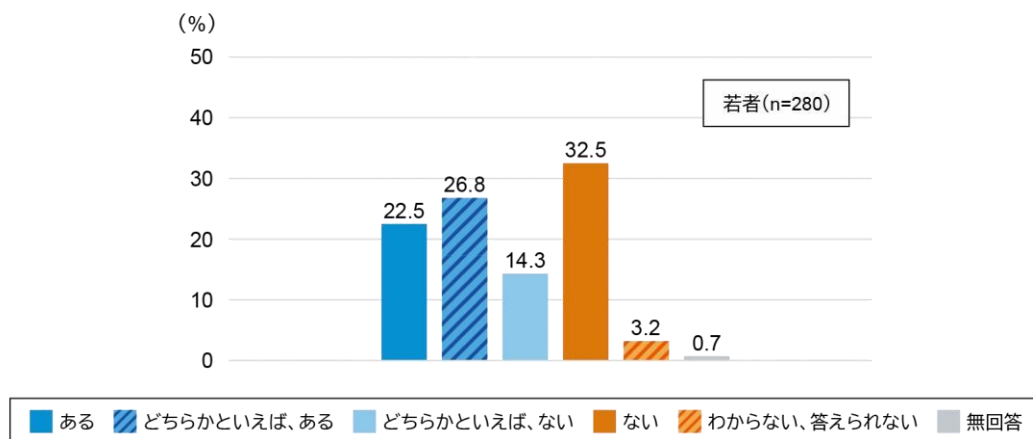
■今後、国政選挙や地方選挙に行きますか



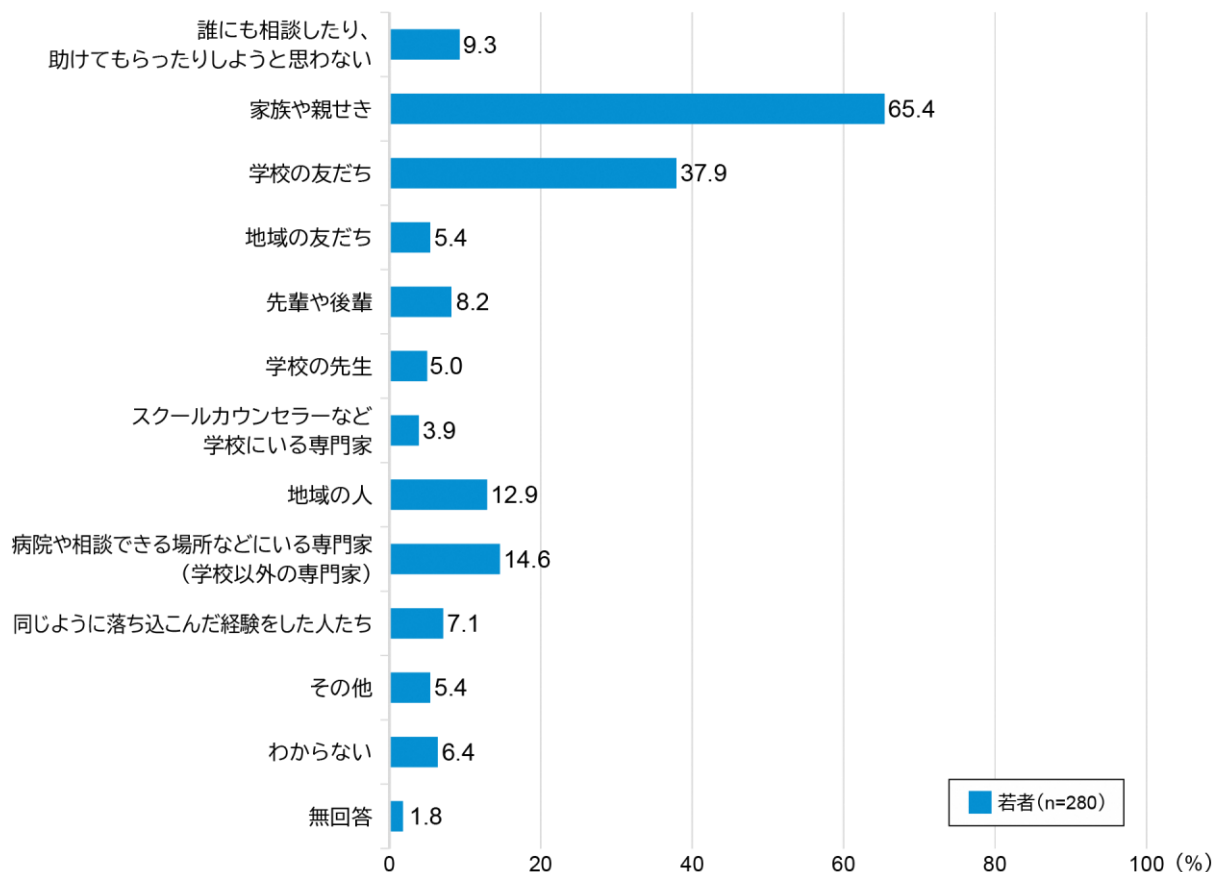
● 悩みや困っていることについて

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験について、若者の22.5%が「ある」、26.8%が「どちらかといえば、ある」と回答しています。
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった時の相談先は、「家族や親せき」、「学校の友達」と回答した割合が高くなっています。

■ 今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか



■ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、こういった人に相談しますか



3

子ども・若者の意識・意向＜ヒアリング調査の結果＞

調査目的

アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや、困難を抱える子ども・若者の実態や意識を把握することを目的に、関係機関や団体の協力を得て、子ども・若者へのヒアリングを実施しました。

調査実施場所

(1)子どもの居場所

①子どもスキップ、②中高生センタージャンプ、③子ども食堂、④プレーパーク

(2)困難を抱える子ども・若者

- ①障害を持つ児童を受け入れている子どもスキップ
- ②外国籍の子どもを対象に支援を行う団体
- ③多様な性自認・性的指向の子どもを支援する団体
- ④不登校・ひきこもりの経験がある子ども
- ⑤虐待・DVなどの被害を受けた子ども

調査結果(ヒアリングから分かったこと)

【子どもの権利に関すること】

- いずれのヒアリング対象施設・団体においても、「豊島区子どもの権利に関する条例」を知らない、「なやみミヤパンフレットを見たことはあるが権利についてはよく知らない」、という声が多数あり、アンケート調査結果と同様に子どもの権利に対する認知度の低さが見受けられました。

【子どもの意見表明・参加の促進に関すること】

- 周りの大人へ自分の意見を言える子どもと、言えない子どもがいました。子どもが意見を言えない理由としては、「心配されるので言えない」等、自分から大人への意見の伝え方に悩んでいる声が多くありました。一方で、「意見を言ってもしょうがないけど、必要なことを、人を選んで聞いている」等、意見表明を行うことについて前向きに捉え、自分なりに行動している様子も伺うことができました。
- 「地域の行事へ参加している」との声が多くあり、地域の神社のお祭りや各施設のイベントに参加した経験のある子どもが多くいました。

【子どもの居場所に関すること】

- 放課後の居場所について聞いたところ、「ヒアリング施設や公園でサッカーやドッジボールをする」、「友人とカードゲームで遊ぶ」の他、「家で過ごす」という回答が多くありました。
- ホットとできる場所としては、「自分の家」や「ヒアリングを行った施設」を挙げる声が多くありました。

【子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること】

- 少数ながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験等を話す子どもがいました。
- また、「先生は、子どもにやってはいけないということを自分化する」、「区役所に相談したけど何もしてくれなかった」といった、先生や区の対応に対する意見もありました。

【悩みや不安、相談に関すること】

- 「悩みや不安はない」、「回答したくない」という子どもが多数でした。小学生では、「友達や先生との関係」や「中学生になったら友達ができるのか心配」、中高生以上では、「将来への不安」や「自分の人間性」、「学校がつまらない」等の声がありました。
- 悩みの相談先は、「親や兄弟」、「仲の良い友達」、「先生」という回答が多数ありました。一方で、「誰にも言えない」等の回答もありました。また、相談窓口を知っている子どもはほぼいませんでした。
- 性的マイノリティの子どもからは、「親にも誰にも相談できる状況ではなく、親や学校へ性的マイノリティに対する理解促進が必要である」という意見がありました。
- 利用しやすい相談先としては、「家や学校等身近なところで相談をしたい」という声がある一方で、「親などに絶対言わないでほしい」という声もありました。区の相談窓口については、区立小中学校生徒全員へ導入されているタブレット端末を活用した相談システムである「アシスとおはなし」への好意的な回答や、「相談できる人が近くにきてほしい」といったアウトリーチへの要望等、多様な回答がありました。

【子どもの自己肯定感について】

- 多くの子どもが「自分のことが好き」「毎日が楽しい」と回答しました。しかしながら、「自分のことが嫌い」といった声もありました。
- 親や友達など、周りから大切にされているかという問いについては、多数が「大切にされている」と回答しました。なかには、「親からは大切にされていない」「施設のスタッフからは大切にされているが、自分がそれに応えられていない」という意見もありました。

【豊島区の施策に関すること】

- 区役所にやってほしいこととして、「公園」に対する要望が多く出され、特に「野球やサッカーができる公園を増やしてほしい」との声がありました。その他、自分が利用する施設を増やしてほしいという声が多くありました。



第3章

施策の方向



【 1 】 計画の基本理念

- 子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからの最善の利益を守られることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。
- 子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【 基本理念 】

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され
自分らしく成長できるまち豊島区

【 2 】 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる6つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

1

子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

- 子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。
- 子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それを大人が受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。
- 大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

2

妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

3

子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図ります。また、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

4

若者が社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を支援します。

5

子ども・若者が安心して生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。そのような子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

6

区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

3 施策の体系

基本 理念

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区

目指す姿

I

子どもの権利が保障され
子どもが自分らしく
成長できるまち

II

妊娠期の方や子育て家庭が
安心して
子育てできるまち

III

子どもが主体的に学び
育つことができるまち

IV

若者が社会とつながり合い
自分らしく成長できるまち

V

子ども・若者が
安心して
生きることができるまち

VI

区民・地域・企業等が
子ども・若者・家庭を支え
ともに成長できるまち

取組の方向性

- ① 子どもの権利に関する理解促進 P.67
- ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援 P.70
- ③ 子どもの居場所・体験活動の充実 P.73
- ④ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 P.78

- ① 子どもや家庭への医療・健康支援 P.83
- ② 子育て家庭への支援 P.87

- ① 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 P.94
- ② 子どもの主体性を尊重した
学校環境の整備 P.100
- ③ 子どもに関わる人への支援 P.103

- ① 若者の自立支援 P.106
- ② 若者の社会参画支援 P.109

- ① 一人ひとりに寄り添った支援 P.112
- ② 相談体制の充実と情報発信 P.121

- ① 区民・地域・企業等との連携・協働 P.126
- ② 安全・安心な社会環境の整備 P.131
- ③ 子ども・若者が文化や芸術に
親しむことのできるまちづくり P.135

具体的取組

① 子どもの権利の普及啓発・情報発信 ② 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

① 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

① 子どもの居場所の充実 ② 屋外遊び場の充実 ③ 活動・体験機会の充実 ④ 学習支援の充実

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 ② 相談・救済体制の整備

① 妊娠期からの切れ目のない支援 ② 子どもの健康確保のための取組

① 子育て支援サービスの充実 ② 家庭教育支援 ③ 相談支援 ④ 生活困窮家庭への支援 ⑤ ひとり親家庭への支援

① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 ② 幼児教育・保育の質の向上 ③ 幼稚園・保育所と小学校の連携

① 子どもの権利に関する継続的な学びの推進 ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
③ 学校における活動・体験機会の充実

① 子どもに関わる人への支援 ② 子どもに関わる人のための環境整備

① 日常生活への支援 ② 経済的自立への支援

① 居場所・活動の場の充実 ② 社会参画の推進

① 子どもの虐待防止、ヤングケアラーへの支援 ② 社会的養育の推進
③ 子どものいじめ防止、不登校、ひきこもりへの支援 ④ 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
⑤ 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 ⑥ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
⑦ その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

① 相談体制の充実と情報発信

① 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
② 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ② 有害環境等への対応 ③ 事故予防・防犯の推進

① 文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、「3 施策の体系」のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	指標の現状	計画期間で目指す方向性
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	目指す方向性(令和11年度) ↑

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政の参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

※令和2年度以降に新規で実施する事業や令和6年度時点において実施に向けて検討中の事業等、「子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」に掲載のない事業は、上記のように「事業名」の欄に「新規」と記載しています。

【 4 】 取組の方向性と施策

目指す姿 I

子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

1

子どもの権利に関する理解促進

現状と課題

豊島区が平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから20年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体でも6割未満となりました。5年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況が伺えますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、地域団体及び区施設職員に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

方向性

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を守り、それを実現させるために行動することが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 - 子ども 7.8% - 保護者 14.7% - 若者 1.8% - 区施設職員 77.0% - 地域団体 57.3%	
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 - 区施設職員 54.7% - 地域団体 20.5%	
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 - 小学6年生 69.8% - 中学3年生 74.2%	目標値 80.0%

根拠:計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

具体的な取組

1 子どもの権利の普及啓発・情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利及び子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	紙媒体の広報物だけでなく、動画制作やSNS活用など対象に合わせ浸透しやすい手法で展開し、また多くの方に普及できるよう区内イベント等での周知活動を行う。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
多様な媒体による 広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNSを活用した広報

● 計画事業

事業名	事業目標
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。
担当課 子ども若者課	

2 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	教職員や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。
担当課 子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出張講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課 子ども若者課 指導課	
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。
担当課 保育課	

コラム 1: 子どもの権利って何だろう

子どもの権利は、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものです。そのため、豊島区では子どもの権利保障を推進するために、2006年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を定めました。

この条例の中では、子どもたちが虐待や体罰、いじめを受けずに安全に過ごしなが、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく成長することができること、そして、自分の思いや考えを大人に伝えることができ、それがしっかりと尊重されることが大切な子どもの権利として示されています。このことは、子どもたちが保護の対象としてだけでなく、社会の一員として尊重され、参画する主体であることを認めるものです。

豊島区では、子どもの意見表明の確保や社会参画の推進策として「としま子ども会議」や「子どもレター」等を実施し、自分らしく過ごしたり、遊んだりすることのできる居場所として「中高生センタージャンプ」や「プレーパーク」等も事業展開しています。

今後も子どもの権利保障に資する取り組みを推進するとともに、子どもの権利について多くの方に知っていただけるよう、広報物を作成したり、学校や地域に出向いて子どもの権利の講座等を実施していきます。



周知用パンフレット



学校での子どもの権利出前講座



地域での子どもの権利講演会

取組の方向性

2

子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援

現状と課題

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議で出された意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和5年6月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見に対しては、区の実施内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和5年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

方向性

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるように、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画の支援を行います。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 86.5% - 中高生 92.7%	
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 52.2% - 中高生 51.6%	
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した18歳以上の区民の割合	令和5年度	19.9%	
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 35.2% - 中高生 33.7%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

具体的な取組

1 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
9 子ども地域活動支援事業 担当課 子ども若者課	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。
10 青少年指導者養成事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	小学校4年生から中学生を対象に、自ら考え、仲間と協力し合えるリーダーを養成するジュニアリーダー講習会を実施します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 2: 子どもスキップ・中高生センタージャンプでの利用者会議

子どもスキップでは、施設を利用する児童による利用者会議として「子ども会議」を開催しています。「子ども会議」では、購入する玩具、行事の内容、ルールやマナー決めなどを行い、子どもスキップの運営に児童自身の意見を反映させています。

また、中高生センタージャンプでは、中高生の意見を施設運営に反映する機会を保障するため「利用者会議」を月1回実施しています。購入する漫画や遊具、イベント内容などについて自由に意見を表明できる機会を大切にしています。さらに発展して自分たちでイベントを企画運営する「自主企画」は、「麻雀部」「自主企画ライブ」などの取り組みがありました。



「子ども会議」の様子



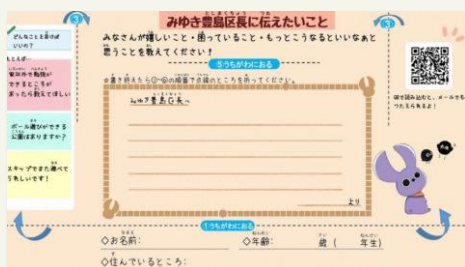
「利用者会議」の様子

コラム 3: 「子どもレター」・「としま子ども会議」

「子どもレター」をご存じですか。これは、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を寄せることができる仕組みです。区長はすべての意見に目を通しており、その中には区政を動かす貴重な意見もあります。子どもたちからの意見一つひとつに真摯に耳を傾け、丁寧な対応を心掛けて運営しています。

また、「としま子ども会議」という取り組みもあります。この会議では区政に関するテーマに分かれて、意見交換をしながら考えをまとめ、「意見発表会」で区長などの前で発表します。子どもたちからの意見は、区が実現できるか検討しその内容を「報告会」という形で子どもたちに報告します。

どちらの取り組みも、子どもたちの意見を区政に反映させるための重要な事業です。区は子どもたちが意見を表明しやすいよう工夫しながらこれらの事業を運営しています。



子どもレター



「バスケットの練習場が少ない」の意見から、バスケットゴールを増設



「としま子ども会議」の様子

子どもの居場所・体験活動の充実

現状と課題

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

方向性

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度	- 就学前 60.1% - 小学生 40.5% - 中高生 39.1%	
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	- 小学生 19.7% - 中高生 13.7%	
区の施設や事業の満足度	令和5年度	- 子どもスキップ(小・中学生) 63.8% - 中高生センター(小中高生) 69.0% - 公園(小中高生) 66.1% - 学校の校庭開放・施設開放(小中高生) 66.9%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの居場所の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
11 中高生センターの運営 担当課 子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	2,037人	2,500人
延べ利用者数	25,040人	36,000人

事業名	事業目標	事業内容
12 子どもスキップの運営・改築 担当課 放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	589,811人	540,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
13 放課後子ども教室事業 担当課 放課後対策課	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。
14 子ども食堂ネットワーク 担当課 子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」は、地域で活動する「子ども食堂」の運営者同士が連携・協力し、参加する子どもや保護者が地域の人々とながら成長していくことを目的としています。このネットワークでは、運営方法等の情報交換の場として会議を開催し、安心・安全な居場所の運営のための情報提供や研修等を行っています。

2 屋外遊び場の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
15 プレーパーク事業 担当課 子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。常設の池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。また、地域団体等が区内の各地域において短期間での遊び・体験イベントを開催できるよう支援していきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
プレーパーク利用者数	28,707人	30,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
16 新規 区立スポーツ施設の一般開放事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	子どもたちの体力向上と健全育成を図るため、スポーツに親しむ機会と新しい居場所を創出します。
17 小学校開放事業 担当課 放課後対策課	放課後など学校教育に支障のない範囲で、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。
18 公園・児童遊園新設改良事業 担当課 公園緑地課	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 4: 中高生センタージャンプ

中高生センタージャンプは、豊島区在住または在学の中学生等が気軽に来館し、音楽やスポーツに打ち込んだり、勉強したり、なんとなく時間を過ごしてみたりと、自由に利用することができる中高生のための居場所です。相談事業では中高生の悩みや課題に寄り添うとともに関係機関等と連携し、必要な支援に繋がっています。

「友達と一緒に遊べ、ゆっくり話することができる場所」「やりたいことが実現できる場所」「自分の話を聴いてくれる場所」「遊びも勉強も料理もなんでもできる場所」という様々な声が利用している中高生から聞かれます。

ジャンプは、友達とまた一人で来館しても、居心地の良い「日常の居場所」となることを目指しています。



「お料理」の様子



学生ライブの様子



バスケットボールの様子

3 活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
19	次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します(としま未来文化財団助成事業)。
担当課	文化企画課	
20	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。
担当課	図書館課	
21	生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。
担当課	生涯学習・スポーツ課	
15	プレーパーク事業	【再掲】(74ページ)
担当課	子ども若者課	

4 学習支援の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
22	新規 としま地域未来塾	中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。また、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して悩みや不安の解消を図ります。
担当課	放課後対策課	
23	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。
担当課	指導課	
24	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。
担当課	子育て支援課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
担当課	福祉総務課(自立支援担当課長)	

コラム 5: 区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化

区では、令和6年度より、子どもの居場所・遊び場づくりの一環としての区立スポーツ施設の一般開放の取り組みと、小学生から高校生相当(18歳の年度末まで)の子どもが区立スポーツ施設を個人で利用する際の料金を無料にする2つの取り組みを開始しました。

子どもレターや区民の意見を区政に積極的に反映させる取り組みを行うなかで、子どもが気軽に運動ができるスポーツ環境の整備を望む声が多く寄せられたことから、新たな取り組みを開始しました。

この取り組みによって、子どもが安全で安心して運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、子どもの体力向上と地域における健全な育成につなげていきます。

※個人利用の際の料金無料化については、事前の申請手続きが必要です。



コラム 6: としま地域未来塾

中学生の学習習慣の定着と学力の向上を目的としながら、自学自習をサポートしています。また、同年代の仲間や学習支援員(地域の方や大学生)とのコミュニケーションを通じて、悩みや不安を解消できる「放課後の居場所」としての機能も果たしています。

【実施内容】

土曜教室: 13:15~16:45 教育センター/西巣鴨・南長崎第一区民集会室

水曜教室: 17:30~19:00 学習院大学キャンパス内

現在利用している生徒からは、「学習に集中できる」「質問したい時に聞きやすい」「勉強の合間にレクレーションタイムでみんなと交流でき楽しかった」「大学生のお兄さんやお姉さんと話ができて楽しいし、自分も大学に行きたいと思うようになりました」などの声がありました。これからも、安心して過ごせる居場所として、中学生の成長をサポートします。



取組の方向性

4

子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

現状と課題

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、時には、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないと回答した子どもは25.5%であり、小・中学生の36.9%が今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験があり、高校生の7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等、子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

方向性

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中高生 55.0%	↑
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4%	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	- 小学生 9.4% - 中高生 10.4%	↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8%	↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミツリーダール、アスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2%	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
27 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①互いを認め合う学校、学級づくりを進めます。 ②心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ⑤必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
いじめの解消率	小学校 66.2% 中学校 89.2%	小学校 100% 中学校 100%
いじめ防止のための教員の研修の実施	職層に応じ、年3回実施	職層に応じ、年3回実施

● 計画事業

事業名	事業目標
28 新規 子どもに関わる職にある者の職務の厳正	教職員や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。
担当課 指導課	
29 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。
担当課 子ども家庭支援センター	
30 新規 としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家庭について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	

事業名		事業目標
31	こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行います。
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	
32	子育て訪問相談事業	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントします。
担当課	子ども家庭支援センター	
33	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。
担当課	子育て支援課	
34	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。
担当課	子育て支援課	
35	スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。
担当課	指導課 教育センター	
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。
担当課	教育センター	

2 相談・救済体制の整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもを権利侵害から予防、救済を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
担当課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	令和5年度に設置	50件

● 計画事業

事業名	事業目標
38 新規 児童相談所の運営	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。
担当課	

コラム7:子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

豊島区では、「子どもの権利に関する条例」第22条に基づき、子どもの権利擁護委員を3名配置し、またそれを補佐する職として子どもの権利相談員も配置しています。

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、状況を調査し、助言や支援を行います。また、区内2か所ある中高生センタージャンプに月1回ずつ訪問し、子どもと話をしたり、施設での交流を通じて、日常の中で信頼関係を築きながら、子どもたちからの相談につなげています。

このように、子どもにとって身近な場所に保護者でも学校の先生でもない「第三の大人」が親身に話を聞き不安を取り除いてくれることは、子どもたちの安心にもつながっています。今後も子どもが安心して相談できる環境の充実など、子どもの権利を守る取組を進めていきます。



中高生センターでの子どもからの相談風景

コラム8:としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)

ふくろう相談室は、「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口です。豊島区に在住・在学・在勤の18歳未満の方なら誰でも相談ができ、子どもの権利侵害に関することであれば大人からの相談も受け付けています。

この場所が、子どもの権利擁護委員やそれを補佐する子どもの権利相談員が活動する拠点となっており、室内にある相談スペースは、子どもたちが緊張せずに本音が話せるよう、柔らかいソファやぬいぐるみ等を置き、居心地の良い空間となるようにしています。

また、このふくろう相談室という愛称は、豊島区立小・中学生から募集し、700件を超えるアイデアの中から、最終的に子どもたちによる投票で決定しました。今後も子どもたちのアイデア等を取り入れながら、ふくろう相談室に親しみを持っていただき、安心して相談することができる拠点となるよう運営していきます。



ふくろう相談室のキャラクター
名前:マモろう

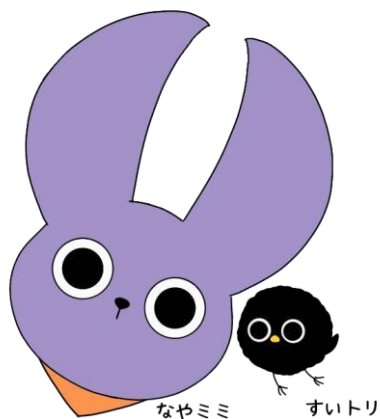


相談室内観



相談室外観

事業名	事業目標
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま) 担当課 子ども若者課	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
40 子どもに関する相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。
41 新規 子どもからの専用電話相談(なやミフリーダイヤル) 担当課 子ども家庭支援センター	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。
42 子ども家庭女性相談事業 担当課 子育て支援課	様々な問題を抱える女性やひとり親家庭の相談を受け、他機関と連携しながら個々の状況にあわせた助言や支援を行います。



取組の方向性

1

子どもや家庭への医療・健康支援

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。

豊島区では、令和6年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「こども家庭センター」を機能設置しました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。また、核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加しているほか、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に普及するなど、保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化しています。

子どもや家庭の個々の状況に応じた情報提供や支援を行う環境の整備が求められています。

方向性

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、こども家庭センター、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。

また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う就学前保護者の割合	令和5年度	62.5%	
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	48.8%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 妊娠期からの切れ目のない支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
43 ゆりかご・としま事業	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援ギフトを配布します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ゆりかご面接実施率	89.7%	92.0%

● 計画事業

事業名	事業目標
44 新規 妊婦のための支援給付	妊娠期の経済的負担軽減のため、妊娠届出をし、妊婦支給認定された妊婦に5万円を支給、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
45 新規 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
46 新規 子育て世帯見守り訪問事業	子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目標とし、子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。
担当課 子育て支援課	
47 母子手帳アプリ	妊娠中・子どもの成長の記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、各種講座等の予約や健診のデジタル化を推進します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課	
30 新規 としま子育て応援パートナー事業	【再掲】(79ページ)
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
48 妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦健診の公費負担導入を検討します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
31 こにちは赤ちゃん事業	【再掲】(80ページ)
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	

事業名	事業目標
49 育児支援ヘルパー事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。※ひとり親家庭は要件が異なります。
50 入院助産 担当課 子育て支援課	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。

2 子どもの健康確保のための取組

● 計画事業

事業名	事業目標
51 乳幼児健康診査 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の発育、発達の状態を確認し、健康の保持増進を図ります。
52 新規 離乳食講習会 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。
53 乳幼児歯科衛生相談事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児をむし歯から守るために、歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育所に対し、歯みがき指導を実施します。
54 予防接種事業 担当課 保健予防課	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。
55 先天性風しん症候群予防対策事業 担当課 保健予防課	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。
56 子どもの医療費助成事業 担当課 子育て支援課	高校生相当年齢までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。
57 休日診療事業 担当課 地域保健課	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。

事業名	事業目標
58 平日準夜間小児初期救急診療事業 担当課 地域保健課	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳(中学生)までの子どもを対象に、平日の準夜間(午後8時～11時)に週5日間、小児初期救急診療を実施します。
59 こどものぜん息水泳教室 担当課 地域保健課	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。
60 子どものための禁煙外来治療費助成事業 担当課 地域保健課	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、健康保険で禁煙治療を受けることができる方で、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する方が、指定医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。

コラム 9: ゆりかご・としま事業～妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援～

安心して妊娠・出産期を過ごしてもらえるように、「ゆりかご・としま事業」として、切れ目のない子育て支援を行っています。

「ゆりかご面接」は、妊婦さん全員を対象とした面接です。助産師や保健師との面接を通して、妊娠中や出産後の不安を減らし、安心して赤ちゃんを迎えていただくために実施しています。ゆりかご面接を終了された方に、「妊婦のための支援給付事業」による経済的支援も行ないます。

また、令和6年10月から開始した「としま子育て応援パートナー事業」は、妊娠期の支援をより充実させる事業です。様々な困りごとを抱えた妊婦さんのニーズに寄り添い、多機関が連携・協働して、これまで以上にきめ細やかに支援をします。

さらに、「産後ケア事業」では、産科病院や助産院に宿泊または通所していただき、お母さんと赤ちゃんに対して、心身のケアや育児の支援を行なうなど、安心して子育てできるようサポートしています。

「豊島区で子育てしてよかった」と感じていただけるように、取り組んでいきます。



ゆりかご面接の様子

現状と課題

令和5年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。

また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。

「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など、子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。

保護者の13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できる場所がわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。

子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来が、生まれ育った環境で左右されることのないように、子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

方向性

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。

併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた就学前保護者の割合	令和5年度	67.9%	↑
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した就学前保護者の割合	令和5年度	18.9%	↑
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 71.8% - 中高生保護者 65.7%	↑
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 3.7% - 中高生保護者 9.0%	↓

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子育て支援サービスの充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業 担当課 子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
センター来館者	26,899人	27,000人
センター新規登録世帯数	1,355世帯	1,300世帯

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
62 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 担当課 地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	149,051人	222,500人

● 計画事業

事業名	事業目標
34 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 担当課 子育て支援課	【再掲】(80ページ)
49 育児支援ヘルパー事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(85ページ)
63 マイほいくえん事業 担当課 保育課	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実に努めます。
64 新規 こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	保育園や幼稚園等に通っていない、生後満6か月以上から2歳児クラスまでのお子さんを月2回定期的にお預かりし、子どもの健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の支援を充実します。

事業名	事業目標
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。
66 子どもショートステイ事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います（利用泊数には上限があります）。
67 ファミリー・サポート・センター事業 担当課 子育て支援課	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（有償ボランティアの援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。
68 子育てひろば事業補助 担当課 保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。
69 産後ケア事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	出産後1年以内の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康増進に必要な支援を行います。
70 子育て支援総合相談事業 担当課 子育て支援課	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から切れ目なく、子育て期間中における相談に対応するとともに、必要に応じて関係課へ案内・斡旋します。また関係機関と連携し、子育てに関する情報について収集し、広く情報発信を行います。

コラム 10: 子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」

子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」は、子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目的に、令和6年2月より開始した事業です。

子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

また、訪問後には育児支援品と引き換えられる3,000円相当の電子クーポンを配付します。

特に産後の外出が困難な時期に、子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整備することで、安心して子育てができる環境づくりを目指しています。



2 家庭教育支援

● 計画事業

事業名	事業目標
71 家庭教育推進事業 担当課 庶務課	区立幼稚園・小・中学校保護者が企画運営する「家庭教育講座」への支援や保護者が主体的に学ぶ「家庭教育推進員」事業を通して、家庭教育の支援や家庭教育の情報発信を充実させることで、健やかな子どもの育成に繋がります。
72 母親学級、パパママ準備教室 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。
73 母親の子育て講座の開催 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。
74 父親の子育て講座の開催 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座の実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。
75 新規 親子関係形成支援事業 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。
76 保護者向け就学前教育に関する啓発 担当課 指導課	就学前教育共通プログラムを策定のうえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。

3 相談支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 担当課 子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	16,102件	8,000件

● 計画事業

事業名		事業目標
32	子育て訪問相談事業	【再掲】(80ページ)
担当課	子ども家庭支援センター	
63	マイほいくえん事業	【再掲】(88ページ)
担当課	保育課	
70	子育て支援総合相談事業	【再掲】(89ページ)
担当課	子育て支援課	
77	乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。
担当課	保育課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 11: こども家庭センター

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、虐待が深刻化していることが社会問題となっています。

豊島区では、令和6年4月からこども家庭センターを運営し、児童福祉(子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育課)と母子保健(健康推進課、長崎健康相談所)が一体的に専門的な支援を実施することで「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」の実現へ向け虐待の予防に力を入れて取り組んでいます。

今後は、妊産婦の体や心のこと、育児や家庭の心配事などについて、対象者に合ったサポートプランを作成し、こども家庭センターが家庭に寄り添った支援を展開していきます。

4 生活困窮家庭への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
78 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域の無料学習団体の活動を広げること、学習を通じた子どもの居場所・学びの機会作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	15団体19教室	20団体25教室

● 計画事業

事業名	事業目標
79 家計改善支援事業	家計収支改善アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	
80 学力向上・進学支援プログラム	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが支援員と連携して家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などの支援を行います。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	
81 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、生活保護費では支給されない学習塾等の受講料を、高校卒業年次の子どものいる同世帯に対して大学等の受験料を支給します。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	
82 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等に入学または在学する生徒に奨学金を支給します。
担当課 生活福祉課 子育て支援課	
83 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、移動教室費等就学に必要な経費を支給します。
担当課 学務課	
84 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾や各種受験対策講座などの受講料、高校や大学の受験料に必要となる資金の無利子貸付を行います。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	
85 新規 被保護者次世代育成支援事業	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	

5 ひとり親家庭への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
86 ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を行います。
担当課 子育て支援課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	7,224件	8,000件

● 計画事業

事業名	事業目標
24 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】(76ページ)
担当課 子育て支援課	
33 母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	【再掲】(80ページ)
担当課 子育て支援課	
87 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。
担当課 子育て支援課	
88 母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。
担当課 子育て支援課	
89 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、ひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。
担当課 子育て支援課	
90 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。
担当課 子育て支援課	
91 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。
担当課 住宅・マンション課	
92 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。
担当課 子育て支援課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

目指す姿 Ⅲ

子どもが主体的に学び 育つことができるまち

取組の方向性

1

幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

現状と課題

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。

一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。

子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。

子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

方向性

安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。

区立保育園では、子ども家庭センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う就学前保護者の割合	令和5年度	69.7%	
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

具体的な取組

1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

● 計画事業

事業名	事業目標
64 新規 こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	【再掲】(88ページ)
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	【再掲】(89ページ)
93 新規 医療的ケア児の受入れ 担当課 保育課	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。
94 新規 認可外保育施設保育料負担軽減補助事業 担当課 保育課	認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。
95 私立保育所施設整備助成 担当課 保育課	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。
96 通常保育事業 担当課 保育課	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
97 家庭的保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。
98 小規模保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
99 居宅訪問型保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。
100 認証保育所運営費等補助事業 担当課 保育課	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。
101 延長保育事業 担当課 保育課	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。
102 病児・病後児保育事業 担当課 保育課	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。
103 訪問型病児保育補助事業 担当課 保育課	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。
104 休日保育事業 担当課 保育課	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。
105 短期特例保育 担当課 保育課	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。
106 認証保育所保育料負担軽減補助事業 担当課 保育課	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。
107 保育コンシェルジュの配置 担当課 保育課	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。
108 学童クラブ事業 担当課 放課後対策課	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。

事業名	事業目標
109 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。
担当課 指導課 学務課	
110 私立幼稚園一時預かり事業の推進	
担当課 保育課	
111 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。
担当課 保育課	
112 障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。
担当課 保育課	

2 幼児教育・保育の質の向上

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
63 マイほいくえん【再掲】	安心して出産し、子育てできるよう、「マイほいくえん」事業を通じて、育児における不安や孤独感の軽減を図ります。	出産を控えている方や在宅で子育てしている方が、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」として登録することで、来園や電話による育児相談や、保育園が実施する遊びのプログラムへ参加することができます。
担当課 保育課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	309人	348人

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
113 子ども研修	子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ受講者数	1,395人	1,800人

● 計画事業

事業名	事業目標
5 保育の質向上事業	【再掲】(68ページ)
担当課 保育課	

事業名	事業目標
114 新規 幼児教育センターの整備 担当課 指導課	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム(就学前5歳と就学後6歳の指導計画)を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。
115 保育指導事業 担当課 保育課	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。
116 保育の質ガイドライン関係事業 担当課 保育課	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。
117 保育の質向上のための研修委託事業 担当課 保育課	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。
118 私立幼稚園教育環境整備事業 担当課 保育課	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。
119 保育施設間の連携協力事業 担当課 保育課	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。
120 地域型保育施設への連携協力事業 担当課 保育課	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。
121 保育施設の園外活動支援 担当課 保育課	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。
122 保育施設の運営充実助成 担当課 保育課	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。

3 幼稚園・保育所と小学校の連携

● 計画事業

事業名		事業目標
123	新規 就学前教育共通プログラムの作成	公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム」を策定します。
	担当課 保育課 指導課	
124	新規 保幼小連絡会の開催	区立小学校学区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに各学校・園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。
	担当課 指導課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 12: マイほいくえん事業

保育園を子育てのコミュニティの場として、身近な子育て拠点「マイほいくえん」と位置づけ、各保育園で様々な子育て支援事業を実施しています。

対象はご出産を控えている方とそのパートナー、0歳から6歳までの未就園児のお子さんを在宅で子育てしている方です。実施園は区立保育園、一部の私立認可保育所と地域型保育事業所です。

ご希望される園に登録すると、園庭の利用のほか、離乳食講習会や健康・保健相談、園主催のプログラムなどに参加することができます。また、子育て情報や園からのイベント情報の配信、園から電話による子育ての様子の確認や相談対応を行うなどの取り組みも実施しています。



取組の方向性

2

子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

現状と課題

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。

令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。

また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていませんか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。

一方、区立小中学校職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

方向性

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。

また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されると実感できるように、子どもの意見表明を支援します。

さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中学生 55.0%	
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 8.0% ● 中高生 4.9%	
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度 ● 小学生 63.9% ● 中高生 69.1%	
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いていないと回答した小中学校教職員の割合	令和5年度 ● 小学校教職員 89.1% ● 中学校教職員 94.3%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
125 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課 子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
実施校数 ①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

● 計画事業

事業名	事業目標
126 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。
担当課 指導課	
127 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。
担当課 指導課	

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
128 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的に活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
活動の周知、充実	各学校で子どもが主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

3 学校における活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名	事業目標
129 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。
担当課 指導課	
130 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
担当課 指導課	

コラム 13: 子どもの主体的な事業

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられたことを受け、豊島区の小中学校では、子ども自身で身近な課題を解決する教育活動を積極的に進めています。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を行ったりすることが極めて重要です。これまでの教員が決めていた「生活のきまり」を、自分たちがより良く生活するためのきまりに作り直している学校があります。生徒会を中心に、学校の「生活のきまり」の必要性を確認した上で、全生徒で話し合いを行い、見直しを行いました。新しい「生活のきまり」が現在、楽しく落ち着いて生活できる学校環境の実現に大きく寄与しています。

今後も学校教育において、子ども自身が根拠や影響を考え、より良い改善を行う取組を進めながら、子どもたちが毎日楽しいと感じられる学校風土の醸成に努めてまいります。



コラム 14: 子どもと大人がともにつくる事業

豊島区の学校では、区域内の中学校とその学区にある小学校が一体となりイベントを開催するなど、学年や学校の枠に捉われることなく、目標の達成へ向けて協力して取り組む事業を展開しています。

西池袋中学校では、「学校で花火大会をやりたい」という子どもの想いを実現させるため、小学校PTAと中学校PTAが主催し、各小学校、中学校、町会の協賛、卒業生や地域住民の協力を得て、校庭を会場とした花火大会事業が実施されました。

大人と子どもが役割分担し、子どもは実行委員として花火の着火や当日の会場案内、大人はサポート役として買い物や安全管理及び、近隣地域への事業説明等を行いました。事業に賛同した地域団体や地元企業の寄付もあり、延べ2,000名が集まり、花火を楽しみました。

このイベントは、不登校の子ども達と生徒会の委員等が実行委員として、協力し合い成し遂げたもので、子ども達の成長にもつながっています。また、小学生も対象とすることで、中学校進学へ向けた期待と楽しみを感じることができたという声も多く寄せられています。



現状と課題

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。

令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が就学前児童保護者では64.1%、小学生保護者では39.7%、中高生保護者では52.5%、地域団体では14.5%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、関わる人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

方向性

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度 - 区施設職員 77.0% - 地域団体等 57.3%	
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度 - 区施設職員 42.4% - 地域団体等 66.8%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもに関わる人への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 担当課 子ども若者課 指導課	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	教職員や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出前講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
113 子ども研修 担当課 子ども若者課	【再掲】(97ページ)
117 保育の質向上のための研修委託事業 担当課 保育課	【再掲】(98ページ)

2 子どもに関わる人のための環境整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
131 教員の働き方改革推進事業 担当課 指導課(学校支援担当課長)	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
区立学校法律相談事業	研修2回、相談41日	豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施
スクール・サポート・スタッフ配置事業	30校	全区立小中学校30校に配置
部活動における指導員・外部指導員の活用促進	3校に配置(部活動指導員)	区立中学校4校に配置(部活動指導員)

● 計画事業

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(80ページ)
担当課	教育センター	
132	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。
担当課	学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

取組の方向性

1

若者の自立支援

現状と課題

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和5年度に実施したアンケート調査においても、若者の49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己効力感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労等、必要な支援をしていくことが重要です。

方向性

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者が経済的に自立できるよう、就労の観点から、若者の成長を後押しするさまざまな取組を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合	令和5年度	65.0%	
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7%	
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した若者の割合	令和5年度	75.7%	

根拠: 計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 日常生活への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
133 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 担当課 子ども若者課	中高生センタージャンプにおいて、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身に着ける機会を提供します。
134 若年者向け(40歳未満)健診事業 担当課 健康推進課	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。
135 子宮頸がん検診 担当課 地域保健課	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。
136 子ども・若者への消費者教育推進事業 担当課 産業振興課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。
137 自殺・うつ病の予防対策 担当課 保健予防課	相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。
138 DV・デートDV防止のための周知啓発事業 担当課 男女平等推進センター	区立中学生等を対象とした「デートDV予防:わたしとあなたを大切にする教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2 経済的自立への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
85 新規 被保護者次世代育成支援事業 担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	【再掲】(92ページ)
139 就業支援事業 担当課 産業振興課	
140 自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター) 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作ります。 他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。
141 就労準備・社会参加支援事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	「仕事をすることがない」「離職期間が長期にわたる」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。

コラム 15: 自殺・うつ病の予防対策

本区内における自傷行為による救急搬送数及び自殺者数は20歳代が最も多く、自傷行為による救急搬送数は年々増加傾向にあります。

このような現状から本区では、区内大学院生と協働し、自殺予防ワークショップ、啓発資料の作成、相談会の開催など、若者の視点を取り入れた自殺予防対策を進めてきました。加えて、20歳代30歳代の方にメンタルヘルスリーフレットを配布、こころの健康づくりに関する講演会を開催するなど、セルフケアができる人を増やすことを目指しています。

また、自殺のサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなげ見守るゲートキーパーや、精神疾患を正しく理解し、こころの不調に寄り添う心のサポーターを養成し、身近な相談者を増やす取り組みを進めています。



ゲートキーパー講座

若者の社会参画支援

現状と課題

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

方向性

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↑
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	40.8%	↓
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↑
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↓

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 居場所・活動の場の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
142 中高生センタージャンプの若者支援 担当課 子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくれます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	60人	80人
延べ利用者数	1,637人	1,800人
相談件数	544件	600件

● 計画事業

事業名	事業目標
143 若者学びあい事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。
144 としまコミュニティ大学 担当課 生涯学習・スポーツ課	豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。
145 区立図書館におけるYA向けの取組 担当課 図書館課	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。
146 新規 若者の居場所創出事業 担当課 子ども若者課	困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで孤独・孤立の解消および予防を図り、自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を行います。また居場所を起点として周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高め持続的な発展を実現します。

2 社会参画の推進

事業名	事業目標
147 選挙普及啓発事業 担当課 選挙管理委員会事務局	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。
148 地域防災力向上事業 担当課 防災危機管理課	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。
143 若者学びあい事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	【再掲】(110ページ)
149 新規 すずらんスマイルプロジェクト 担当課 男女平等推進センター	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します。

コラム 16:すずらんスマイルプロジェクト

10代・20代の生きづらさを抱えた若年女性を「たしかな支援」につなげることを目的に豊島区で生まれた、様々な職種、職層の職員が参加する組織横断的なプロジェクトです。

若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告の実施など、スピード感をもって取り組んでいます。

また、民間支援団体と連携した会議や取組、プロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業と連携したPRキャンペーン、学生と連携したワークショップ等も実施しています。

今後も民間団体や企業、当事者世代である学生等との連携を一層強化し、様々な取組を進めていきます。



池袋ハロウィンコスプレフェスティバルでは、職員もコスプレをして周知を行いました！

コラム 17:若者の居場所創出事業

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっています。

こうした課題に対応するため、豊島区では、都市開発事業者が保有する遊休地等(空き家)を無償で借り受け、それを若者支援団体に無償提供(転貸借)し、若者の居場所運営や居住支援など多様なプログラムを提供してもらうことで、若者支援を推進します。

運営に必要な空き家の改修経費等を区が補助、負担することで、若者支援団体の負担が軽減され、より安定的で継続した支援が可能になります。

この取り組みは、困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで、孤独・孤立の解消及び予防を図り、自立や社会参画に向けた継続的支援を行うことを目的とします。また、居場所を起点に周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高めることも期待されています。



※写真はイメージ

取組の方向性

1

一人ひとりに寄り添った支援

現状と課題

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設し、関係機関で連携しながら、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健やかな成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが「学校は楽しいと思わない」と回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者を総合的にサポートする地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えるため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

方向性

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生 3.7% - 中学生 7.3% - 高校生 11.0%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

● 計画事業

事業名	事業目標
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 子ども若者課	
38 新規 児童相談所の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 児童相談課	
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】(82ページ)
担当課 子育て支援課	
92 母子生活支援施設	【再掲】(93ページ)
担当課 子育て支援課	

コラム 18:ヤングケアラー

豊島区では、令和5年度からヤングケアラーの常設相談窓口を子ども家庭センターに開設し、ヤングケアラー支援コーディネーター2名を配置しました。コーディネーターは、子ども自身や関係機関からの相談に応じるほか、普及啓発としてリーフレットやポスター、子どもの相談キャラクター「なやミミ・すいトリ」のぬいぐるみを活用し、小・中学校へ相談窓口の周知を図り、区民ひろばや保育園、子ども食堂などの関係機関職員にヤングケアラー支援についての出張講座や区民講演会を開催しています。

さらに、令和6年度の「としま子ども会議」では、子ども達からイベントで啓発する方法やイベント以外で周知する具体的な方法について提案してもらいました。子ども達の提案内容を実現しながら「ヤングケアラーにやさしいまちづくり」を推進していきます。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 19: 豊島区児童相談所

「児童相談所」は、子どもやその家族が抱える問題を解決するための施設です。たとえば、子どもが家庭で虐待を受けていたり、育児に困っている親がいたりするときに、相談を受けて助ける役割があります。また、必要があれば、一時的に安全な場所で子どもを預かることもあります。

豊島区は、令和5年2月に児童相談所を開設しました。豊島区児童相談所では、子どもが健やかに安心して生活していけるよう、子どもとその家族などに対して相談援助を行い、問題の解決を目指していきます。

また、令和7年3月には「社会的養育推進計画」(この計画の別冊)を作成しました。子どもが生まれる前からの、家庭への切れ目のないサポートや、里親家庭・児童養護施設などで暮らす子どもが、意見や思いを尊重されながら、安心して成長できるようにする取組などを通して、全ての子どもの最善の利益(子どもにとって一番よいこと)を実現していきます。



2 社会的養育の推進

● 計画事業

事業名	事業目標
150 新規 家庭養育の体制整備事業	家庭養育の推進に向けて、民間事業者(フォスティング機関)を活用した家庭養育の普及啓発、委託促進を行います。
担当課 児童相談課	

3 子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
不登校に関する相談件数	31件	20件
ひきこもりに関する相談件数	17件	20件

● 計画事業

事業名	事業目標
35 スクールカウンセラー事業	【再掲】(80ページ)
担当課 指導課 教育センター	

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(80ページ)
担当課	教育センター	
37	新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】(80ページ)
担当課	子ども若者課	
151	柚子の木教室(適応指導教室)	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。
担当課	教育センター	
152	教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、心理士による来所相談や電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。
担当課	教育センター	

4 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
153 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います(児童発達支援事業)。
担当課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
発達相談件数	7,010件	7,100件

● 計画事業

事業名		事業目標
93	新規 医療的ケア児の受入れ	【再掲】(95ページ)
担当課	保育課	
154	重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。
担当課	障害福祉課	
155	新規 児童発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。
担当課	子ども家庭支援センター	
156	発達障害者相談窓口	発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関の紹介や情報提供を行います。
担当課	障害福祉課	

事業名	事業目標
157 新規 特別支援学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 担当課 指導課 教育センター	特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。
158 巡回子育て発達相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスをを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。
159 発達障害者心理相談補助事業 担当課 障害福祉課	発達障害者あるいは発達障害に起因する問題について、区在住の本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。
112 障害児保育事業 担当課 保育課	【再掲】(97ページ)
160 学童クラブでの障害児受入 担当課 放課後対策課	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。
161 障害児通所支援事業 担当課 障害福祉課	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害のある未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を供与し、またはこれに併せて治療を行います。 【放課後等デイサービス】学校又は専修学校等に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を行います。 【保育所訪問支援】保育所等の児童が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
162 障害者(児)日中一時支援事業 担当課 障害福祉課	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。
163 発達障害者支援ネットワーク会議 担当課 障害福祉課	庁内の保健、福祉、子育て、教育に関わる関係機関で構成される発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。
164 障害者サポート講座 担当課 障害福祉課	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。

事業名		事業目標
165	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている障害者を対象に、余暇を過ごせる場を提供し、地域生活に充実感を与え、就労の定着を目指します。
担当課	障害福祉課	
166	新規 障害者就労支援事業(豊島区障害者就労支援センター)	一般就労を希望する障害者の就職準備や就職定着支援、就労希望者の積極的な掘り起こしを行います。特別支援学級や特別支援学校等への訪問や、障害のある子どもを対象としたワークショップの開催等を通して、就労に対する意識付けを行います。
担当課	障害福祉課	
167	日曜教室(つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。
担当課	生涯学習・スポーツ課	
168	新規 バリアフリー資料の充実	通常の本では読書が困難な子ども・若者のために、バリアフリー資料の活用により、読書環境を整備します。
担当課	図書館課	
169	新規 区立小中学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小中学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童生徒または園児と共に教育を受けられる環境を提供します。
担当課	学務課	
170	新規 障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。
担当課	人事課	
171	新規 医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。
担当課	障害福祉課	
172	新規 医療的ケア児相談窓口	医療的ケアを必要とするお子さま、ご家族が、ご自宅や地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等コーディネーターが様々な相談に応じます。ライフステージに応じて、利用できるサービスや関係機関をつなぐ役割をします。
担当課	障害福祉課	
173	新規 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のご家族の休養や就労活動のため、自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかかわってケアを行います。
担当課	障害福祉課	
174	新規 障害児入所支援	福祉型と医療型の2種類ある障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立生活に必要な知識技能の習得のための支援や治療を行います。
担当課	障害福祉課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 20: 行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ

障害者就労支援センターでは、区内特別支援学級の保護者会と連携しながら、親子で参加する体験型ワークショップを行いました。

“働く”という将来に向けた子ども達へのメッセージをどのように伝えるか、準備段階から子どもや保護者に意見をもらい、開催時期・内容・事後アンケート項目などに反映させることが出来ました。

区職員だけでは気が付けなかったお子さんの特性に応じた配慮事項にも対応することができ、区職員の視野を広げることができました。また、保護者の方からも「子どもの進路についても考えるきっかけとなりました。」との発言があり、双方にとって有益な連携ができました。

事後アンケートでは、参加者全員から楽しかったと回答があり、「細やかな気遣いがとても嬉しかった」など満足度の高いワークショップが開催できました。

今後、聴取した意見を事業に反映し、フィードバックできるようにして取り組みを進めます。



※都市計画課の協力により「IKEBUSペーパークラフト赤・黄」づくりに挑戦

5 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

● 計画事業

事業名		事業目標
175	日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を支援します。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。
担当課	教育センター	
176	日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適応できるよう通訳を派遣します。
担当課	教育センター	
177	外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。
担当課	教育センター	

事業名	事業目標
132 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】(105ページ)
担当課 学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 21: 日本語指導教室

日本語指導学級や日本語指導教育教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に、教育センターでは日本語等指導を行っています。

日本の学校生活に必要な場面を想定し、友達や先生とのやりとりや、時間割の見方や、時間の言い方など、日常生活に直結した最低限の日本語が出来るよう指導しています。中学生は教育センターに通い、複数の指導員とのコミュニケーションを行うことができます。また、小学生は担当の指導員が学校に巡回するため、保護者が送迎することなく指導を受けられます。

日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



教育センター日本語指導教室の様子



日本の文化についても学びます

6 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
178 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の青少年を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。
担当課 子ども若者課	
179 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。
担当課 子ども若者課	
180 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。
担当課 子ども若者課	

7 その他配慮が必要な子ども・若者 (DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援

● 計画事業

事業名		事業目標
181	女性の専門相談	法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。
担当課	男女平等推進センター	
182	緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。
担当課	子育て支援課	
183	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。
担当課	男女平等推進センター	
184	新規 にじいろ相談ダイヤル	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員による相談を行います。
担当課	男女平等推進センター	
185	新規 男性の専門相談ダイヤル	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーによる相談を行います。
担当課	男女平等推進センター	
137	自殺・うつ病の予防対策	【再掲】(107ページ)
担当課	保健予防課	
138	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	【再掲】(107ページ)
担当課	男女平等推進センター	
149	新規 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】(110ページ)
担当課	男女平等推進センター	

相談体制の充実と情報発信

現状と課題

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和5年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

方向性

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということもありえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状			目指す方向性(令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4% - 若者 75.7%		↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	- 小学生 47.7% - 中高生 62.0% - 若者 9.3%		↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8% - 若者 69.2%		↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイアル、アシスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2% - 若者 15.4%		↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 相談体制の充実と情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】 担当課 子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録相談者数	441人	400人
支援回数	2,623回	2,500回

● 計画事業

事業名	事業目標
32 子育て訪問相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(80ページ)
35 スクールカウンセラー事業 担当課 指導課 教育センター	【再掲】(80ページ)
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営 担当課 子ども若者課	【再掲】(80ページ)
40 子どもに関する相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(82ページ)
41 子どもからの専用電話相談(なやミミフリーダイヤル) 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(82ページ)
42 子ども家庭女性相談事業 担当課 子育て支援課	【再掲】(82ページ)
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(88ページ)

事業名		事業目標
70	子育て支援総合相談事業	【再掲】(89ページ)
担当課	子育て支援課	
63	マイほいくえん事業	【再掲】(88ページ)
担当課	保育課	
77	乳幼児健全育成相談事業	【再掲】(91ページ)
担当課	保育課	
149	新規 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】(110ページ)
担当課	男女平等推進センター	
152	教育相談	【再掲】(115ページ)
担当課	教育センター	
153	発達支援相談事業	【再掲】(115ページ)
担当課	子ども家庭支援センター	
156	発達障害者相談窓口	【再掲】(115ページ)
担当課	障害福祉課	
158	巡回子育て発達相談事業	【再掲】(116ページ)
担当課	子ども家庭支援センター	
180	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】(119ページ)
担当課	子ども若者課	
181	女性の専門相談	【再掲】(120ページ)
担当課	男女平等推進センター	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
184 新規 にじいろ相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(120ページ)
185 新規 男性専門相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	
186 福祉包括化推進会議の設置 担当課 福祉総務課	複雑化・複合化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。
187 精神保健福祉相談 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉士による専門相談を行います。
188 消費生活相談事業 担当課 産業振興課	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。
189 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 担当課 子ども若者課	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。
190 子ども・若者支援者への情報提供 担当課 子ども若者課	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。
172 新規 医療的ケア児相談窓口 担当課 障害福祉課	【再掲】(117ページ)

コラム 22: 子ども若者総合相談 アシスとしま

子ども若者総合相談事業(通称:アシスとしま)は、さまざまな困難を抱える子どもおよび概ね39歳までの若者やその家族を対象に、相談支援を行う窓口です。

人間関係の悩み、職場や学校での困りごと、生きづらさなど、さまざまな相談に対応しています。

複雑で多岐にわたる相談に応えるため、関係機関と連携し、適切な支援につなげるとともに、「どこに相談すればよいかわからない」「周囲に助けてくれる大人がいない」といった子ども・若者からの相談も幅広く受け付けています。

また、自ら大人に支援を求めることが困難、あるいは支援が必要な状況にありながら発見されない子どもが多く存在するため、「中高生センタージャンプ」に足を運び、子どもたちと過ごす時間を作るなど、アウトリーチ活動を強化しています。

併せて、子どもたちがタブレット端末を使って匿名で相談できる環境を整えることで、些細な会話からでも、生きづらさや虐待といった問題を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援につなげています。

豊島区では、子ども若者支援、保健、福祉などの各分野において、相談者が抱える悩みが複合化している場合、相談を受けた窓口が一旦話を受け止めた上で、適切な相談先と連携する包括的な支援体制を構築しています。

関係する部署が複数にまたがるほど相談内容が複雑化している場合にも、福祉、子ども、住宅、保健、教育などの各分野や社会福祉協議会で構成される「福祉包括化推進部会」が開催されるなど、分野横断的な支援が可能な体制が整えられています。

アシスとしまにおいても、該当する相談があった場合には、この部会を積極的に活用し、支援を進めています。

さらに、支援者同士の情報交換やネットワーク構築、地域への啓発などを目的としたイベントやネットワーク会議を定期的に行うことで、支援の輪を広げる独自の取り組みも進めています。



目指す姿 VI

区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

取組の方向性

1

区民・地域・企業等との連携・協働

現状と課題

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民や事業者等とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声を受けて、個人や企業等からいただいた寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設しました。この基金を活用し、困難を抱える子ども・若者や家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品等を提供する「モノ支援」と併せて、「子ども若者応援プロジェクト」を実施しています。

子ども・若者のパートナーである区民・地域・企業等とともに、強みを活かしあえるような関係性を構築していくことが重要です。

方向性

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともに行う取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。

また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域・社会全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	- 就学前 45.4% - 小学生 51.1% - 中高生 46.0%	
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	- 就学前 44.3% - 小学生 37.1% - 中高生 38.3%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
191 スポーツ推進委員事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。
192 民生委員・児童委員事業 担当課 福祉総務課	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に對し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。
193 青少年育成委員会支援事業 担当課 子ども若者課	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。
194 コミュニティソーシャルワーク事業 担当課 福祉総務課	区内8か所の区民ひろばに各2名常駐しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①個別支援・地域支援を通じた地域づくり、②年齢や属性などを問わず区民の困りごとを受け止め、伴走しながらサポートを行う「暮らしの何でも相談」、③区民や地域団体等が主体的に参画する小地域でのネットワークづくり等の支援を行います。
195 地域福祉サポーターの養成と推進 担当課 社会福祉協議会	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。
196 地域活動交流センター管理運営 担当課 区民活動推進課	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。

2 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
197 子ども若者支援ネットワーク「ここにいろよ」 担当課 子ども若者課	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ネットワークイベント参加者数	127人(2回/年)	80人(1回/年)

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 計画事業

事業名		事業目標
14	子ども食堂ネットワーク	【再掲】(74ページ)
担当課	子ども若者課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】(76ページ)
担当課	福祉総務課(自立支援担当課)	
198	新規 としま子ども若者応援プロジェクト	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。
担当課	子ども若者課	
199	子ども若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。
担当課	子ども若者課	
200	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。
担当課	子ども家庭支援センター	
201	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。
担当課	公園緑地課	
202	地域・大学連携事業	学校と区内大学や地域の企業、特技を有する個人等との連携を進めて教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。
担当課	指導課	
203	新規 特色ある学校づくり事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進し、地域全体で子どもたちを育てる環境を整備します。
担当課	指導課(学校支援担当課長)	
204	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。
担当課	放課後対策課	

コラム 23: としま子ども・若者応援プロジェクト

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様等「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援したい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で子ども・若者や子育て家庭への「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。

支援者の皆様から頂いた寄附金により、ひとり親家庭への食糧支援など、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を実施しています。

また、体験・居場所の提供(コト支援)や余剰品の活用(モノ支援)により、企業の防災備蓄等の余剰品を子ども食堂へ寄附したり、豊島区内の音楽大学と連携して、子どもたちへコンサートを届ける活動も実施しています。

今後も企業・団体と連携しながら、子ども・若者や子育て家庭を支援していきます。



3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
205 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 担当課 男女平等推進センター	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
認定企業数	57社	70社

● 計画事業

事業名		事業目標
206	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。
担当課	男女平等推進センター	
207	新規 ワーク・ライフ・バランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。
担当課	男女平等推進センター	
208	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。
担当課	人事課	

安全・安心な社会環境の整備

現状と課題

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全(セーフスクール)など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が熱中症や地震等への被災といったリスクへ適切に対処できるように、日ごろから準備しておく必要があります。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和5年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

方向性

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	● 就学前 36.0% ● 小学生 30.3% ● 中高生 31.2%	
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度	26.0%	
セーフコミュニティの認証	令和5年度	認証	認証継続

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
209 子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長) 住宅・マンション課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
家賃助成数	206件	210件

● 計画事業

事業名	事業目標
210 新規 空き家利活用事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)を展開したい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。
担当課 住宅・マンション課	
211 新規 近居・多世代同居支援事業	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替えにかかる費用を助成します。
担当課 住宅・マンション課	

2 有害環境等への対応

● 計画事業

事業名	事業目標
212 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。
担当課 指導課	
213 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。
担当課 指導課	
214 不健全図書类等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。
担当課 子ども若者課	

3 事故予防・防犯の推進

● 計画事業

事業名		事業目標
215	安全・安心パトロールの実施	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄る等、見せる防犯活動を行います。
	担当課 防災危機管理課	
216	小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを更新していきます。
	担当課 学務課	
217	学校安全安心事業	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。
	担当課 学務課	
218	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)	「体のケガ」「心のケガ」の原因となる事故、いじめ、暴力などの客観的なデータを基に課題を発見し、児童、生徒の主体的な活動や学校・保護者・地域の連携・協働により予防する安全で安心な学校づくりをコミュニティ・スクール活動の中で指導します。
	担当課 指導課(学校支援担当課長)	
219	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	区立小学校1年生から3年生及び学童クラブを利用する児童を対象として、児童の入退室を保護者に通知するシステムを用いて、児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現します。
	担当課 放課後対策課 学務課	
220	交通安全施設整備事業	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。
	担当課 道路整備課	
221	交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。
	担当課 土木管理課	
222	中学校自転車安全教室(スクエア・ストレイト授業)	事故の怖ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見ってもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。
	担当課 土木管理課	
223	新規 自転車用ヘルメット普及啓発事業	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。
	担当課 土木管理課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
224 公園等防犯カメラ整備事業	地域要望等を踏まえ、必要のある場所に防犯カメラを設置することによって、安心して利用できる公園づくりを目指します。
担当課 公園緑地課	

コラム 24: 公園等防犯カメラ整備事業

豊島区では現在、44か所の公園・児童遊園、公衆トイレに防犯カメラを設置しています。

公園等のトイレや利用者の多い公園に防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止になり、安心して公園を利用していただくことができます。

また、迷惑行為の多い公園や動物へのエサやりといった不適切な利用に対して、映像を確認し注意指導することで、近隣住民の方や地域に安心安全な環境を維持できるよう努めています。

現在、不適切利用や警察の問い合わせに素早く対応できるよう、職員がリアルタイムに公園の映像を確認できるクラウド型の防犯カメラに順次切り替えています。



4 防災意識の向上

● 計画事業

事業名	事業目標
225 新規 としまDOKI★DOKI防災フェス	楽しみながら防災について考える機会を提供し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	
226 新規 防災授業	豊島区の防災体制の理解についての講話や授業、避難所運営ゲームなどを実施し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	

子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

現状と課題

子どもや若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会です。日常生活では得られない感動や刺激が、子どもや若者の成長を促し、地域文化への愛着や理解を深めることで、地域社会への参画を促進します。

豊島区には、長崎獅子舞をはじめ、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、地域で長く続く祭りやイベントも数多く存在します。

令和5年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の45.2%が「参加したことがない」と回答しました。

地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が求められています。

方向性

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。

また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も実施します。

さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかというとなった」と感じている18歳以上の区民の割合	令和5年度	34.6%	

根拠:協働のまちづくりに関する区民意識調査

具体的な取組

1 文化・芸術に親しむ環境づくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
227 新規 トキワ荘マンガミュージアムの運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域で「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。
担当課 観光課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数	123,447人	150,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
228 新規 文化・観光情報発信	区HPや広報紙、Instagramを通じて豊島区の文化や観光情報の発信を行います。これにより区民に対しては地元の魅力に気が付く機会を生み、また豊島区区外の方に対しては大塚や巣鴨、駒込といった池袋以外のエリアへの観光誘客を図ります。
担当課 観光課	
229 トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。
担当課 観光課	
230 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。
担当課 文化企画課	
231 新規 あうるすぽっとの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。
担当課 文化企画課	
232 池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。
担当課 文化企画課	
233 池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域だけでなく、豊島区全域に拡大し、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。
担当課 文化事業課	
234 新規 熊谷守一美術館の管理・運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。
担当課 文化事業課	

事業名	事業目標
235 障害者文化活動推進事業	文化芸術活動を通じた障害者の社会参加促進と、区民の障害者美術に対する理解を深めるため、豊島区障害者美術展「ときめき想造展」、庁舎まるごとミュージアム、障害者アート教室などを開催します。また、民間事業者と連携し、まちかど回遊美術館、Echika池袋ギャラリーなどの展示に参加します。
担当課 障害福祉課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



第4章

第三期子ども・ 子育て支援事業計画

【 1 】 第三期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度より子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

現行の「子ども・子育て支援事業計画(第二期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要があります。豊島区では、令和5年11月に実施した子育て世帯に対するニーズ調査結果を踏まえ、「豊島区子ども・子育て会議」において議論を行い、第三期の計画を策定しました。

第三期の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)です。計画の策定に当たっては、令和5年11月に子育て世帯に対するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、5年の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、区の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めています。

すべての子育て家庭に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。



【 2 】 教育・保育施設の状況

1

教育・保育施設の状況

区内には、令和6年4月現在、区立・私立合わせて18園の幼稚園があります。保育施設は、区立・私立合わせて93園の認可保育所のほか、区の認可事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業があります。また、認可外保育施設として、認証保育所や臨時保育所があります。

認定こども園は、私立の幼稚園型が1園となっています。

【幼稚園】

(令和6年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	15	1,824
区立幼稚園	3	180
計	18	2,004

【認定こども園】

施設区分	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼稚園型	1	60	10

【認可保育所】

施設区分	施設数	定員
公設公営	16	1,652
公設民営	2	215
私立	75	4,843
計	93	6,710

【地域型保育事業】

施設区分	施設数	定員
小規模保育事業	16	204
家庭的保育事業	2	10
居宅訪問型保育事業	4	— *事業者数
計	22	214

【認可外保育事業】

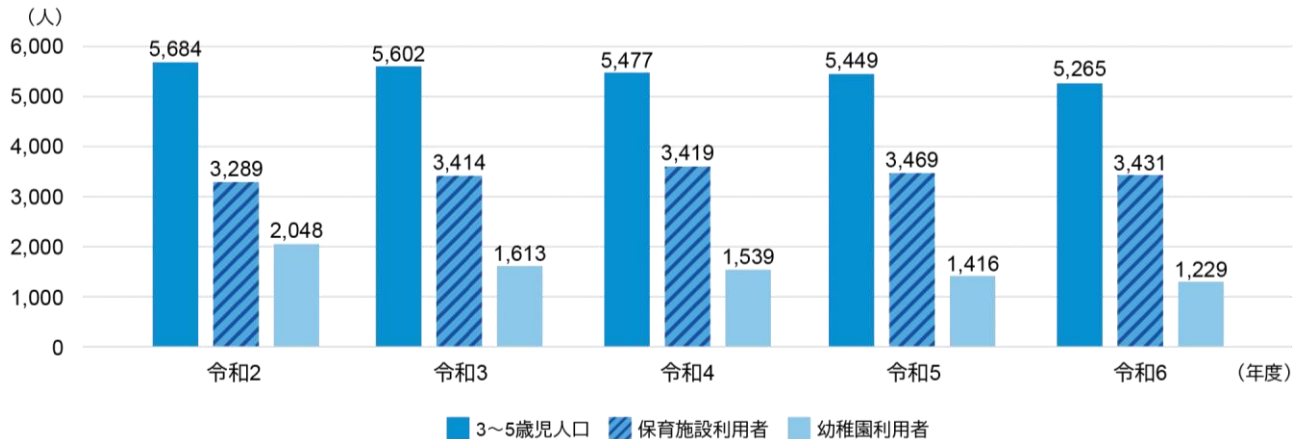
施設区分	施設数	定員
認証保育所	5	141
臨時保育所	1	21
計	6	162

2

幼稚園及び保育園の利用状況の推移

過去5年間の区内在住の未就学児童(0～5歳児)の人口は、全年齢で減少傾向にあります。また、幼稚園利用者は減少傾向にあり、保育施設利用者については、人数は横ばいです。

3～5歳児の幼稚園・保育施設利用者の推移



*人口は各年4月1日住民基本台帳による。

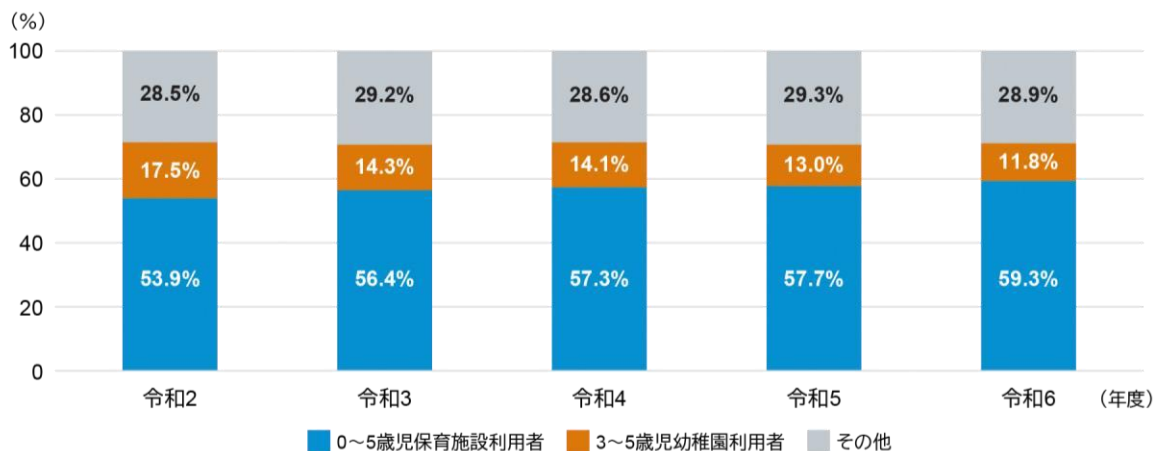
保育施設利用者は各年4月1日、認定こども園2号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園利用者は各年5月1日、認定こども園1号認定を含む、区外施設利用者を含む。

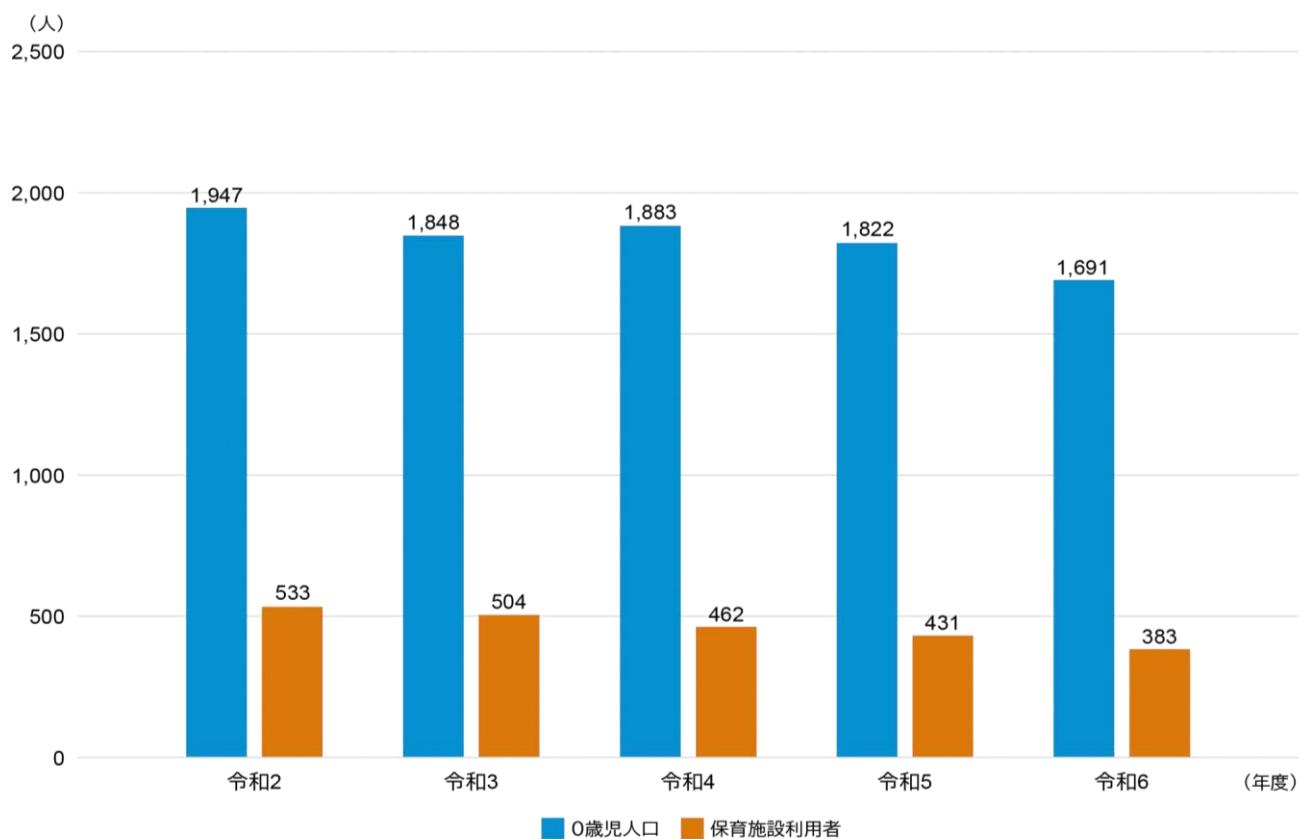
幼稚園・保育園の利用割合推移は以下の通りです。令和2年度と令和6年度を比較すると、幼稚園利用者の割合が5.7ポイント減少、保育施設利用者の割合が5.4ポイント増加しています。保育施設利用者の割合は、0歳児は減少傾向にありますが、ほかの年齢では増加傾向にあります。

待機児童は、令和2年度以降、継続して0人を達成しています。

幼稚園・保育園の利用割合の推移



0歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移

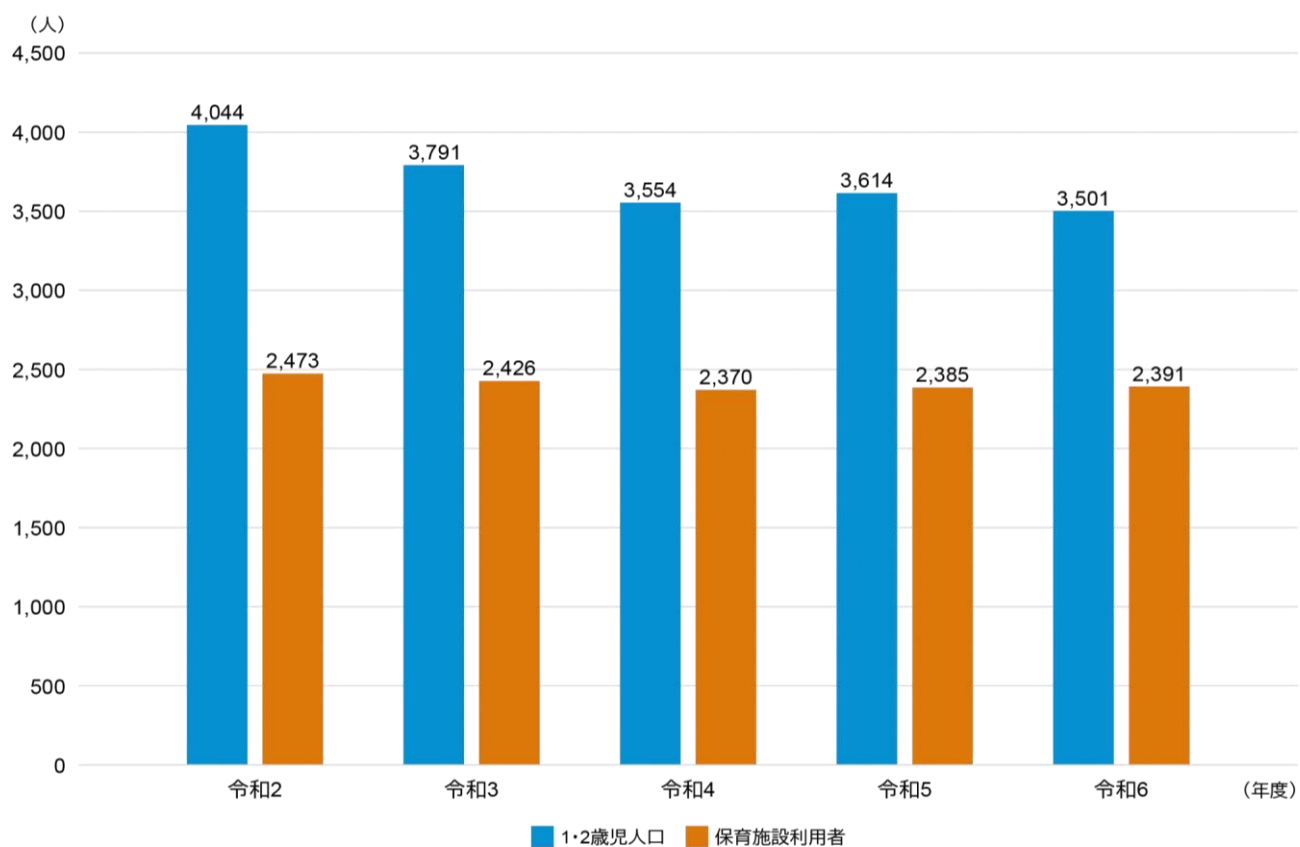


計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

1・2歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移



第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

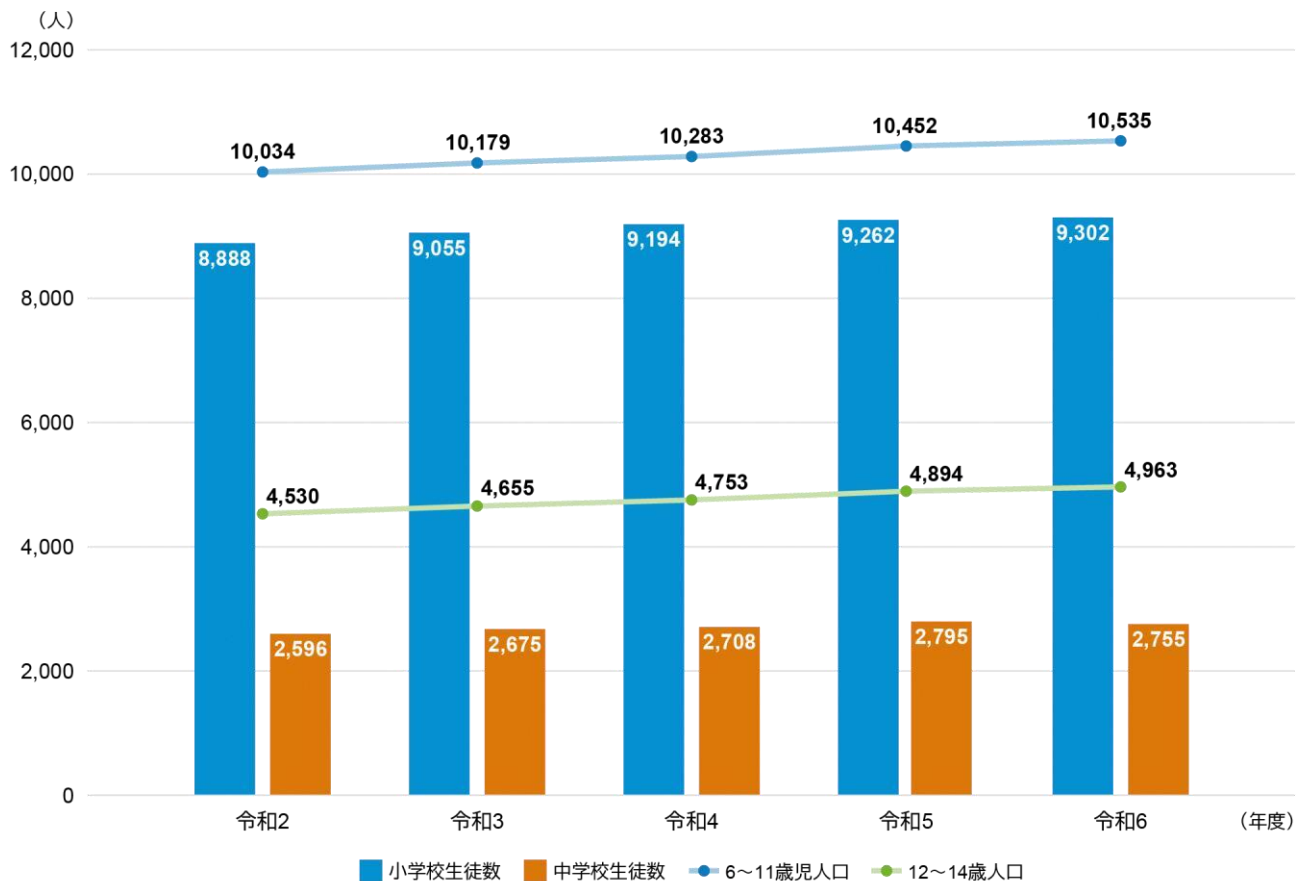
* 各年4月1日(人口は住民基本台帳による、)認定こども園2号を含む、区外施設利用者を含む。

3

区立小中学校の児童・生徒数の推移

区における6歳から11歳人口は増加傾向にあり、小学校児童数も増加しています。12～14歳人口も増加傾向ですが、区立中学校の生徒数は、令和2年度から6年度にかけて概ね横ばいで推移しています

6～14歳人口及び区立小学校児童数・中学校生徒数の推移



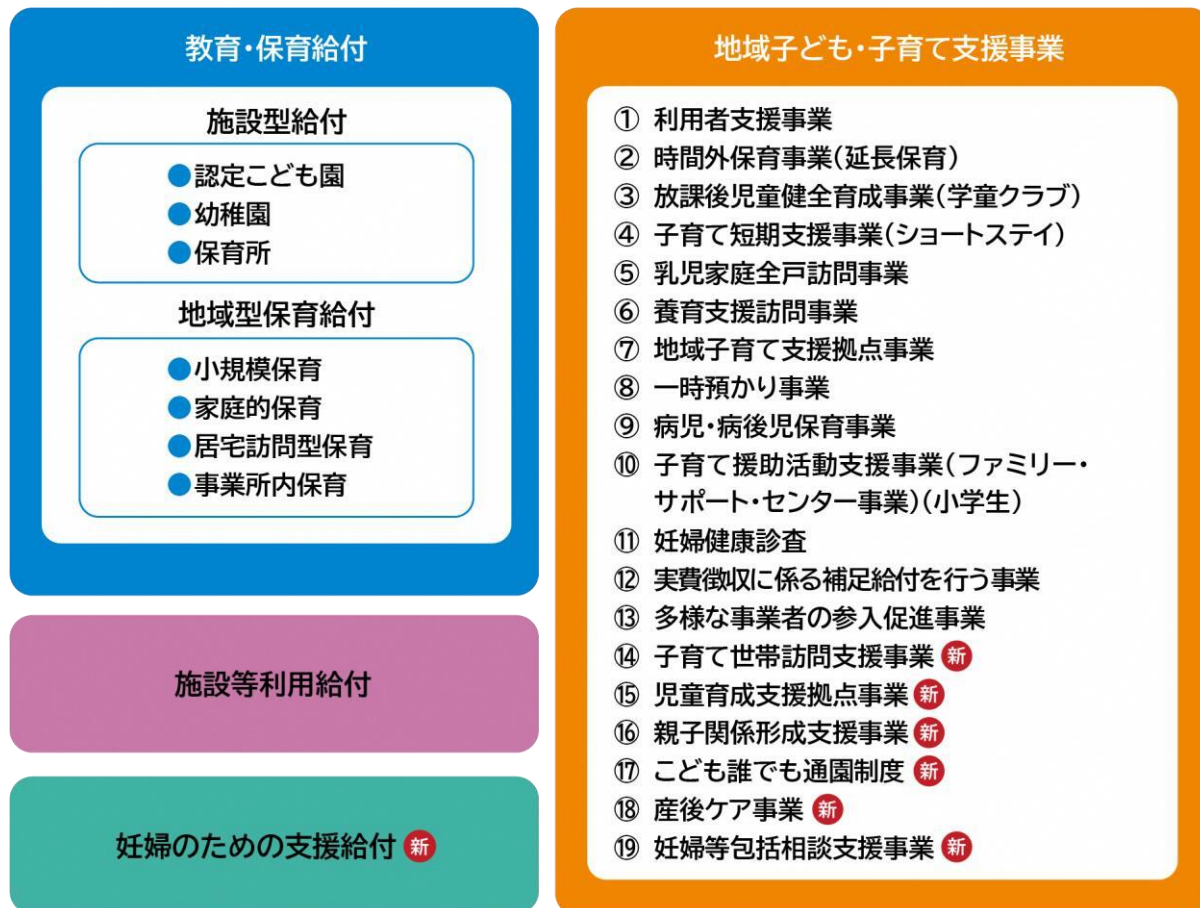
* 人口は各年4月1日住民基本台帳による、児童・生徒数は各年5月1日

【 3 】 子ども・子育て支援事業計画の体系

1

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

計画事業は、大きく以下の4つに分かれます。



◇教育・保育給付

● 施設型給付

都道府県が認可する教育・保育施設(認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所)が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

● 地域型保育給付

区が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育:小規模な環境(定員6人~19人)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育:保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
- ・事業所内保育:事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 保育の必要性の認定区分

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、(幼稚園*)
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、地域型保育事業

* 預かり保育等と併せて利用

◇ 施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)が必要です。

● 給付の対象

幼稚園(新制度未移行園)の保育料、幼稚園等(新制度移行園及び未移行園)の預かり保育料、認可外保育施設等(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用料

※対象施設は、区市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

◇ 妊婦のための支援給付

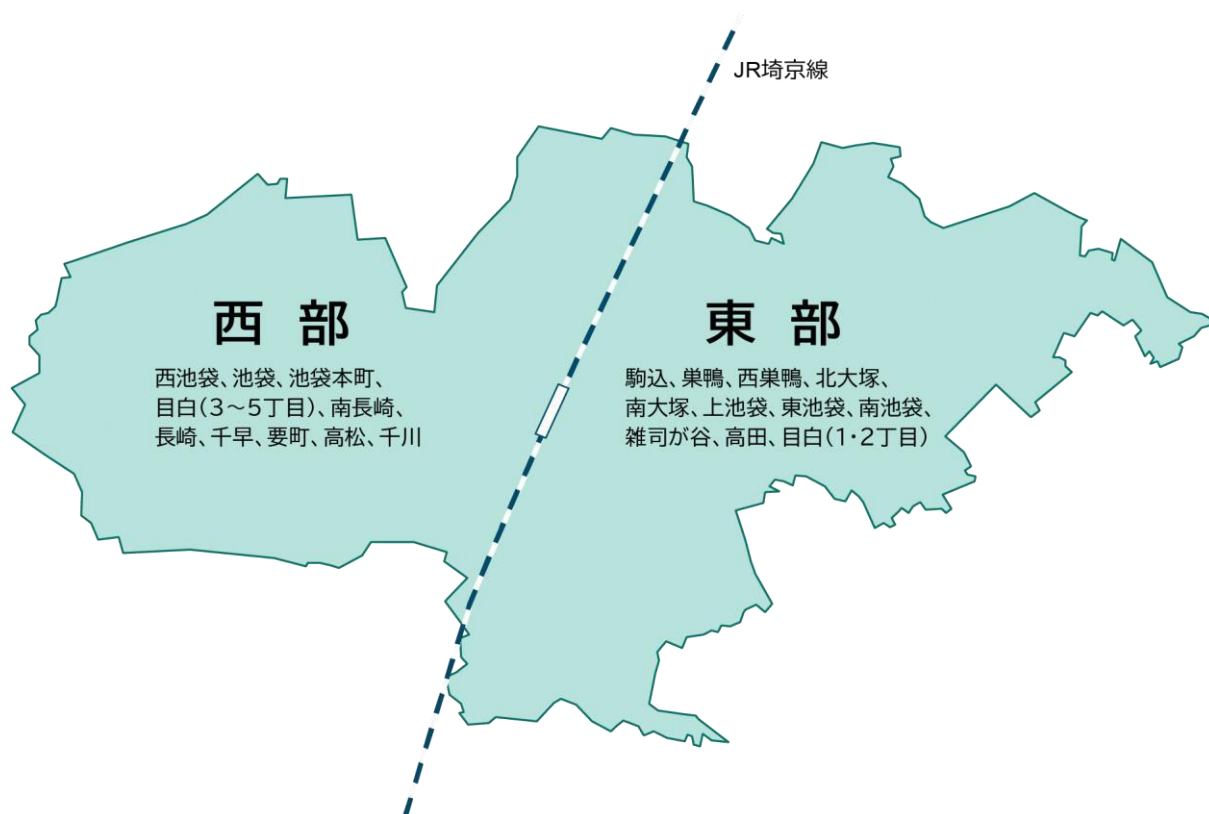
妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。⑨妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

◇ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、ご家庭で子育てしている保護者も利用できます。

【 4 】 教育・保育の提供区域の設定

- 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとしています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案することとされています。
- 豊島区においては、児童人口の推計や区内の施設整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度についてはJR埼京線により東西に二分される区域を、その他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定することとします。
- この提供区域により、各施設や事業等の利用を制限するものではありません。

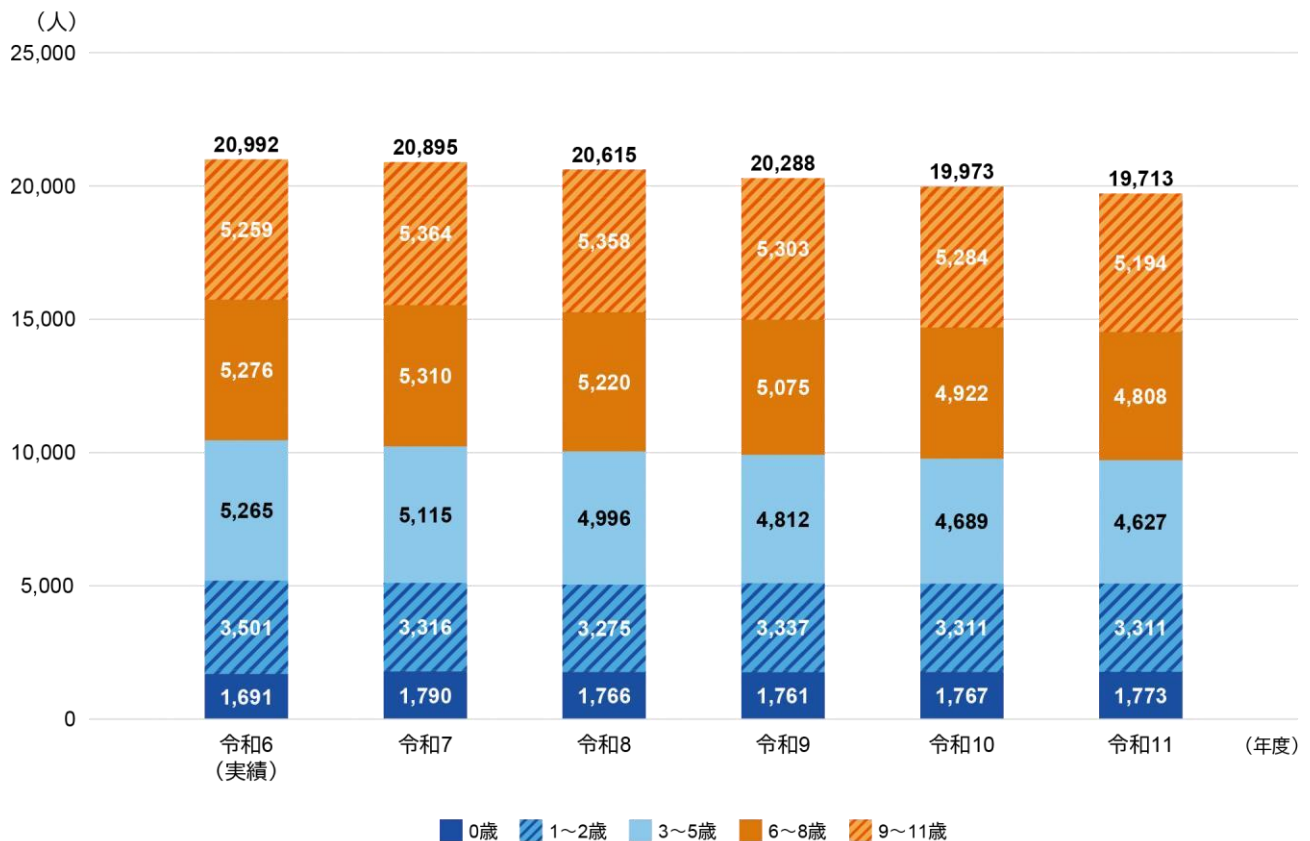


〔 5 〕 児童人口の推移見込み

● 児童人口の推移見込み計算方法

令和6年4月1日の住民基本台帳(外国人を除く)を基準として、コーホート要因法により推計しました。

外国人については、日本人の推計がされたのち、外国人比率(東部・西部・男女別年齢別)により推計しました。



東部地域



西部地域



【 6 】 量の見込みと提供体制の確保方策

1

教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分(1～3号)ごとに定めます。

● 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、0歳児の見込みについては、利用実績等を踏まえ補正を行いました。

● 計画期間の確保方策

幼稚園、認定こども園については、地域ごとの偏在や需給の不均衡が発生した場合など状況に応じて解決策を検討します。

保育所については、区全体では必要な保育定員を確保できていることから、当面の間は新しい認可保育所の整備は行わない方針とします。区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、私立保育園や地域型保育事業所と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組みます。

また、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工やまちづくりの進展等にあわせた対策として、既存施設において保育定員の確保に取り組むとともに、新しい認可保育所を整備するなど局地的な保育需要の増加に対応します。



① 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定)

(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む。)

(単位:人)

区全域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		1,574	308	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
②確保方策	特定教育・保育施設	390		510		510		510		510		510	
	確認を受けない幼稚園*	1,218		1,098		1,098		1,098		1,098		1,098	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	329		329		329		329		329		329	
	計	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	
過不足②-①		55		320		358		416		455		474	

● 提供区域別

東部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		819	161	720	159	713	157	699	154	680	150	667	147
②確保方策	特定教育・保育施設	60		60		60		60		60		60	
	確認を受けない幼稚園*	649		649		649		649		649		649	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	187		187		187		187		187		187	
	計	896		896		896		896		896		896	
過不足②-①		-84		17		26		43		66		82	

西部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		755	147	605	133	581	128	548	120	534	118	532	117
②確保方策	特定教育・保育施設	330		450		450		450		450		450	
	確認を受けない幼稚園*	569		449		449		449		449		449	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	142		142		142		142		142		142	
	計	1,041		1,041		1,041		1,041		1,041		1,041	
過不足②-①		138		303		332		373		389		392	

* 確認を受けない幼稚園…新制度に移行していない幼稚園

2 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用(2号認定)

(単位:人)

区全域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,433	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352
②確保方策	特定教育・保育施設	3,717	3,735	3,735	3,807	3,807
	企業主導型保育施設	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	44	39	39	39	39
	計	3,787	3,800	3,800	3,872	3,872
過不足②-①	354	94	181	384	475	520
③整備計画		認可保育所 定員変更 東部1施設 (18人)		認可保育所 新設 東部2施設 (72人)		

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 提供区域別

東部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,787	2,014	1,995	1,995	1,904	1,865
②確保方策	特定教育・保育施設	2,014	2,032	2,104	2,104	2,104
	企業主導型保育施設	11	11	11	11	11
	認可外保育施設	4	4	4	4	4
	計	2,029	2,047	2,119	2,119	2,119
過不足②-①	242	33	52	164	215	254

西部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,646	1,692	1,624	1,533	1,493	1,487
②確保方策	特定教育・保育施設	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703
	企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	40	35	35	35	35
	計	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753
過不足②-①	112	61	129	220	260	266

3 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用(3号認定)

(単位:人)

区全域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	2,432	387	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
②確保方策	特定教育・保育施設	2,372	631	2,362	631	2,338	625	2,386	625	2,386	625	625
	地域型保育事業	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41	41
	企業主導型保育施設	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40	40
	認可外保育施設	96	43	76	26	76	26	76	26	76	26	26
	計	2,760	755	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	732
過不足②－①	328	368	369	276	355	276	366	278	383	276	383	275
③整備計画			認可保育所 定員変更 東部1施設 (10人)				認可保育所 新設 東部2施設 (48人)					

● 提供区域別

東部地域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	1,326	228	1,331	251	1,311	245	1,300	244	1,285	245	1,285	246
②確保方策	特定教育・保育施設	1,268	331	1,278	331	1,254	325	1,302	325	1,302	325	325
	地域型保育事業	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22	22
	企業主導型保育施設	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19	19
	認可外保育施設	50	17	48	17	48	17	48	17	48	17	17
	計	1,468	389	1,476	389	1,452	383	1,500	383	1,500	383	383
過不足②－①	142	161	145	138	141	138	200	139	215	138	215	137

西部地域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	1,106	159	1,030	211	1,040	211	1,088	210	1,086	211	1,086	211
②確保方策	特定教育・保育施設	1,104	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	300
	地域型保育事業	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19	19
	企業主導型保育施設	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21	21
	認可外保育施設	46	26	28	9	28	9	28	9	28	9	9
	計	1,292	366	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349	349
過不足②－①	186	207	224	138	214	138	166	139	168	138	168	138

◇ 3号認定の保育利用率

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	3,468	3,438	3,486	3,486	3,486
0-2歳推計人口	5,106	5,041	5,098	5,078	5,084
保育利用率	67.9%	68.2%	68.4%	68.6%	68.6%

● 提供区域別

東部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,865	1,835	1,883	1,883	1,883
0-2歳推計人口	2,838	2,781	2,764	2,744	2,750
保育利用率	65.7%	66.0%	68.1%	68.6%	68.5%

西部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
0-2歳推計人口	2,268	2,260	2,334	2,334	2,334
保育利用率	70.7%	70.9%	68.7%	68.7%	68.7%

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2

地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業については、利用率等を踏まえ補正を行いました。

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後対策事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児病後児保育事業、妊婦健康診査については、ニーズ調査によらず国の指針を踏まえて算出しました。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

● 特定型

保育課窓口で保育等に関する情報提供及び総合支援を実施

● こども家庭センター型

東西子ども家庭支援センター、健康推進課、長崎健康相談所、子育てインフォメーションで、必要に応じてサポートプランを作成、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施

量の見込みと確保方策

施設それぞれが特徴を生かした相談支援を実施するとともに、相互に連携し、関係機関との連絡調整を図っています。令和6年度より「こども家庭センター型」体制を構築したことで、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施しています。

(単位:か所)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		4	6	6	6	6	6
②確保 方策	基本型	1	0	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	5	5	5	5	5
	計	4	6	6	6	6	6

2 時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。

認可保育園全園、地域型保育事業18園中14園で実施しています。月極利用の他に1日単位(スポット)での利用も可能です。

量の見込みと確保方策

就労環境の多様化などにより需要量は横ばいでありながら依然として一定のニーズがあります。すべての認可保育所において延長保育を実施しており、必要とされる方がご利用の地域・施設で利用できるよう、引き続き、十分な受入れ枠を確保してまいります。

(単位:人)

全区域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	416	407	407	407	407	407
②確保方策	1,772	1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
過不足②-①	1,356	1,345	1,335	1,375	1,375	1,375

● 提供区域別

東部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	207	202	202	202	202	202
②確保方策	909	903	893	933	933	933
過不足②-①	702	701	691	731	731	731

西部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	209	205	205	205	205	205
②確保方策	863	849	849	849	849	849
過不足②-①	654	644	644	644	644	644

3-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

量の見込みと確保方策

共働き家庭等の増加に伴い、利用希望者の増加傾向が続いています。引き続き、児童の生活の場としての機能が十分に確保できるよう一人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保しつつ、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	916	985	959	934	974	912
	2年生	934	852	939	903	880	916
	3年生	777	735	732	799	768	748
	4年生	225	153	150	147	162	155
	5年生	60	39	40	38	38	41
	6年生	9	14	14	14	14	14
	計	2,921	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
②確保方策		2,921	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
過不足②－①		0	631	575	574	573	623

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	549	558	547	535	566	515
	2年生	494	459	517	497	486	514
	3年生	419	415	395	437	419	410
	4年生	132	90	93	87	97	93
	5年生	32	20	21	21	20	22
	6年生	6	7	7	7	8	7
	計	1,632	1,549	1,580	1,584	1,596	1,561
②確保方策		1,632	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
過不足②－①		0	327	296	292	280	315

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	367	427	412	399	408	397
	2年生	440	393	422	406	394	402
	3年生	358	320	337	362	349	338
	4年生	93	63	57	60	65	62
	5年生	28	19	19	17	18	19
	6年生	3	7	7	7	6	7
	計	1,289	1,229	1,254	1,251	1,240	1,225
②確保方策		1,289	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
過不足②－①		0	304	279	282	293	308

3-2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

量の見込みと確保方策

子どもスキップの一般利用は、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。計画期間における需要見込みについては、過去の利用実績の推移や児童数の推移を踏まえて算出しました。

放課後子ども教室は、子どもスキップ利用届出をしている児童は、どなたでも参加できます。児童の放課後時間の充実に向け、必要に応じて教室の内容を見直すとともに、実施回数を増やしていきます。

● 子どもスキップ事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人)	131,244	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

● 放課後子ども教室事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人日)	16,323	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設や区内協力家庭において養育をしています。平成30年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後43日以上高校生までに拡大しました。

量の見込みと確保方策

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

確保方策は、1日当たりの利用定員計10名×365日で3,650人日としています。引き続き、必要な方が安心して利用できるように、事業の周知と利便性の向上を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	587	647	680	714	749	787
②確保方策	4,015	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
過不足②－①	3,428	3,003	2,970	2,936	2,901	2,863

5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、母子の健康の保持増進を支援するとともに、子育てに関する情報提供を実施し、健全な育児環境の確保と家庭の孤立防止を図ります。

量の見込みと確保方策

乳幼児全戸訪問の実績をもとに、需要量を見込んでいます。訪問指導員の人員と質を維持し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、必要な支援に繋がっていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方確 策保	委託助産師	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17

6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

● 子育て訪問相談事業

就学前のお子さんを持つ家庭に子育て相談員が訪問し、相談に応じます。

● 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、豊島区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

● 子育て訪問相談事業

子育て訪問相談事業の利用者は増加傾向にあり、令和元年度から5年度の訪問件数を比較すると約1.5倍増加しています。今後の実績によって体制強化の必要があるか注視していきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4,091	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②確保方策	実施体制：10人(東部6人、西部4人) 実施機関：子ども家庭支援センター					

● 育児支援ヘルパー事業

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,536	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者7社					

● 子どもを守る地域ネットワーク事業

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。引き続き、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋げていきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	代表者会議...年2回 実務者会議...年2回 三機関連携会議...年12回 ネットワーク会議...年12回 個別ケース会議...随時 職員向け虐待防止勉強会(スキップ、保育園、区民ひろば、ファミリーサポート援助会員向け出張講座、民児協など)...43か所 児童相談所OBによる研修...年15回 (令和5年度実績)					

7 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

子育て支援センター、区民ひろば(子育てひろば)、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間を作る場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果を踏まえ、需要量の見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所で展開することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(単位:①人日※年間延べ利用者数 ②か所数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	184,978	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
②確保方策	42	42	42	42	42	42
内訳	子ども家庭支援センター	2	2	2	2	2
	区民ひろば(子育てひろば)	22	22	22	22	22
	区立保育園	16	16	16	16	16
	私立保育所	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		95,075	96,792	97,753	98,723	99,703	100,692
②確保方策		20	20	20	20	20	20
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	12	12	12	12	12	12
	区立保育園	7	7	7	7	7	7
	私立保育所	0	0	0	0	0	0
	児童館	0	0	0	0	0	0

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		89,903	91,473	92,407	93,351	94,307	95,275
②確保方策		22	22	22	22	22	22
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	10	10	10	10	10	10
	区立保育園	9	9	9	9	9	9
	私立保育所	1	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1	1

8 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

量の見込みと確保方策

区立・私立ともに利用希望者をすべて受け入れており、需要量に応じた受け入れ枠を確保しています。今後も必要とされる方が安心して事業を利用できるよう、十分な受け入れ枠を確保してまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228
	2号認定	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
② 確保 方策	区立幼稚園	16,290	17,430	17,205	17,610	17,340	17,550
	私立幼稚園	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700
	計	117,990	119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
過不足②ー①		115,570	74,482	74,257	74,662	74,392	74,602

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124
	2号認定	242	242	242	242	242	242
② 確保方策	区立幼稚園	5,480	5,810	5,735	5,870	5,780	5,850
	私立幼稚園	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
	計	66,480	66,810	66,735	66,870	66,780	66,850
過不足②－①		47,114	47,444	47,369	47,504	47,414	47,484

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
	2号認定	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
② 確保方策	区立幼稚園	10,810	11,620	11,470	11,740	11,560	11,700
	私立幼稚園	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
	計	51,510	52,320	52,170	52,440	52,260	52,400
過不足②－①		26,228	27,038	26,888	27,158	26,978	27,118

B 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

家庭で育児をしているかたが、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたい時に、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

量の見込みと確保方策

近年の就労環境の多様化など、ライフスタイルの変化により需要量は増加しています。確保方策は、各施設の延べ定員数、ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員数の実績を元に算出しています。家庭で育児をされている方が安心して子育てができるよう、引き続き、環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	保育園	4,013	5,017	5,519	6,021	6,523	7,025
	子ども家庭支援センター	4,541	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
	ファミリー・サポート・センター	4,831	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	計	13,385	14,417	14,919	15,421	15,923	16,425
② 確保方策	保育園	11,907	12,636	12,636	12,636	12,636	12,636
	子ども家庭支援センター	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
	ファミリー・サポート・センター	9,820	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	計	28,531	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
過不足②－①		15,146	9,923	9,421	8,919	8,417	7,915

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の 見込み	保育園	2,182	2,702	2,962	3,222	3,482	3,742
	子ども家庭支援センター	2,597	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	ファミリー・サポート・センター	3,103	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	7,882	8,302	8,562	8,822	9,082	9,342
② 確保方策	保育園	7,533	8,262	8,262	8,262	8,262	8,262
	子ども家庭支援センター	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
	ファミリー・サポート・センター	5,922	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	17,100	14,907	14,907	14,907	14,907	14,907
過不足②ー①		9,218	6,605	6,345	6,085	5,825	5,565

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の 見込み	保育園	1,831	2,315	2,557	2,799	3,041	3,283
	子ども家庭支援センター	1,944	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	ファミリー・サポート・センター	1,728	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	計	5,503	6,115	6,357	6,599	6,841	7,083
② 確保方策	保育園	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
	子ども家庭支援センター	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159
	ファミリー・サポート・センター	3,898	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	計	11,431	9,433	9,433	9,433	9,433	9,433
過不足②ー①		5,928	3,318	3,076	2,834	2,592	2,350

● トワイライトステイ事業

平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	192	200	200	200	200	200
② 確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

9 病児・病後児保育事業

事業概要

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。

区では、保育所併設型3か所、診療所併設型2か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方へ利用料助成を実施しています。

量の見込みと確保方策

平成28年度より開始した訪問型利用助成が浸透したこともあり、利用される方が増加傾向にあります。施設型の確保方策は実施施設の定員数から、訪問型の確保方策は、これまでの実績を元に算出しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		1,060	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
②確保 方策	施設型	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812
	訪問型	379	379	379	379	379	379
	計	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
過不足②－①		2,131	1,587	1,315	1,043	771	499

提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		509	771	902	1,033	1,164	1,295
②確保 方策	施設型	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	訪問型	190	190	190	190	190	190
	計	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544
過不足②－①		1,035	773	642	511	380	249

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		551	833	974	1,115	1,256	1,397
②確保 方策	施設型	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
	訪問型	189	189	189	189	189	189
	計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
過不足②－①		1,096	814	673	532	391	250

10 子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から見込み量が算出できなかったため、実績から見込み量を算出しました。引き続き、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み 需要量	低学年	995	950	950	950	950	950
	高学年	46	50	50	50	50	50
	計	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策		2,119	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
過不足②-①		1,078	20	20	20	20	20

11 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関・助産所に委託し、妊娠届提出の際に妊婦健康診査(14回分)・妊婦超音波検査(4回分)・妊婦子宮頸がん検診の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

量の見込みと確保方策

翌年度の0歳児推計人口より妊婦健診対象者数を算出し、見込み量としました。引き続き妊婦が定期的に必要な健診を受けることができるよう、医療機関等へ委託実施していきます。

(単位:上段/人、下段/件)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	2,211	2,208	2,202	2,209	2,217	2,215
	24,590	25,392	25,323	25,404	25,496	25,473
②確保方策	都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。					

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

量の見込みと確保方策

給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 新規参入施設等への巡回支援

事業概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

量の見込みと確保方策

平成29年度より元公立保育園の保育士による巡回支援を開始しており、新規参入施設だけではなく、既存園を含むすべての保育所の定期巡回指導を実施しています。今後も、安心・安全な保育を提供できるよう、継続的に相談・助言・指導を実施していきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	巡回指導員 (元公立保育園長5名)	巡回指導員(公立保育園経験者6名)				

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

事業概要

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

量の見込みと確保方策

給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。

14 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯へ支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、児童虐待を未然に防止することを目的とします。

● 育児支援ヘルパー事業

保護者の体調不良などで手助けが必要なご家庭に、産後概ね2年間ヘルパーを派遣します。

量の見込みと確保方策

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,874	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関:子ども家庭支援センター 委託団体等:民間事業者9社					

15 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

本区においては未実施の事業であり、国が示すガイドライン等を踏まえ、取り組むべき内容や事業のあり方等の検討を進めます。

16 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

需要量の見込みは、令和5年度実績を元に算出し、確保方策は、参加者10名の講座を計54プログラム実施するため540人としました。

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	540	540	540	540	540

17 こども誰でも通園制度

事業概要

保護者の就労要件を問わず、生後満6か月以上から3歳未満の未就園児が保育所などの施設を時間単位で利用できる制度です。

年齢の近い子どもや保育士と関わることで成長発達に豊かな経験をもたらすとともに、保護者には面談等により子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

量の見込みと確保方策

人口動態の変化や保育ニーズが多様化する状況を踏まえ、すべての利用希望者の受け入れ枠を確保していきます。整備にあたっては、令和8年度の本格実施に向け、既存施設を有効活用し、安心して利用できる環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
②確保方策	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

● 提供区域別

東部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
②確保方策	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

西部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
②確保方策	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

18 産後ケア事業

事業概要

生後1歳までの産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケアと育児支援のほか母子の健康増進に必要な支援を行います。

量の見込みと確保方策

令和5年度までの実績の伸び率をふまえて需要量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

区全域		単位	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(利用日数)		日	806	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保方策	委託施設(宿泊型)	か所	9	9	9	9	9	9
	委託施設(通所型)	か所	-	5	5	5	5	5
	訪問型(委託助産師)	人	-	10	11	12	13	14

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

19 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。

量の見込みと確保方策

ゆりかご面接、妊娠後期アンケート、こんにちは赤ちゃん事業の活用をして情報提供や相談対応を行なうとともに必要な支援につないでいきます。

● ゆりかご面接および妊娠後期アンケート

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		2,132	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
② 方確保 策保	助産師	8	8	8	8	8	8
	地区担当保健師	17	17	17	17	17	17

● 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方確保 策保	委託助産師	18	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17	17

【 7 】 教育・保育の一体的提供及び 推進に関する体制の確保内容

- 区では、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを推進するため、幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行うことにより、子育て世帯の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。
- 公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした共通のプログラム「就学前教育共通プログラム」を策定します。
- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園について、利用者のニーズを的確に捉えながら、既存園からの移行を含めて、設置を検討していきます。
- 「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえ、区内で保育に関わる全ての保育者、事業者、保護者との共通理解を図り、豊島区全体の保育の質向上に向けた取組を行います。
- 私立認可保育所及び地域型保育事業に対し、指導検査を実施するとともに、認可外保育施設に対し、立ち入り調査を実施しています。
- 区では区立保育園勤務経験者による保育巡回に取り組んでいます。通常の保育訪問のほかに保護者等からの相談及び要望等が多い施設を巡回し、事実確認等を踏まえて助言を行っています。今後、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼稚園を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討します。
- 教育や保育に関わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJT の機会を確保していきます。また、地域の課題を共有し、子ども関連施設の連携強化を図るため、地域合同子ども研修を実施します。
- 教育・保育に関する施策を総合的に実施するための体制整備を図ります

【 8 】 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保内容

- 幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証及び改善を進めます。
- 申請に係る対応窓口の一元化や、既存の給付・補助制度との一体的な申請方法等を検討し、保護者や施設の負担軽減を図ります。

【 9 】 特別な配慮が必要な児童への支援

- 障害児など特別な支援が必要な子どもも、障害児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設、地域型保育事業において受入れを行っています。今後も児童の状況に応じ、従事職員の加配や事業者への補助等、適切な受入体制の確保を図るとともに、巡回子育て発達相談事業等により、施設職員や保護者に対し、専門的な指導助言を行っていきます。
- 医療的ケア児の保育・教育について、受入体制の整備を検討していきます。
- 特別な配慮が必要な児童への支援については、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担い、障害福祉課や民間支援団体と連携・協力して、対象児童の状況・状態を丁寧に把握し、適切に社会資源へつなぐとともにインクルージョンを推進していきます。
- 令和10年度に児童発達支援センターは、千川中複合施設への移転を予定しています。医療的ケア児等への対応等について、必要な備品や従事職員の適切な配置など、受け入れ体制の整備をすすめていきます。
- 妊娠期から子育て期への切れ目ない子育て支援を実現するため、千川中複合施設においては、児童発達支援センターと教育センターを同一フロアに配置し、就学前から就学後への移行を円滑に行えるよう相談体制及び連携体制を構築していきます。
- 外国にルーツを持つ子ども、保護者も安心してサービスを利用できるよう、各種広報やホームページの多言語化をはじめ、保育、就学、育児、教育など各種の利用案内や申請書などについて、外国語版を作成しています。また日本語初期指導や日本語指導教室など、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を実施していきます。
- 言葉や文化の違いを踏まえ、子ども同士がお互いの良さを認め合えるよう、多様性を受容し、一人ひとりが自分らしく伸び伸びと育つ環境づくりを進めます。

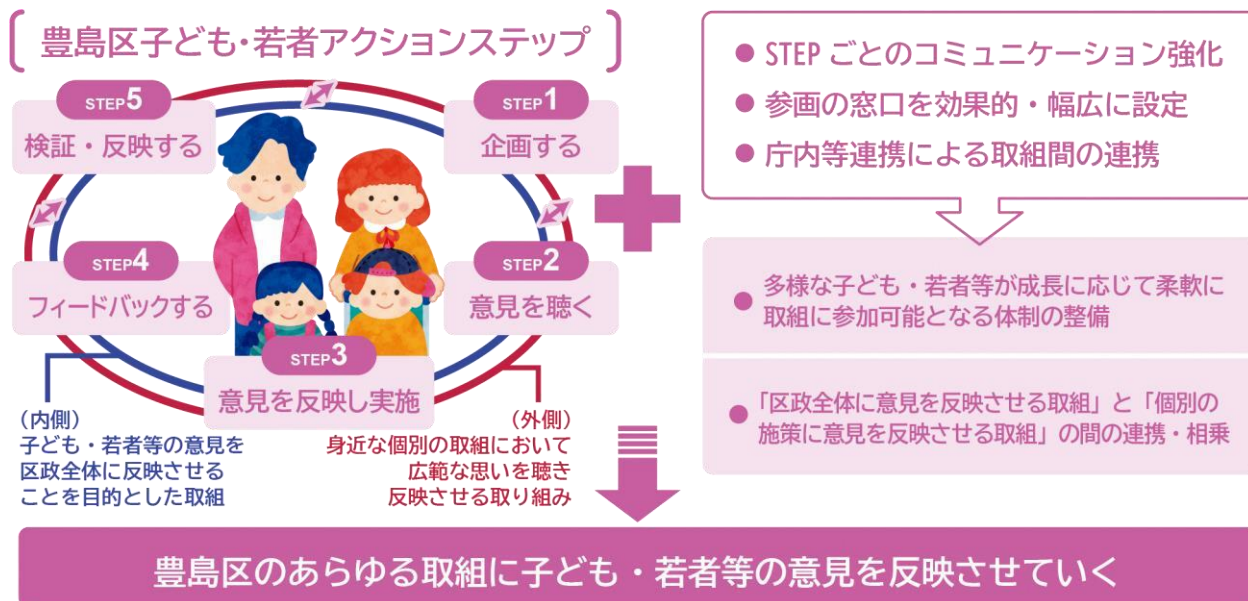
第5章

計画の
推進に向けて

【 1 】 「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進

豊島区は、計画の実現に向け、これまでの「PDCAサイクル」に基づく検証から、「子ども・若者等の意見聴取・反映」のステップを盛り込んだ「豊島区子ども・若者アクションステップ」による計画の推進により、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映していきます。

また、それらの進捗等は、区のホームページ等を通じて広く公表していきます。



【 2 】 子ども・若者等の意見の反映

豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子ども等の意見を反映させるための取組を進めてきました。例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の思いを聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取組を大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取組を推進していきます。

具体的には、「子ども・若者等の意見を区政全体に反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」のそれぞれについて、取り組みを充実させていきます。各施策等において、子ども・若者等の意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、取組においては、「企画する」、「意見を聴く」、「意見を反映する」、「フィードバックする」、「検証する」といった段階ごとに、コミュニケーションを丁寧に積み重ねていくとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広に用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるよう柔軟に取り組みを進めていきます。

また、庁内連携を強化し、「区政全体に意見を反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」の間の連携・相乗効果により、区政全体での意見反映をさらに進めてまいります。

こうした取組により、豊島区のあらゆる取組に、子ども・若者等の意見を反映させていきます。

【 3 】 計画の検証

1 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

2 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

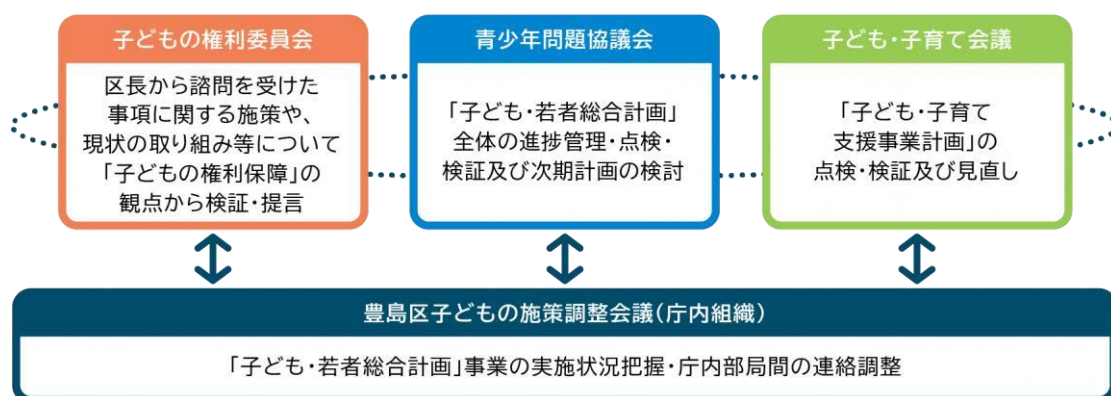
「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

3 子どもの権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

計画の推進体制(三審議会による計画の推進)



【 4 】 計画の広報

計画の対象である子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭及び、子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。そのために、子ども版や概要版の作成等により、対象者に合わせた広報ツールを活用しながら、効果的な手法を検討していきます。

また、アンケート調査や意見交換会といった広聴と併せた広報を通じて、子ども・若者等の意見の反映の取り組みへと繋げていくとともに、計画の改善や調整を図っていきます。計画の進行状況や成果について定期的にフィードバックしていくことで、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。

【 5 】 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進んでいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。



資料編

1 関係会議委員名簿と審議経過

1 第32期豊島区青少年問題協議会

1 委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考	専門委員
会 長	学識経験者	加藤 悦雄	大学関係等	○
副会長		半田 勝久	大学関係等	○
委 員	区議議員	井上 幸一	区議会	
		根岸 光洋	区議会	
		川瀬 さなえ	区議会	
		清水 みちこ	区議会(令和7年3月2日まで)	
		入江 あゆみ	区議会(令和7年3月3日から)	
	学識経験者	市川 享子	大学関係等	○
		井戸 喜久男	巣鴨防犯協会	
		中村 孝太	町会連合会(令和6年3月31日まで)	
		安井 祐司	町会連合会(令和6年4月1日から)	
		豊島 佳代子	民生委員・児童委員協議会	
		齊藤 妙子	保護司会	
		白熊 千鶴子	青少年育成委員会連合会	
		戸井田 周一	小学校PTA連合会	
		御代 恒	中学校PTA連合会(令和6年3月31日まで)	
		松田 晴行	中学校PTA連合会(令和6年4月1日から)	
		松田 文子	スポーツ推進委員協議会	
		比金 敏彦	小学校校長会(令和6年3月31日まで)	
		稲垣 昌弘	小学校校長会(令和6年4月1日から)	
		川合 一紀	中学校校長会(令和6年3月31日まで)	
		小林 豊茂	中学校校長会(令和6年4月1日から)	
		中野 航綺	一般公募委員	○
		坂下 睦子	一般公募委員	○
		小関 睦亮	一般公募委員(令和6年1月16日まで)	○
	関係行政機関 の職員	渡邊 寿	巣鴨警察署長(令和6年2月18日まで)	
		植田 哲也	巣鴨警察署長(令和6年2月19日から)	
		田嶋 元統	巣鴨警察署長(令和7年2月17日から)	
		宮島 甲児	巣鴨少年センター所長	
		齊藤 雅人	豊島区副区長(令和5年7月10日まで)	
		天貝 勝己	豊島区副区長(令和5年7月11日から)	
		金子 智雄	豊島区教育長	

【敬省略、任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日】

2 審議経過

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 定例協議会

年月	主な審議内容
令和5年7月13日	第1回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定についての諮問
10月24日	第2回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の実施について
令和6年3月22日	第3回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の結果について
5月20日	第4回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」の目標達成状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の方向
9月9日	第5回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」計画の中間報告
11月8日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案 ・「豊島区社会的養育推進計画(令和7～11年度)」素案(報告) ・「今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間とりまとめ)」(報告)

● 専門委員会

年月	主な審議内容
令和5年8月21日	第1回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」について(アンケート調査)
9月26日	第2回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」について(アンケート調査、ヒアリング調査)
11月20日	第3回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」について(ヒアリング調査) ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況
12月22日	第4回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況
令和6年3月4日	第5回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の結果について
5月14日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」の目標達成状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の方向
6月25日	第7回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」指標 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」施策体系

年月	主な審議内容
8月29日	第8回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」計画案
10月21日	第9回 ・豊島区子どもの権利委員会からの意見について ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案
令和7年1月29日	第10回 ・子ども・若者等の意見反映について ・パブリックコメントの結果及び区の考え方
2月20日	第11回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況報告書について ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」策定について

1 委員名簿

● 第5期委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考
会長	学識経験者	塩谷 香	大学関係等
副会長		島田 由紀子	大学関係等
委員		五十嵐 元子	大学関係等
委員	子育て事業者 及び従事者	高橋 朗子	私立幼稚園連合会
委員		池田 由美	私立保育園園長会
委員		花房 健	子育て事業従事者
委員	子育て事業利用者	山口 賀映	公募委員
委員		水越 朋美	公募委員
委員		郡司 佳映里	公募委員
委員	区立小学校校長	田中 明	小学校校長会
委員	小学校PTA連合会	戸井田 周一	小学校PTA連合会

【敬省略、任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日】
 ※計画に係る審議を開始した令和5年4月1日からの委員を掲載。

● 第6期委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考
会長	学識経験者	島田 由紀子	大学関係等
副会長		五十嵐 元子	大学関係等
委員		廣井 雄一	大学関係等
委員	子育て事業者 及び従事者	高橋 朗子	私立幼稚園連合会
委員		齋藤 玲子	私立保育園園長会
委員		山口 雅代	私立保育園園長会
委員		渡辺 智子	子育て事業従事者
委員	子育て事業利用者	吉村 英里	公募委員
委員		奈良 恭子	公募委員
委員		木村 望友紀	公募委員
委員	区立小学校校長	田中 明	小学校校長会
委員	小学校PTA連合会	戸井田 周一	小学校PTA連合会

【敬省略、任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

2 審議経過

年月	主な審議内容
令和5年9月6日	第5期第4回 ・子ども子育て支援事業計画令和4年度実施状況について ・「豊島区子ども・子育て支援事業計画」改定に係る区民の実態・意識に関する調査項目の検討について
令和6年3月21日	第5回 ・アンケート調査について前回との比較について ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定について
5月17日	第6期第1回 ・専門委員会の設置について ・子ども・子育て支援事業計画改定スケジュール ・子育て支援ニーズ調査について
9月3日	第2回 ・子ども子育て支援事業計画令和5年度実施状況について ・第三期豊島区子ども・子育て支援事業計画の検討について
10月28日	第3回 ・第三期豊島区子ども・子育て支援事業計画素案について ・今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間取りまとめ)について(報告)

1 委員名簿

● 第3期委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会長	南野 奈津子	大学関係等
副会長	内田 塔子	大学関係等
委員	山下 敏雅	子どもの権利擁護委員
	佐賀 豪	子どもの権利擁護委員
	加藤 優子	子どもの権利擁護委員
	高田 慶子	民生委員児童委員協議会
	山本 道子	青少年育成委員会連合会
	間嶋 健	区立小学校校長
	豊田 雅子	一般公募委員
	臼井 祐一	一般公募委員

【敬省略、任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日】

● 第4期委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会長	森田 明美	大学関係等
副会長	内田 塔子	大学関係等
委員	高田 慶子	民生委員児童委員協議会
	佐藤 妙子	青少年育成委員会連合会
	比金 敏彦	区立小学校校長
	八尋 崇	区立中学校校長
	飯塚 昇	区立小学校PTA
	上野 大典	区立中学校PTA
	北條 直子	一般公募委員
	大伍 将史	一般公募委員

【敬省略、任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

② 審議経過

年月	主な審議内容
令和5年7月24日	第3期第5回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態 ・意識に関する質問項目の検討
9月15日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態 ・意識に関する調査項目の検討
令和6年2月29日	第7回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査の結果 ・子どもの権利推進計画実施状況について
3月28日	第8回 ・子どもの権利に関する普及・啓発の取組について ・子どもの権利相談室開設後の状況について
5月30日	第4期第1回 ・「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の体系(案)について
7月1日	第2回 ・豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り ・新たな計画の目標Ⅰに係る取組の方向性 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査について
8月9日	第3回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について
9月27日	第4回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について ・新たな計画の第3章「施策の方向」について
令和7年1月10日	第5回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査の再評価

第32期豊島区青少年問題協議会第7回定例協議会・第6期第4回豊島区子ども・子育て会議・第4期第6回豊島区子どもの権利委員会合同会議

1 審議経過

年月	主な審議内容
令和7年3月19日	・パブリックコメントの結果及び区の考え方 ・「豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」策定についての答申

【2】 計画策定へ向けた子ども・若者の意見反映の取組

「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の策定にあたっては、令和5年11月に実施した「子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査・ヒアリング調査(p32～p57)」の他、以下の取組を行いました。

1

新たに「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)子ども版」を策定

① 子ども版概要

- 内 容:子どもにとって身近で親しみやすい施策を選定し紹介
- 対 象:小学4～6年生及び中学生
- 編集方針:子どもが基本理念である“「自分らしく成長する」意欲”や“豊島区で暮らす安心感”を持つことを目指す「エンパワーメントツール」



【子ども版案策定へ向けた意見聴取の実施概要】

年 月 日	令和6年11月26日、27日
実施方法	子どもスキップで子ども版のたたき台により区職員が意見聴取を実施。
対象者数	3年生1か所2名・ 4年生3か所7名・ 5年生3か所10名・ 6年生3か所4名、 合計23名



策定のポイント

計画の理念を区政において具現化するため、子ども版の案段階から子ども等の意見を反映し作成

- | | | |
|-------|---------------|--------------------------|
| ポイント① | クイズ形式による計画 | ▶ 子ども等の興味を誘引 |
| ポイント② | 子ども等への適切な情報提供 | ▶ 居場所や相談窓口など必要な情報を掲載 |
| ポイント③ | 多面的な意見聴取 | ▶ 放課後児童施設での意見聴取や、アンケート実施 |

子ども版策定における子どもの声の反映

様々な子ども・若者たちの意見を踏まえ、子ども版のブラッシュアップを実施

具体的な子ども等の声

クイズの聞き方は「できないこと」を聞くのではなく、「できること」を聞いた方がよい。

反映

ジャンプでドラムや料理をやってみたい。どんな施設なのか知りたい。

反映

面白そうな施設があることは分かったけど、両親に連れて行ってもらうには、場所など詳しい情報も載せてほしい。

反映

計画への反映概要

クイズの形式を変更
(反映後)
中高生センタージャンプでできること
はどんなこと？

ジャンプの料理室や
ライブの写真を掲載



各施設のアクセス等について、
二次元コードを追記し、子どもの次の行動へのフォロー

① 小中学生

計画子ども版の案により、区立小中学生へのオンラインアンケート調査を実施しました。

【実施概要】

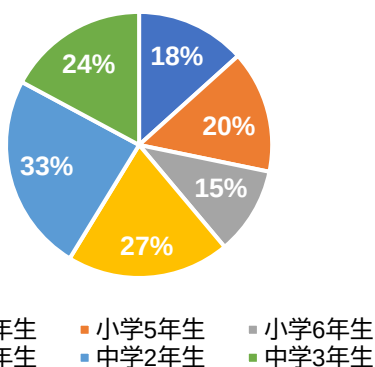
年月日	令和6年12月20日から令和7年1月17日まで
実施方法	教育委員会と連携して子ども版の計画案を区立小中学校生徒のタブレットへ送付し、オンラインアンケート調査を実施
対象者数	小学4～6年生 22校4,635名・中学生 8校2,775名、合計30校7,410名
回答数	1,603名（回答率21.6%）



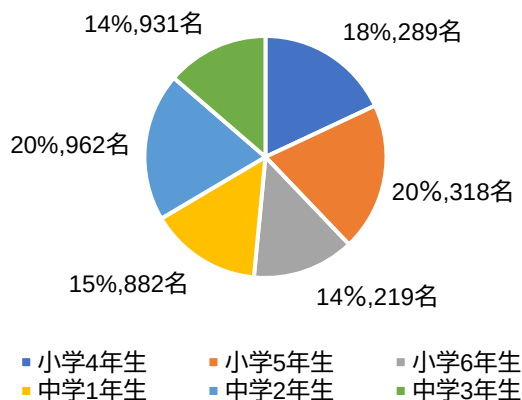
【アンケート調査結果概要】

●回答者属性

学年別回答率



学年別回答者数(n=1,603)



●意見概要

【豊島区の施策について】

- ・困っている子どもたちのために身近な相談窓口などを考えるきっかけとなるようにしてほしい。
- ・子ども版は、子どもの権利について考えるきっかけになると思う。
- ・子ども版により、豊島区が自分たちのことを考えてくれると感じることができると思う。
- ・家で勉強がしづらい小学生のために集中して勉強できる施設をつくってほしい。
- ・ジャンプやスキップといった施設が多くあるとよいと思う。
- ・家の近くにボール遊びができる公園がほしい。

【子どもへの計画の広報について】

- ・クイズに答えだけでなく解説があるとわかりやすい。
- ・カラーでイラストがあると見やすいと思う。
- ・表紙が見やすいと、内容をみたくなると思う。
- ・漢字全てにふりがながあると読みやすい（外国ルーツの子どもから）。
- ・地図を付ける等して具体的な情報がほしい。
- ・中高生向け施設があることを知り、中学生になるのが楽しみです。



2 中学生

計画子ども版の案により、区職員が中学生センタージャンプで聞き取り調査を実施しました。

【実施概要】

年 月 日	令和6年12月20日
実施方法	ジャンプ東池袋で子ども版の計画案により区職員が意見聴取を実施。 ※ジャンプ長崎で予定していた意見聴取はインフルエンザ感染予防のため中止
対象者数	中学生1か所4名・高校生1か所6名、合計1か所10名

【アンケート調査結果概要】

●意見概要

【豊島区の施策について】

- ・子ども版は、区の政策に関心を持つきっかけになると思う。
- ・区をよりよくするために様々なことを考えていきたいと思う。
- ・子どもが知らない行政情報は多くあると思う。それらを伝えていくとよいと思う。

【子どもへの計画の広報について】

- ・表紙が面白いと見たい・読みたいと思う、具体性があつたほうがよい。
- ・伝えたいことをしっかりと整理し、目立たせることが大事だと思う。
- ・伝えたいことを子どもがどう考えるか、子どもの声をいれるといいと思う。
- ・ページ数や文字の量等の情報量は、より細かく対象に併せて考えられるといいと思う。
- ・写真を入れたら、その写真が何を伝えたいのか、キャプションをつけたほうがいいと思う。
- ・クイズは「できないこと」より「できること」を設問にするほうがいいと思う。



3 若者（立教大学×豊島区 あなたと共につくる 子ども・若者のまちづくり意見交換会）

大人と若者が、政策についてともに考え、意見を共有し、若者が区の計画に主体的に関われるよう、改善案やアイデアを検討しました。

【実施概要】

年 月 日	令和6年12月18日
実施場所	立教大学新座キャンパス4号館会議室
参加者数	12名(学生5名、教員4名、区職員3名)



立教大学×豊島区
あなたと共に未来をつくる
子ども・若者のまちづくり意見交換会

12月18日（水）17:20～18:50 新座キャンパス 4号館 N422教室

豊かで住みやすい地域を実現するためには、そこに暮らす若者の意見を共有し、まちづくりに反映させることが欠かせません。

今回、立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科では、豊島区と共に「豊島区子ども・若者総合計画」の策定に向けた意見交換会を開催します。

【企画について】
豊島区では、子どもや若者が安心して暮らし、希望をもって未来を築けるように、様々な施策に取り組んでいます。その方向性を示すものとして「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しており、現在策定を行っています。この意見交換会を通じ、子どもや若者層についての情報を把握すると共に、若者の視点・意見を計画に盛り込みたいと考えています。当日は豊島区より子ども・若者施策についてお話しいただきます。その後、ワークショップ形式で意見交換を行います。

【参加対象・申し込み】
この意見交換会は、豊島区在住・通学郡に限り、立教大学の全学部・全専攻の学生を対象としています。参加を希望する学生は、Google Formにてお申し込みください。

申し込みURL: <https://forms.gle/3EwYbaXVYtndt8D>
(下記のQRコードからもアクセスできます)

主催：立教大学コミュニティ福祉学部 コミュニティ政策学科
共催：豊島区
司会：中野 希生 先生（コミュニティ福祉学部 兼任講師）
お問い合わせ：03-7799-0444 ext. 300

申し込みは
こちらから！

【意見概要】

●豊島区の子ども・若者政策について

- ・豊島区が実施する子育て支援策について、就職や結婚を視野に入れた住環境を検討するにあたり関心はあるが、情報にアクセスしづらいと感じている。また、都市特有の騒音や住環境が子育ての困難さのイメージを助長していると思われる。その点に配慮した広報等が必要と思う。
- ・将来についての相談相手は、パートナーや友人に相談する、自問自答するなど、個々のスタイルによるが、同世代の中での問題意識や課題の共有が主であるので、より広く社会で課題共有されるための施策が必要とされているのではないか。
- ・家庭内の問題(宗教的背景、家庭内暴力、アルコール依存症など)に気づかれず苦しんでいることもあると思う。家庭を支援できる仕組み作りをしてほしい。
- ・子どもを支援することは子どもを育てる人を支援することで、子どもを育てる人とは社会全体だから全ての人に関係することだと思う。子どもを支援する施策は、単に当事者のみを対象にするのではなく、社会全体を巻き込んだ仕組みが必要だと思う。
- ・自主的に集められる意見が少ないこと＝若者が興味関心を持っていないこと、ではないと思う。大人へ意見や考えを気軽に発信できる機会が少ないこともあると思う。大人と子どもが直接意見交換できる場の創設が必要であると思う。
- ・若者のアンケートの回答率が低いこと、自分が役に立たないと感じることは、「自分がみんなの居場所をつくる」という意識と関連すると思う。個々人が抱く目標や願望が、何かしようという原動力となると思う。子ども・若者が、自分の目標ややりたいことに気づくことができるきっかけづくりをしていくことも、主体性を涵養(かんよう)していくのに資するのではないかと思う。

●大人と子どもがともに政策を考えることについて

- ・豊島区の政策について新しく知ることばかりであり、他の学生の考えを聞きながら政策を知することは面白かった。より掘り下げた施策内容についても議論できる機会があるといいと思う。
- ・区の職員と直接対話できる機会はなかなかないので、とても良い体験となった。
- ・他者の意見や異なる考えを知ることで視野が広がる体験が得られ、有意義な場だった。
- ・大学生として社会や制度に意見ができたことがとても嬉しかったので、このように異なる立場の方と意見交流し、社会参加の実感が得られる企画がより多くあると良いと思う。

〔 3 〕 主な子ども・若者関連施設の位置図

1 保育施設



● 区立保育園

No.	名称
1	駒込第一保育園
2	巣鴨第一保育園
3	西巣鴨第三保育園
4	東池袋第二保育園
5	西池袋第二保育園
6	池袋第一保育園
7	池袋第二保育園
8	池袋第五保育園
9	高南保育園 令和7年5月改築工事が終了予定
10	目白第一保育園
11	目白第二保育園
12	南長崎第一保育園
13	南長崎第二保育園
14	長崎保育園
15	要町保育園
16	高松第二保育園

■ 公設民營保育園

No.	名称
1	駒込第三保育園
2	南大塚保育園

▲ 私立保育園

No.	名称
1	ミアヘルサ保育園ひびき駒込
2	コンビプラザ駒込ちどり保育園
3	さくらさくみらい 駒込
4	キッズパートナー駒込
5	駒込第二若草保育園
6	太陽の子 巣鴨駅前保育園
7	ういず巣鴨駅前第二保育園
8	ういず巣鴨駅前保育園
9	西巣鴨さくらそう保育園
10	キッズガーデン西巣鴨
11	おはよう保育園 西巣鴨
12	西巣鴨・学びの保育園
13	グローバルキッズ西巣鴨園
14	おおつかほうゆう保育園
15	アンソレイユ保育園
16	東進ポップキッズ 大塚キャンパス
17	若草保育園
18	大空と大地のなーさーい第一南大塚園
19	大空と大地のなーさーい第二南大塚園
20	キッズガーデン南大塚
21	大塚りとるばんがきんず
22	ニチキッズかみいけぶくろ保育園

23	キッズガーデン上池袋
24	さくらさくみらい 上池袋
25	まちの保育園 東池袋
26	東池袋第一保育園
27	AIAI NURSERY 第一東池袋
28	AIAI NURSERY 第二東池袋
29	クオリスキッズ東池袋保育園
30	グローバルキッズ東池袋園
31	同援さくら保育園
32	ミアヘルサ保育園ひびき池袋
33	ピオーネ雑司が谷保育園
34	ベネッセ 目白保育園
35	グローバルキッズ西池袋園
36	西池袋そらいろ保育園
37	いけぶくろこころ保育園
38	明日葉保育園池袋園
39	わくわく保育園
40	グローバルキッズ北池袋園
41	太陽の子 池袋本町保育園
42	みのり保育園
43	アスク池袋本町保育園
44	めぐみ保育園
45	雑司が谷保育園

46	雑司が谷さきっぷ保育園
47	グローバルキッズ雑司が谷園
48	ベネッセ 雑司が谷保育園
49	ミアヘルサ保育園ひびき高田
50	目白ちとせ保育園
51	目白ひかり保育園
52	グローバルキッズ椎名町園
53	おはよう保育園 椎名町
54	椎名町ひまわり保育園
55	にじいろ保育園落合南長崎

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



- 56 グローバルキッズ東長崎園
57 まなびの森保育園東長崎
58 Nicot 東長崎
59 椎名町ちとせ保育園
60 ミアヘルサ保育園ゆらりん椎名町
61 アスク長崎一丁目保育園
62 愛の家保育園
63 長崎森のなかま保育園
64 にじいろ保育園千早
65 しいの実保育園
66 千早子どもの家保育園
67 グローバルキッズ千早園

★ 小規模保育

- No. 名称
1 このえ駒込小規模保育園
2 ドリームキッズすがも保育園
3 みんなのみらい巣鴨園
4 みんなのみらい大塚園
5 南大塚早樹保育園
6 ドリームキッズかみいけ保育園
7 東池袋早樹保育園
8 ドリームキッズにし池袋保育園
9 やまのみ池袋保育園
10 イルカ保育園
11 ソラーナ目白

● 家庭的保育

- No. 名称
1 高田チャイルドルーム
2 要町ひよこ保育室

▲ 東京都認証保育所

- No. 名称
1 保育所まゐ東池袋駅前園
2 ポピンズナーサリースクール池袋
グローバルキッズ
3 E I S インターナショナル
プレスクール南長崎園
4 つくしんぼ保育所
5 あゆみ保育園

★ 企業主導型保育

- No. 名称
1 ほほえみキッズ園駒込
2 めくもりのうち
ママサポート保育 巣鴨園
3 りとるういず巣鴨駅前保育園
4 りとるういず大塚駅前保育園
5 こどもの王国保育園 西池袋園
6 池袋たいよう第三保育園
7 Bic Kids
8 北池袋さくらキッズ保育園
9 フェニックスキッズ目白高田
10 東長崎つばめ保育園

(令和7年4月1日現在)

2 子育て関連施設、幼稚園、認定こども園、 障害児関連施設



子ども家庭支援センター

No. 名称

- 1 東部子ども家庭支援センター
- 2 西部子ども家庭支援センター

区民ひろば（子育てひろば）

No. 名称

- 1 区民ひろば仰高
- 2 区民ひろば駒込
- 3 区民ひろば南大塚
- 4 区民ひろば清和第一
- 5 区民ひろば清和第二
- 6 区民ひろば西巣鴨第一
- 7 区民ひろば西巣鴨第二
- 8 区民ひろば豊成
- 9 区民ひろば朋有
- 10 区民ひろば朝日
- 11 区民ひろば上池袋
- 12 区民ひろば池袋
- 13 区民ひろば高南第一
- 14 区民ひろば高南第二
- 15 区民ひろば目白
- 16 区民ひろば長崎
- 17 区民ひろば要

No. 名称

- 18 区民ひろば椎名町
- 19 区民ひろば池袋本町
- 20 区民ひろば西池袋
- 21 区民ひろば南池袋
- 22 区民ひろば富士見台
- 23 区民ひろば千早
- 24 区民ひろば高松
- 25 区民ひろばさくら第一
- 26 区民ひろばさくら第二

児童相談所

No. 名称

- 1 児童相談所

保健所・健康相談所

No. 名称

- 1 池袋保健所 ※令和8年5月移転予定
- 2 長崎健康相談所

公立幼稚園

No. 名称

- 1 西巣鴨幼稚園
- 2 池袋幼稚園
- 3 南長崎幼稚園

私立幼稚園

No. 名称

- 1 愛心幼稚園
- 2 池袋いづみ幼稚園
- 3 学習院幼稚園
- 4 川村幼稚園
- 5 こぎくら幼稚園
- 6 白鳩幼稚園
- 7 聖パトリック幼稚園
- 8 草苑幼稚園
- 9 雑司ヶ谷幼稚園
- 10 東京音楽大学付属幼稚園
- 11 長崎幼稚園
- 12 並木幼稚園
- 13 豊南幼稚園
- 14 目白幼稚園
- 15 もみじ幼稚園

認定こども園

No. 名称

- 1 要町幼稚園

児童発達支援事業所

No. 名称

- 1 LITALICO
ジュニア巣鴨教室
- 2 LITALICO
ジュニア池袋西口教室
- 3 イルカ児童園(池袋教室)
- 4 発達支援つむぎ 目白ルーム
- 5 ファーストステップ池袋教室
- 6 ハッピーキッズスペースみんと大塚

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



- 7 手話でいえる子どもの児童発達支援・放課後等デイサービス あ〜とん塾
- 8 るくまむABA療育 目白ルーム
- 9 ABA児童発達支援・放課後等デイ療育がーあーがー雑司が谷
- 10 space Kid's.conプ・ア・ブ
- 11 放課後等デイサービス ウィズ・ユール落合南長崎
- 12 モンテッソーリ こどものいえ 目白教室
- 13 コベルプラス 大塚教室

● 放課後等デイサービス事業所

- | No. | 名称 |
|-----|-----------------------------------|
| 1 | アフタースクールの会 |
| 2 | エントランス 池袋教室 |
| 3 | 児童デイサービス・アニマートいけがくろ |
| 4 | オリーブキッズ せんかわ |
| 5 | ハッピーキッズスペースみんと大塚 |
| 6 | space Kid's 大塚 |
| 7 | 放課後等デイサービス ライトハウス |
| 8 | LITALICOジュニア池袋西口教室 |
| 9 | 手話でいえる子どもの児童発達支援・放課後等デイサービス あ〜とん塾 |
| 10 | オリーブキッズせんかわ (重症心身障害児) |
| 11 | 児童デイサービス・アニマートおつか |

- 12 ABA児童発達支援・放課後等デイ療育がーあーがー雑司が谷
- 13 放課後等デイサービス コンパスマイル落合南長崎
- 14 児童デイサービス・アニマートすがも
- 15 オリーブキッズちはや
- 16 放課後等デイサービス ウィズ・ユール落合南長崎
- 17 イルカ児童園(池袋教室)
- 18 エントランス G.O.A.T.
- 19 ワールドキッズひよこ椎名町
- 20 サクラサク
- 21 ウィズ・ユール雑司が谷
- 22 児童発達支援・放課後等デイサービス ステラーキッズ

障害児相談支援事業所

- | No. | 名称 |
|-----|-----------------|
| 1 | 生活サポートセンター・こっとな |
| 2 | 相談支援事業 ゆきわりそう |
| 3 | 豊島区立児童発達支援センター |
| 4 | Link 福祉相談局 |
| 5 | イルカ相談支援事業所 |
| 6 | 相談支援事業所 モア |

- 7 あおぞら相談支援センター
- 8 豊島区東部障害支援センター 特定相談支援事業所
- 9 豊島区西部障害支援センター 特定相談支援事業所
- 10 相談支援事業所・アニマートとしま

▲ 児童発達支援センター

- | No. | 名称 |
|-----|----------------|
| 1 | 中央愛児園 |
| 2 | 豊島区立児童発達支援センター |

★ 居宅訪問型児童発達支援

- | No. | 名称 |
|-----|-----------------|
| 1 | アットイーズ訪問型児童発達支援 |

● 保育所等訪問支援

- | No. | 名称 |
|-----|------------------------------|
| 1 | 豊島区立児童発達支援センター |
| 2 | アットイーズ訪問型児童発達支援 |
| 3 | ABA児童発達支援・放課後等デイ療育がーあーがー雑司が谷 |
| 4 | エントランス 池袋教室 |

(令和7年4月1日現在)





- 7 立教大学
- 8 東京国際大学

- ★ 中高生センタージャンプ
- | No. | 名称 |
|-----|----------------|
| 1 | 中高生センタージャンプ東池袋 |
| 2 | 中高生センタージャンプ長崎 |

- 教育センター
- | No. | 名称 |
|-----|--------|
| 1 | 教育センター |

- プレーパーク
- | No. | 名称 |
|-----|------------|
| 1 | 池袋本町プレーパーク |

- ▲ としま子ども食堂ネットワーク加入団体
- | No. | 名称 |
|-----|-------------------|
| 1 | 要町あさやけ子ども食堂 |
| 2 | 池袋こども食堂 |
| 3 | 椎名町こども食堂 |
| 4 | ほんちょこ食堂 |
| 5 | みんなのふくろう食堂 |
| 6 | IKEBUKURO TABLE |
| 7 | いけいけ子ども食堂 |
| 8 | たらふく子ども食堂 |
| 9 | TWO FINGERS 子ども食堂 |
| 10 | OOC 子ども食堂 |
| 11 | 里葉こども食堂 |
| 12 | 北大塚こども食堂・友(ゆう) |
| 13 | ちとっこテラス |
| 14 | はなぶさ子ども・だれでも食堂 |
| 15 | 西池袋子ども食堂 |

★ としま子ども学習支援ネットワーク加入団体

- | No. | 名称 |
|-----|--------------------------------|
| 1 | 子どもサポーターズとしま |
| 2 | 認定特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク |
| 3 | たけのこクラブ |
| 4 | みみずくサポーターズ |
| 5 | 認定特定非営利活動法人キッズドア |
| 6 | 放課後寺子屋 |
| 7 | 目白聖公会 |
| 8 | かみとえんぴつ |
| 9 | 特定非営利活動法人サンカクシャ |
| 10 | Mirakuru |
| 11 | 特定非営利活動法人テラコヤ |
| 12 | ジェイアカデミー |
| 13 | 一般社団法人おやとこプロジェクト |
| 14 | YELL for ALL |
| 15 | 日本語支援活動としま(略称：にしかつとしま) |
| 16 | まなびすたーり |
| 17 | 特定非営利活動法人羽ばたく力MIRAKAサポート |
| 18 | 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 |

● コミュニティソーシャルワーカー拠点

- | No. | 名称 |
|-----|------------|
| 1 | 区民ひろば西巣鴨第一 |
| 2 | 区民ひろば南大塚 |
| 3 | 区民ひろば朋有 |
| 4 | 区民ひろば高南第二 |
| 5 | 区民ひろば西池袋 |
| 6 | 区民ひろば池袋 |
| 7 | 区民ひろば富士見台 |
| 8 | 区民ひろば千早 |

■ 相談機関

- | No. | 名称 |
|-----|---------------------|
| 1 | 子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」 |
| 2 | ひとり親家庭支援センター |
| 3 | くらし・しごと相談支援センター |
| 4 | ふくろう相談室 |

- ★ その他
- | No. | 名称 |
|-----|--------|
| 1 | みらい館大明 |

(令和7年4月1日現在)

〔 4 〕 計画の進捗を測る指標一覧

目指す姿 I

子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の 方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する 理解促進	「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 - 子ども 7.8% - 保護者 14.7% - 若者 1.8% - 区施設職員 77.0% - 地域団体 57.3%	↑
	職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 - 区施設職員 54.7% - 地域団体 20.5%	↑
	区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 - 小学6年生 69.8% - 中学3年生 74.2%	目標値 80.0%
子どもの意見表明・反映 及び社会参画の促進	家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 86.5% - 中高生 92.7%	↑
	家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 52.2% - 中高生 51.6%	↑
	子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した18歳以上の区民の割合	令和5年度 19.9%	↑
	地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 35.2% - 中高生 33.7%	↑
子どもの居場所・体験活動の充実	子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度 - 就学前 60.1% - 小学生 40.5% - 中高生 39.1%	↑
	子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度 - 小学生 19.7% - 中高生 13.7%	↑
	区の施設や事業の満足度	令和5年度 - 子どもスキップ 63.8% - 中高生センター 69.0% - 公園 66.1% - 学校の校庭開放・施設開放 66.9%	↑
子どもの権利侵害の防止 及び相談・救済	学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 - 小学生 64.8% - 中高生 55.0%	↑
	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度 - 保護者 53.6% - 高校生 82.4%	↑
	困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 - 小学生 9.4% - 中高生 10.4%	↓
	上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 - 小学生 35.0% - 中高生 58.8%	↓
	悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミリーダール、アスとしまなど)の認知度	令和5年度 - 小学生 68.1% - 中高生 48.2%	↑

目指す姿 Ⅱ

妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
子どもや家庭への 医療・健康支援	安心して子どもを産む環境づくりができていると思う就学前保護者の割合	令和5年度	62.5%	↑
	これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	48.8%	↑
子育て家庭への支援	子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた就学前保護者の割合	令和5年度	67.9%	↑
	育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した就学前保護者の割合	令和5年度	18.9%	↑
	子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 71.8% - 中高生保護者 65.7%	↑
	過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 3.7% - 中高生保護者 9.0%	↓

目指す姿 Ⅲ

子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
幼児期から学童期の 教育・保育サービスの充実	保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う就学前保護者の割合	令和5年度	69.7%	↑
	保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
	子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもの主体性を尊重した 学校環境の整備	学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	↑
	学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 8.0% - 中高生 4.9%	↓
	学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	- 小学生 63.9% - 中高生 69.1%	↑
	学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いていると回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	- 小学校教職員 89.1% - 中学校教職員 94.3%	↑
子どもに関わる 人への支援	子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	- 区施設職員 77.0% - 地域団体等 57.3%	↑
	職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	- 区施設職員 42.4% - 地域団体等 66.8%	↓

目指す姿 IV

若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
若者の自立支援	自分のことが「好き」と回答した若者の割合	令和5年度	65.0%	↗
	今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	↘
	自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7%	↘
	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができる」と回答した若者の割合	令和5年度	75.7%	↗
若者の社会参画支援	若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↗
	若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	40.8%	↘
	地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがある」と回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
	国政選挙や地方選挙に行っていない」と回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘

目指す姿 V

子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
寄り添った支援 一人ひとりに	学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	↗
	過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあった」と回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生 3.7% - 中学生 7.3% - 高校生 11.0%	↘
相談体制の充実と情報発信	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができる」と回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4% - 若者 75.7%	↗
	困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくない」と回答した割合	令和5年度	- 小学生 47.7% - 中高生 62.0% - 若者 9.3%	↘
	上記の理由として、相談しても解決できないと思うから」と回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8% - 若者 69.2%	↘
	悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイヤル、アシスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2% - 若者 15.4%	↗

取組の 方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
区民・地域・企業等との連携・協働	地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 45.4% ● 小学生 51.1% ● 中高生 46.0%	↑
	職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 44.3% ● 小学生 37.1% ● 中高生 38.3%	↑
安全・安心な社会環境の整備	子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 36.0% ● 小学生 30.3% ● 中高生 31.2%	↑
	子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度 26.0%	↓
	セーフコミュニティの認証	令和5年度 認証	認証継続
安全・安心な社会環境の整備	文化芸術に触れる機会が「どちらかというとなった」と感じている18歳以上の区民の割合	令和5年度 34.6%	↑

【 5 】 語句解説

アルファベット

・CAP

Child Assault Preventionの略で、子どもへの暴力防止を指す。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。

・DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

あ行

・アウトリーチ

医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供すること。

・医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。

か行

・外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である子どもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない子どものこと。

・キャリア教育

望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

・ケアリーバー

児童養護施設や里親などによる養育(ケア)から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

・こども家庭センター

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する機関のこと。

・子ども家庭支援センター

児童虐待の予防や早期発見、子育て相談など、子どもと家庭を総合的に支援する施設のこと。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みのこと。

・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

コミュニティソーシャルワークを実践する専門職のこと。具体的な取り組みとして、地域の課題解決に向けて、住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、団体等が行う地域活動への支援(地域支援)と、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対して、住民や支援機関等と連携して行う支援(個別支援)などがある。

・コミュニティソーシャルワーク

イギリスで生まれたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・相談支援の進め方のこと。支援を必要とする人々の生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源の開発や、公的制度との関係調整を目指すもの。

さ行

・里親

親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

・自己肯定感

「自分は生きる価値がある、誰かに必要とされている」と自らの価値や存在意義を肯定できる感情のこと。

・自己有用感

他者や集団との関係の中で、「役に立てて良かった」「必要とされていると感じた」等、自分の存在を価値のあるものとして受け止める感覚。

・社会的養育

保護者の元で暮らすことができない児童を、公的責任で保護し、社会が代わって養育する仕組みのこと。

・スクールカウンセラー

臨床心理士などの専門家のこと。いじめや不登校、問題行動、児童虐待等の相談、改善、解決を図ることを目的とし、区内の全幼稚園・小中学校に派遣している。

・スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒をとりまく環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

・スクールロイヤー

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して、法律に基づいた助言や指導を行う弁護士などのこと。

・性自認

自分の性別をどのように認識しているかを指し、一般的に「心の性」といわれる。

・性的指向

恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか、向いていないかを指している。性的指向が異性に向いている異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向いている同性愛（ホモセクシュアル）、女性と男性の両方に向く両性愛（バイセクシュアル）などがある。

た行

・地域型保育事業所

認可の保育施設。認可保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設。

・デートDV

交際相手間の暴力のこと。暴力による支配と恋愛感情を混同しやすく、親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

・特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

は行

・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

・ひきこもり

「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう(ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く)。

①自宅や自室に閉じこもっている状態の人

②時々買い物などで外出することがある人

・プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした屋外のあそび場のこと。

・保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。

・フォスタリング機関

フォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。

なお、フォスタリング業務とは以下の業務をさす。

①里親のリクルート及びアセスメント

②登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

③子どもと里親家庭のマッチング

④里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)

ま行

・マイほいくえん

保育園を身近な子育ての拠点として登録し、育児相談や保育園イベントへの参加ができる事業

・マルチメディアデ이지ー

視覚に障害のある人や加齢などにより文字が見えにくい人、発達障害のある人など活字による読書が困難な人に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。DAISYとはDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。

や行

・要支援家庭

子育ての不安・問題を解消し、虐待を予防・防止するために地域全体で保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭のこと。

・要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)のこと。

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと(概ね30歳未満の者。状況に応じ40歳未満を含む)。

わ行**・ワーク・ライフ・バランス**

誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

【 6 】 関連法令

1

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めているのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。

(4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

(5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。

(6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

せん。

5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、とし子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

(3) 仲間をつくり、集まること。

(4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制

- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

- 第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。
- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
 - 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
 - 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
 - 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

- 第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。
- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
 - 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
 - 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
 - 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
 - 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

- 第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

- 第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。
- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるよう様々な方法を講じなければなりません。
 - 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
 - 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。
(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)
- 第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。
- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
 - 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。
- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
 - 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができ

ます。

- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（擁護委員の職務）

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

（是正要請の尊重）

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

（是正要請及び報告の公表）

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

（救済及び回復のための連携）

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

（活動状況等の報告及び公表）

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

（庶務）

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

（施策の推進）

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

（推進計画の策定）

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保

- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備

- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

（豊島区子どもの権利委員会の設置）

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（権利委員会の職務）

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

（答申及び提言の尊重）

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

（会長及び副会長）

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（招集等）

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

（庶務）

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

（委任）

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規

則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

2

豊島区いじめ防止対策推進条例 (平成26年10月27日条例第33号)

(前文)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、ときには、生命や身体に危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

学校及び学校の教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童・生徒に徹底させるとともに、人と人との心が触れ合う豊かな体験を通じて、児童・生徒一人一人の心を耕すなど、いじめを予防する指導の充実を図ることが必要です。また、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し、児童・生徒との信頼関係の構築に努めなければなりません。

いじめを根絶するためには、すべての児童・生徒、すべての豊島区民が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもつ必要があります。よって、ここに、いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、いじめ根絶のための施策を、豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定します。

(令元条例18・一部改正)

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)及び区立学校等の責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(令元条例18・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

2 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

3 この条例において「区立学校」とは、前項に規定する学校であって、区が設置するものをいう。

4 この条例において「児童・生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

6 この条例において「関係機関等」とは、警察、児童

相談所その他いじめの防止等に関する機関等をいう。

7 この条例において「区民」とは、区内に在住又は在勤する者をいう。

(令元条例18・一部改正)

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害であることに鑑み、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。

3 区立学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の機関全体で組織的に取り組まなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(令元条例18・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果

的に推進しなければならない。

（区立学校及び区立学校の教職員の責務）

第5条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、教育委員会の機関全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むものとする。

2 区立学校及び区立学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守り通し、当該児童・生徒の保護者を支援するとともに、いじめを行っていると思われる児童・生徒及びその保護者に対して指導・助言を行うなど、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（令元条例18・全改）

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童・生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（区民及び関係機関等の役割）

第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（豊島区いじめ防止対策推進基本方針）

第9条 区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）に、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やインターネット上のいじめの防止等のための対策を定めるものとする。

（学校いじめ防止対策推進基本方針）

第10条 区立学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会）

第11条 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）

を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 小・中学校長代表

(3) 保護者代表

(4) 区民

(5) 豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号）第22条第1項に規定する豊島区子どもの権利擁護委員

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策委員会の庶務は、教育部において処理する。

7 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平27条例27・令元条例18・一部改正）

（関係機関等との連携等）

第12条 区は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 関係機関等は、いじめを発見したときは、速やかに事実確認を行い、当該児童・生徒の在籍する学校と情報を共有するとともに、連携していじめの解消に努めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第13条 区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理又は福祉等に関する専門職その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（重大事態への対処）

第14条 教育委員会は、区立学校と一元的な方針の下、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に迅速かつ適切に対処できるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ調査委員会）

第15条 教育委員会は、重大事態について、事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ調査委員会（以下「調査

委員会」という。)を置く。

- 2 区立学校は、重大事態が発生した場合には、調査委員会及び教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以上をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
- 6 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができないおそれがある委員があるときは、調査委員会の決定を経て当該委員を除斥することができる。
- 7 委員は、公平な調査を行うことができない相当な理由があるときは、調査委員会の決定を経て、自ら調査等を回避することができる。
- 8 調査委員会の庶務は、教育部において処理する。
- 9 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令元条例18・追加)

(豊島区いじめ特別調査委員会)

- 第16条 区長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区いじめ特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)を置くことができる。
- 2 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。
 - 3 区立学校、区その他関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
 - 4 特別調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等であって、第1項の報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員10人以上をもって組織する。
 - 5 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
 - 6 特別調査委員会を設置したときは、区長は、これを豊島区議会に報告する。
 - 7 特別調査委員会の庶務は、子ども家庭部において処理する。
 - 8 第4項、第5項及び前項に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(令元条例18・追加)

(個人情報の取扱い)

- 第17条 区は、この条例の施行に当たって、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、

当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 対策委員会、調査委員会又は特別調査委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令元条例18・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

(令元条例18・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年3月20日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

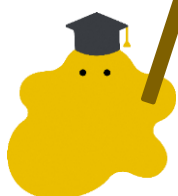
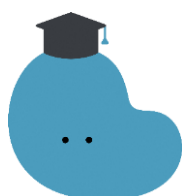
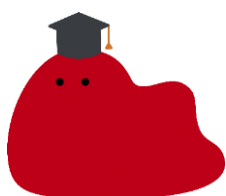
附 則(令和元年10月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に設置されている豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に、この条例による改正後の豊島区いじめ防止対策推進条例第11条第4項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。これらの委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

豊島区子ども・若者総合計画は、
概要版・子ども版と併せて
区ホームページで
公開しています。



子ども版ナビゲーター：
としまーズ

豊島区子ども・若者総合計画

令和7年3月

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111(代表)

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。